

付 属 資 料

1. 環 境 基 準
（ 大 気 汚 染、水 質 汚 濁、騒 音 ）
2. 西 淀 川 区 大 気 汚 染 緊 急 対 策 大 綱
3. ク リ ー ン エ ア プ ラ ン
（ 大 気 汚 染 防 止 計 画 基 本 構 想 ）
4. ク リ ー ン ウ ォ ー タ ー プ ラ ン 抜 粋
（ 水 質 汚 濁 防 止 対 策 ）
5. 大 阪 市 公 害 対 策 審 議 会 （ 諮 問 ・ 答 申 ・ 意 見 ）
6. 昭 和 4 8 年 度 大 阪 市 公 害 関 係 予 算 総 括 表
7. 昭 和 4 8 年 度 環 境 保 全 国 家 予 算 及 び 財 政 投 融 資 一 覧
8. 公 害 対 策 関 係 組 織 機 構 図
9. 公 害 対 策 関 係 職 員 数
10. 公 害 関 係 協 議 会 等 一 覧 表

1 環境基準

I 大気汚染に係る環境基準

(昭和48年5月16日 環境庁告示第35号)

公害対策基本法第9条第1項による大気汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準(以下「環境基準」という。)およびその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、同表の中欄に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気汚染の状況の的確には握ることができると認められる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

第2 達成期間

- 1 一酸化炭素、浮遊粒子状物質または光化学オキシダントに係る環境基準は、維持されまたは早期に達成されるよう努めるものとする。
- 2 二酸化いおうに係る環境基準は、維持されまたは原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。
- 3 二酸化窒素に係る環境基準は、維持され、または5年以内においてできるだけ早期に達成されるよう努めるものとする。ただし、過度の人口集中地域または大規模工業立地地域であって、総合的な対策を講じて5年以内に当該環境基準が達成されることが困難な地域にあつては、次の中間目標が5年以内に達成されるとともに、脱硝技術その他の画期的な防止技術の実用化等の諸施策をさらに推進することにより、8年以内に当該環境基準が達成されるよう努めるものとする。中間目標、年間を通じて、二酸化窒素の1時間値の1日平均値が0.02ppm以下である日数が総日数に対し60パーセント以上維持されること。

別 表

| 物 質 | 二酸化いおう | 一酸化炭素 | 浮遊粒子状物質 | 二酸化窒素 | 光 化 学 オキシダント |
|---|--|--|--|--|--|
| 環境上の 条件 | 1時間値の1日 平均値が0.04 ppm以下であ り、かつ、1時 間値が0.1ppm 以下であること。 | 1時間値の1日 平均値が10ppm 以下であり、か つ、1時間値の 8時間平均値が 20ppm以下で あること。 | 1時間値の1日 平均値が0.10 mg/m ³ 以下であ り、かつ、1時 間値が0.20 mg /m ³ 以下である こと。 | 1時間値の1日 平均値が0.02 ppm以下であ ること。 | 1時間値が0.06 ppm以下であ ること。 |
| 測定方法 | 溶液導電率法 | 非分散型赤外分 析計を用いる方 法 | 濾過捕集による 重量濃度測定方 法またはこの方 法によって測定 された重量濃度 と直線的な関係 を有する量が一 らるる光散乱法 | ザルツマン試薬 を用いる吸光光 度法 | 中性ヨウ化カリ ウム溶液を用い る吸光光度法ま たは電量法 |
| <p>備 考</p> <p>1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。</p> <p>2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</p> | | | | | |

Ⅱ 水質汚濁に係る環境基準

(昭和45年 4月21日 閣議決定)

(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号、60号)

(1) 人の健康に係る環境基準(全水域)

| 項目 | シアン | アルキル 水銀 | 有機リン | カドミウム | 鉛 | クロム (6価) | ヒ素 | 総水銀 |
|----------|--|--|--|--------------------|--------------------|----------------------|--------------------|--------------|
| 基準値 | 検出され ないこと | 検出され ないこと | 検出され ないこと | 0.01ppm 以下 | 0.1 ppm 以下 | 0.05 ppm 以下 | 0.05 ppm 以下 | 検出され ないこと |
| 測定 方法 | 日本工業 規格 K0102 (以下 「規格」 という) 29.1.2 および 29.3 に 掲げる方 法 | 昭和43年 7月29日 経済企画 庁告示第 7号に規 定するガ スクロマ トグラフ 法および 薄層クロ マトグラ フ分離ジ チゾン比 色法の両 方法 | 規格23 に掲げる 方法(た だし、メ チルジメ トンにつ いては薄 層クロマ トモリ ブデナム 青法) | 規格40 に掲げる 方法 | 規格39 に掲げる 方法 | 規格51.2 に掲げる 方法 | 規格48 に掲げる 方法 | ジチゾン 吸光度法 |

(2) 生活環境に係る環境基準

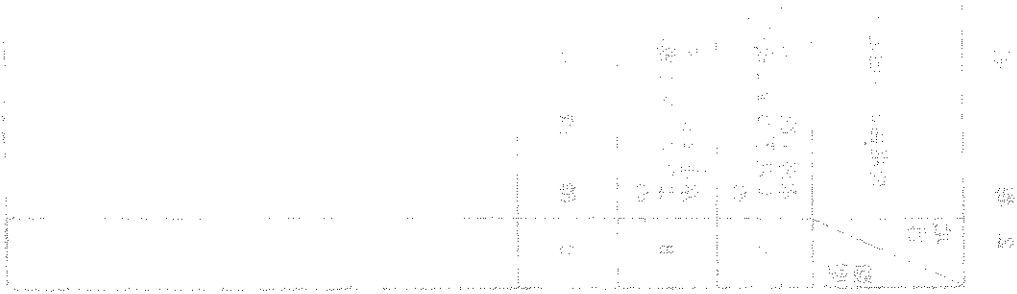
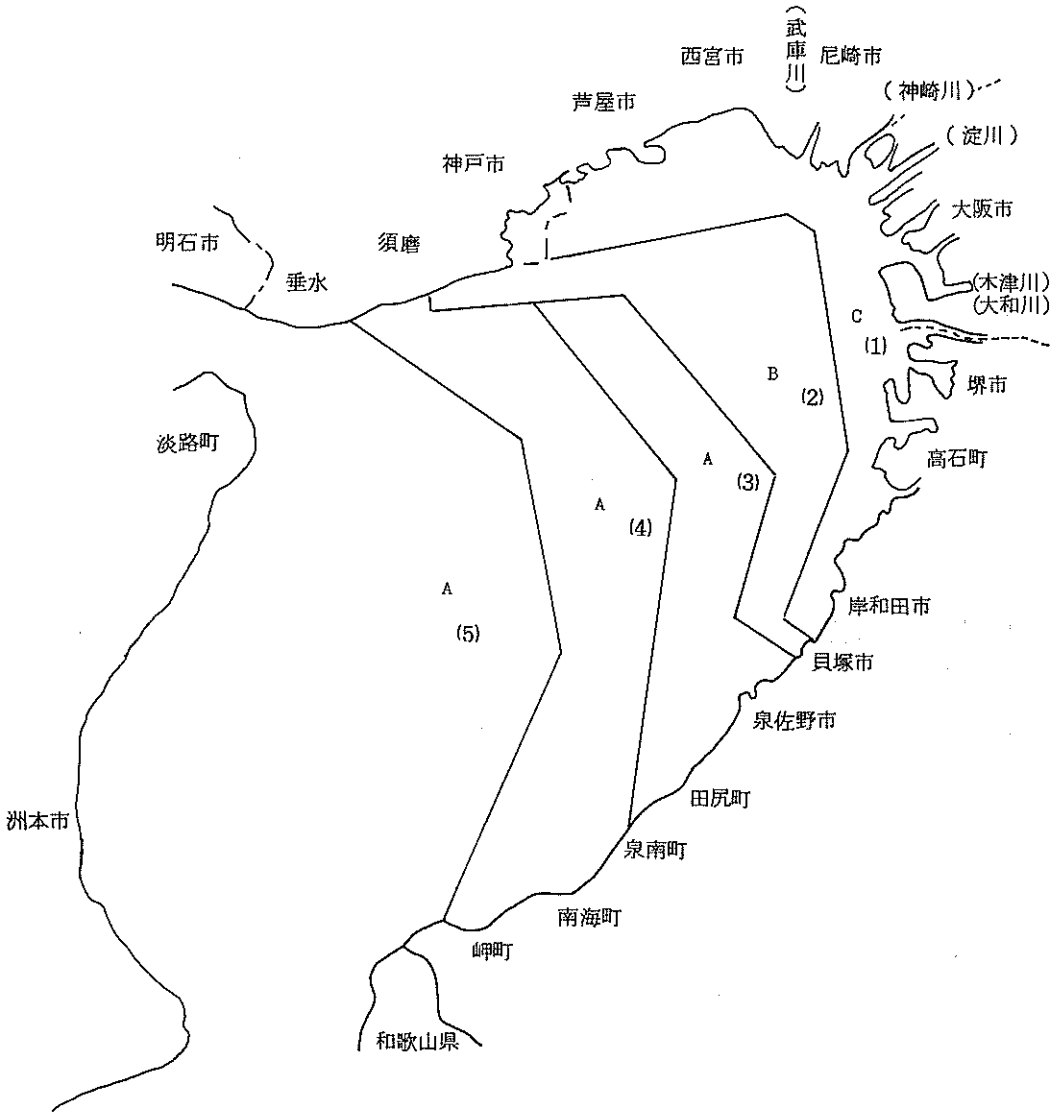
1. 河 川

| 項目 類型 | 利用目的の適心性 | 基準 値 | | | | | 水 域 類 型 (但し、大阪市域関係分のみ) |
|----------|----------------------------------|------------------|-------------------------|-------------------------|----------------|----------------------|---|
| | | 水素イオン 濃 (pH) | 生物化学的 酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質 量 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大 腸 菌 群 数 | |
| AA | 水道1級自然環境保全 およびA以下の欄に掲 げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 1ppm 以下 | 25ppm 以下 | 7.5ppm 以上 | 50 MPN/100ml以下 | |
| A | 水道2級水産1級水浴 およびB以下の欄に掲 げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 2ppm 以下 | 25ppm 以下 | 7.5ppm 以上 | 1,000 MPN/100ml以下 | |
| B | 水道3級水産2級およ びC以下の欄に掲げる もの | 6.5 以上 8.5 以下 | 3ppm 以下 | 25ppm 以下 | 5ppm 以上 | 5,000 MPN/100ml以下 | 淀川下流1(京都府境から長柄堰まで) |
| C | 水産3級工業用水1級 およびD以下の欄に掲 げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 5ppm 以下 | 50ppm 以下 | 5ppm 以上 | — | 大川(全域) |
| D | 工業用水2級農業用水 およびE以下の欄に掲 げるもの | 6.0 以上 8.5 以下 | 8ppm 以下 | 100ppm 以下 | 2ppm 以上 | — | 淀川下流2(長柄堰より下流) 堂島川(全域) 大和川下流(浅香山より下流) |
| E | 工業用水3級環境保全 | 6.0 以上 8.5 以下 | 10ppm 以下 | ごみ等の浮 遊が認めら れないこと | 2ppm 以上 | — | 土佐堀川(全域)安治川(全域)道頓堀川(全域) 尻鹿川(全域)木津川(全域)住吉川(全域) 六軒屋川(全域)正蓮寺川(全域)木津川運河(全域) 十三間堀川(全域)神崎川(全域) |
| 測 定 方 法 | | 規格8に掲 げる方法 | 規格16に 掲げる方法 | 規格10.2.1 に掲げる方 法 | 規格24に 掲げる方法 | 最確数によ る定量法 | |

2. 海 域

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準 | | | | 値 | | 水域 | 特 待 型 |
|----------|---------------------------|--------------------|--|----------------------|---|------------------------|----------------------------|----|-------------|
| | | 水素イオン 濃 (pH) | 化学的酸素 要 求 量 (COD) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌 群 数 | ノヘキサン 抽出物質 (袖分)等 | ノヘキサン 抽出物質 (袖分)等 | | |
| A | 水産1級、水浴および B以下の欄に掲げるもの | 7.8 以上 8.3 以下 | 2ppm 以下 | 7.5 ppm 以上 | 1,000 MPN/100ml以下 | 検出されな いこと | 大阪湾(3) 大阪湾(4) 大阪湾(5) | | |
| B | 水産2級、工業用水お よびCの欄に掲げるもの | 7.8 以上 8.3 以下 | 3ppm 以下 | 5 ppm 以上 | — | 検出されな いこと | 大阪湾(2) | | |
| C | 環 境 保 全 | 7.0 以上 8.3 以下 | 8ppm 以下 | 2 ppm 以上 | — | — | 大阪湾(1) | | |
| | | 規格8に掲 げられる方法 | 規格13に 掲げられる方法 (ただし、 B類の工 業用水お よび水産2級 のうちノリ 養殖の利水 点における 測定方法は アルカリ性 法) | 規格24 に掲げら れる方法 | 最 確 数 に よ る 定 量 法 | ノヘキサン 抽 出 法 | | | |

大阪湾環境基準類型図



Ⅲ 騒音に係る環境基準

(昭和46年5月25日 閣議決定)

地域の類型および時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

| 地域の類型 | 時間の区分 | | |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| | 昼間 | 朝夕 | 夜間 |
| AA | 45ホン(A)以下 | 40ホン(A)以下 | 35ホン(A)以下 |
| A | 50ホン(A)以下 | 45ホン(A)以下 | 40ホン(A)以下 |
| B | 60ホン(A)以下 | 55ホン(A)以下 | 50ホン(A)以下 |

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下道路に面する地域という。)については、目標値は上表によらず次表の基準値に掲げるとおりとする。

| 地域の区分 | 時間の区分 | | |
|-----------------------------|-----------|-----------|-----------|
| | 昼間 | 朝夕 | 夜間 |
| A地域のうち2車線を有する道路に面する地域 | 55ホン(A)以下 | 50ホン(A)以下 | 45ホン(A)以下 |
| A地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域 | 60ホン(A)以下 | 55ホン(A)以下 | 50ホン(A)以下 |
| B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域 | 65ホン(A)以下 | 60ホン(A)以下 | 55ホン(A)以下 |
| B地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域 | 65ホン(A)以下 | 65ホン(A)以下 | 60ホン(A)以下 |

本目標値は航空機騒音、鉄道騒音および建設騒音には適用しないものとする。

- 1(1) AAをあてはめる地域は療養施設が集合して設置される地域などくに静穏を要する地域とすること。
- (2) Aをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とすること。
- (3) Bをあてはめる地域は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。

2 西淀川区大気汚染緊急対策大綱

昭和45年6月策定

I はじめに

西淀川区は、市の北西部に位置し、西は尼崎市の工業地帯に接している。

面積は11.16㎢(市域の5.5%)、人口は112,500人(全市の3.7%)で、この区は古くから工業が盛んで、生産事業場数は794(西淀川工業協会加盟工場)あり、その60%は小企業である。しかし、臨海部には、鉄鋼、化学などの大企業があり、製造品出荷額は2,080億円(全市の7.9%)で、22区中4番目になっている。

つきに、区の重油使用量は、約14万㎢(全市の7.6%)であり、業種別では、鉄鋼業が53.8%、化学工業が13.4%を占め、他業種の占める割合は低い。

また、この区は位置的条件からみて、年間を通じて、北東及び西の風が強く、特に冬季には、西寄りの季節風が卓越する。このため、大気汚染の面で、区内でのいおう酸化物に排出による影響はもとより、隣接市の尼崎市からの影響もかなりのものと推察される。

そこで、これに対処すべく、昭和40年12月の大阪市公害対策審議会の答申にもとづき、西部臨海工業地帯を「大気汚染特別地区」と定め、とくに西淀川区を重点的に対策を推し進めることになった。

そして、昭和41年度から、精密汚染調査を開始し、発生源と環境濃度との因果関係の究明を進めるとともに、審議会の中に、地元代表を入れた特別地区対策専門部会を発足させた。

昭和43年1月から3ヶ月間、発生源調査を総合的に実施するほか、専門部会で種々検討を重ねるとともに、尼崎市と公害行政連絡会を43年8月に発足させ、相互の公害関係資料の交換、共同汚染調査等を実施し、広域的な公害対策をすすめている。

しかし、区の大気汚染および人体影響の実態から、昭和44年12月、川崎市、四日市市の一部とともに公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法にもとづき地域指定を受けた。従って、この汚名を返上すべく、いおう酸化物濃度を低減し、環境整備をはかるための緊急の対策が必要となった。

II 公害の現状

II-1 大気汚染

1. いおう酸化物濃度

区内のほぼ中央部に位置する淀中モニタリングステーションでは、昭和43年8月から電気伝導度法による連続測定を行っており、(昭和39年12月～43年7月までは大和田小学校)昭和44年度の測定結果では、年平均0.083ppmと全市平均(市内11カ所)0.064ppmを大きく上

まわっている。また、環境基準との比較を行なうと全項目とも不適合となる。(表1)

表1 西淀川区におけるいおう酸化物濃度の環境基準との比較

昭和44年度(淀中学校モニタリングステーション測定結果)

| 測定点 | 環境基準 | 1時間値 0.2 ppm 以下の時間数 | 1日平均値 0.05 ppm 以下の日数 | 1時間値 0.1 ppm 以下 時間数 | 年平均値 ppm |
|------|------|------------------------|----------------------------|---------------------------|---------------------|
| | | 総時間数 | 総日数 | 総時間数 | |
| | | 99%以上 であること | 70%以上 であること | 88%以上 であること | 0.05 ppmを こえないこと |
| 西淀川区 | | 95.7 | 24.9 | 75.3 | 0.083 |
| 全市平均 | | 97.4 | 44.3 | 84.3 | 0.064 |

昭和42年から区内10カ所で行なっている二酸化鉛法による測定結果では、3年間を通じて9カ所が $2\text{ mg/day}/100\text{ cm}^3\text{ PbO}_2$ 以上を示し、4カ所が 3 mg 以上となつて、区内平均値を全市平均(33カ所)と比較すると、昭和42年1.78倍、昭和43年1.60倍、44年1.73倍となる。(表2)

つぎに隣接する尼崎市と西淀川区との汚染濃度分布をみると、西淀川区の佃地区から尼崎市の大物以南にかけて、 4 mg の著しい高濃度が出現し、尼崎市臨海部から西淀川全域にわたる広範囲に高い値(3~ 3.5 mg)を示していることから、尼崎市南部と西淀川区は一連の高濃度汚染地域を形成していることがわかる。

また、昭和41年11月から区内の詳細な汚染分布状況を把握するため行なっているアルカリろ紙法による調査結果では、鉄鋼、化学工場の大発生源が存在する大野町附近で $4\text{ mg/day}/100\text{ cm}^3$ 、福、西島、大和田、佃附近および御幣島附近で 3 mg とこれに続いている。このように、区全体で2~ 2.5 mg と高濃度汚染のなかで、南西象限はきわめて高い汚染を示している。(図1)

ばいじん濃度

デジタル粉じん計による浮遊ばいじん量の昭和44年の測定結果では、年平均 $0.197\text{ mg}/\text{m}^3$ と市内平均 $0.209\text{ mg}/\text{m}^3$ よりわずかに少なく、米国式ダストジャーによる降下ばいじん量は、大正区、此花区よりも少なく、市内平均値よりやや下まわる値を示している。(表3)

表2 西淀川区におけるいおう酸化物濃度の経年変化（二酸化鉛法による）

昭和42年～44年

単位：SO₃ mg/day / 1000 μPbO₂

| 測定点 \ 年別 | 昭和42年 | 昭和43年 | 昭和44年 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 西淀川区役所 | 3.39 (0.12) | 3.69 (0.13) | 3.38 (0.12) |
| 川北小学校 | 2.99 (0.10) | 2.99 (0.10) | 2.96 (0.10) |
| 淀中学校 | — (—) | 2.98 (0.10) | 3.01 (0.11) |
| 福小学校 | 3.65 (0.13) | 4.03 (0.14) | 3.54 (0.12) |
| 姫島病院 | 0.95 (0.03) | 1.77 (0.06) | 1.72 (0.06) |
| 日本ハム | 2.87 (0.10) | 2.43 (0.09) | 2.18 (0.08) |
| 佃小学校 | 4.08 (0.14) | 3.57 (0.12) | 3.72 (0.13) |
| 歌島中学校 | 4.34 (0.15) | 3.83 (0.13) | 3.15 (0.11) |
| 淀商高 | 3.18 (0.11) | 2.67 (0.09) | 2.54 (0.09) |
| 香箕小学校 | 3.19 (0.11) | 2.79 (0.10) | 3.10 (0.11) |
| 区内平均値 | 3.18 (0.11) | 3.08 (0.11) | 2.93 (0.10) |
| 市内(33地点)平均値 | 1.78 (0.06) | 1.92 (0.07) | 1.69 (0.06) |

注) 表中()の数字は1 mgを0.035 ppmとして、ppm単位に換算したものの。

表3 西淀川区区内における降下ばいじん量の経年変化

昭和36年～44年




単位：ton/km²/month

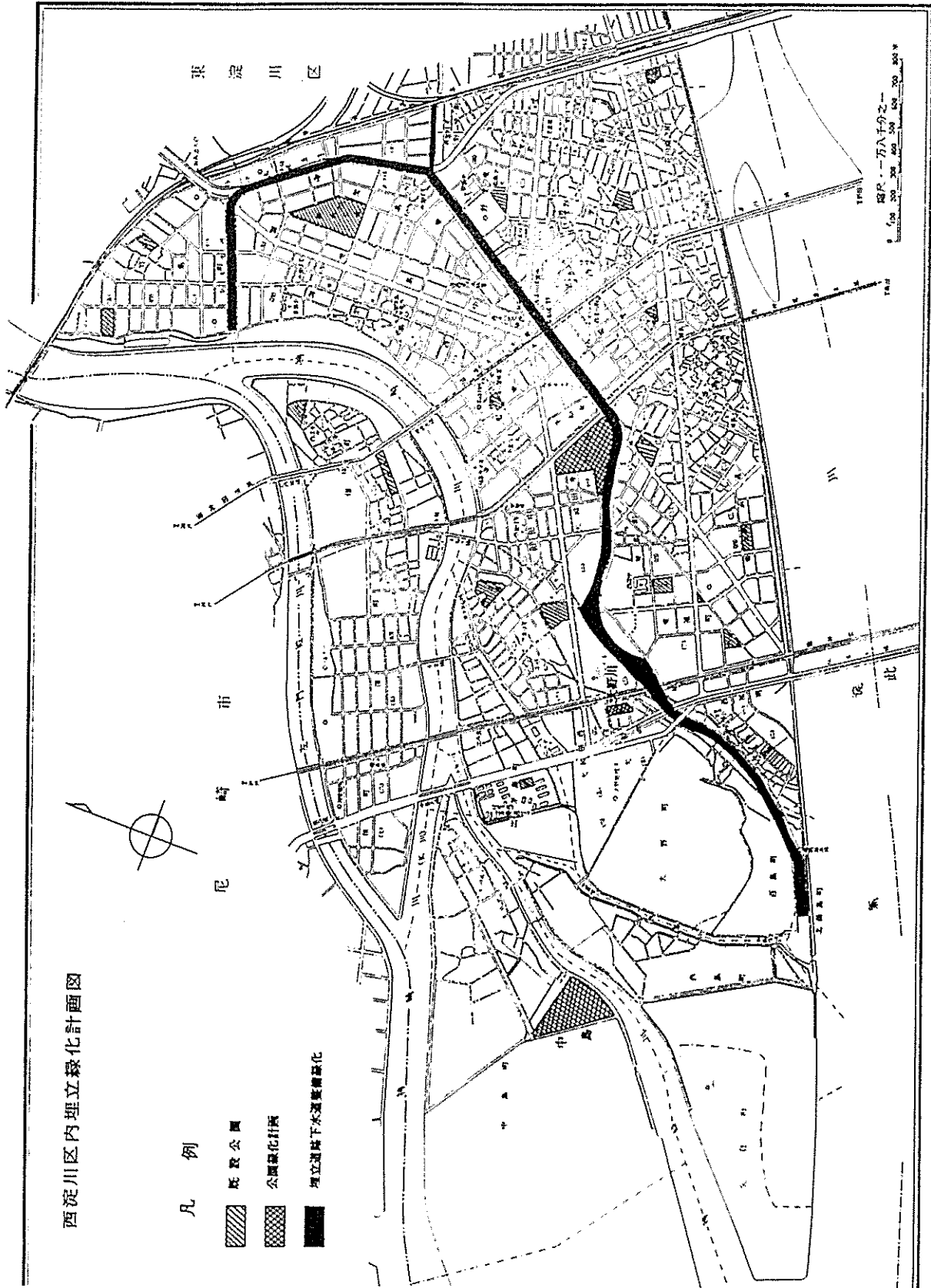
| 年別 測定法 | 昭和 36年 | 37年 | 38年 | 39年 | 40年 | 41年 | 42年 | 43年 | 44年 |
|-----------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 西淀川区 | 16.55 | 15.36 | 16.98 | 14.45 | 10.82 | 9.98 | 6.65 | 9.75 | 13.55 |
| 市内平均 | 17.81 | 14.91 | 14.58 | 12.28 | 11.46 | 11.24 | 12.34 | 12.14 | 13.44 |

注) 昭和42年以前の値はダストジャー法に換算したものの。

西淀川区内埋立幕化計画図

凡例

-  既設公園
-  公園幕化計画
-  埋立幕下水道整備幕化



汚染の要因

汚染の要因として、区の地勢、気象、発生源の状態等種々考えられるが、特に汚染物排出量と関係の深い重油使用量は、全市の約7.6%にすぎないが、鉄鋼、化学工業だけで区内の67.2%を占めている。(表4)

表4 西淀川区の燃料使用量

昭和42年度

| 燃料種別 | | 使用量 | 備考 |
|------|-------------|-------------------------|---|
| 重油 | A | 2,737.8 kℓ | 鉄鋼業 7,4673.7 kℓ (53.8%) 化学工業 1,8683.3 kℓ (13.4%) (全市使用量 1,836,131.3 kℓ) |
| | B | 65,270.8 // | |
| | C | 64,293.2 // | |
| | L・S・C | 6,833.0 // | |
| | 計 | 139,134.8 // | |
| 石炭 | 1,350.6 ton | (全市使用量 1,588,033.5 ton) | |

また、この業種のうち、硫酸製造、硫化鉍から起因するいおう酸化物の排出が多く、一層深刻なものとなっている。

一方、隣接する尼崎市の燃料使用量は、西淀川区の10倍以上であり、その大半が臨海部にある火力発電所など大発生源で使用され、西淀川区への影響はかなり大きいものと考えられる。(表5)

表5 尼崎市の燃料使用量

昭和43年現在

| 燃料種別 | 使用量 | 備考 |
|------|-----------------|-----------------------------|
| 重油 | 1,389,617.0 kℓ | 火力発電所 715,575.0 kℓ (51.5%) |
| 石炭 | 1,036,164.0 ton | 火力発電所 991,146.0 ton (95.6%) |

大気汚染による被害

大気汚染のもたらす被害は、人体への影響をはじめ、いろいろな方面にわたっている。

昭和40年から3カ年にわたる経済被害調査結果では、西淀川区は家計、企業をあわせ、年間約12億円の被害があり、家計への被害では1世帯当り全市平均14,000円に対し、西淀川区は31,000円、企業への被害では、1企業当り全市平均21,000円に対し、西淀川区では78,000円となっている。

また、人体影響調査として昭和44年7月に発表された近畿地方大気汚染調査連絡会のばい煙等影響調査結果による慢性気管支炎の有症者率は、西淀川区は8.9%を示し、此花区の5.2%よりかなり高く、府下の田園地区(2%以下)の4.5倍に達している。

このような汚染の状況、人体への影響からはじめに述べたごとく、被害者救済法の地域指定を受け、西淀川区の被害者認定者数は、昭和45年6月8日現在653人(審査数657人)である。(表6.7)

表6 公害被害者認定審査状況

(45年6月8日現在)

| | |
|-------|------|
| 受付申請数 | 705人 |
| 審査数 | 657人 |
| 認定可 | 653人 |
| 認定否 | 3人 |
| 要再診 | 0人 |
| 保留 | 1人 |

表7 公害被害者認定者の疾病別、性別内訳

(46年6月8日現在)

| 疾病名 | 性・年齢 計 | 男 | | | | 女 | | | |
|----------|-----------|------|------------|-------------|-----------|------|------------|-------------|-----------|
| | | 3才未満 | 3才～ 12才 | 12才～ 39才 | 40才 以上 | 2才未満 | 3才～ 12才 | 12才～ 39才 | 40才 以上 |
| 慢性気管支炎 | 239 | 5 | 20 | 8 | 84 | 8 | 9 | 17 | 88 |
| 気管支ぜん息 | 209 | 6 | 38 | 25 | 49 | 1 | 15 | 13 | 62 |
| ぜん息性気管支炎 | 222 | 51 | 61 | 3 | 16 | 35 | 28 | 9 | 19 |
| 肺気しゅ | 12 | — | — | — | 11 | — | — | — | 1 |
| 続発症 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 計 | 682 | 62 | 119 | 36 | 160 | 44 | 52 | 39 | 170 |

註) 裏中の数は、同一人で2種類以上の疾病を併発した場合もそれぞれの疾病別認定者とする。

Ⅱ-2 水質汚濁

西淀川区内河川の汚濁状況を毎年1回の定期定点水質調査からみれば、昭和44年度の結果では新淀川を除いて各河川とも汚濁が非常に進行している。とくに、区内中央を流れる大野川の汚濁がひどく、区民への与える影響は大きいといえよう。(表8)

表8 西淀川区内河川水質汚濁状況

(昭和44年度年平均)

| 河川名(測定点) | 透視度 | B O D | 沃素消費量 | 浮遊物 |
|------------|--------|---------|---------|-------|
| 左門殿川(辰巳橋) | 6.8 | 34.9ppm | 20.6ppm | 40ppm |
| 神崎川(千船橋) | 8.2 | 20.7 | 15.6 | 27 |
| 大野川(大野川大橋) | 6.2 | 80.5 | 78.6 | 57 |
| 新淀川(伝法大橋) | 20.7以上 | 4.1 | 3.3 | 11以下 |

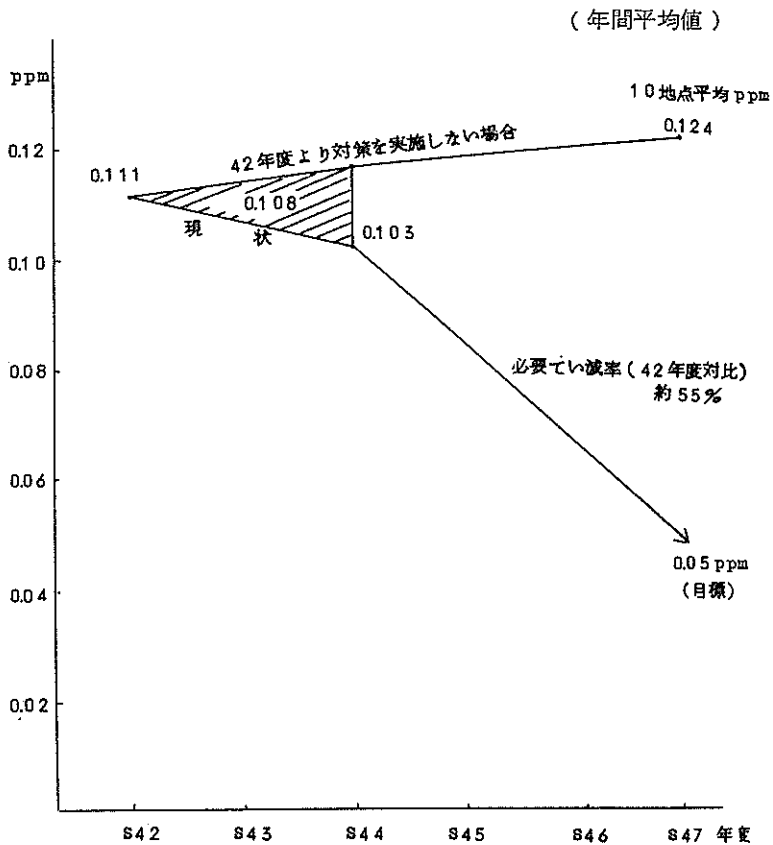
Ⅲ 指定地域解除のための対策

Ⅲ-1 いおう酸化物濃度の将来予測

西淀川区における大気汚染現状は、先にのべた通りであるが、将来における製造品出荷額等ののび等を勘案すれば、大気汚染濃度は、現状よりもますます悪化し、昭和47年度における西淀川区の年間平均値は、約0.12ppmを上まわるものと推定される。〔市内10地点平均(PbO₂法)をppmに換算〕

本市では、昭和41年度から西淀川区に対し種々の指導を実施してきた結果、昭和44年度においては、42年度から汚染濃度は若干てい減している。しかし、環境基準達成のためには、今までより更に強力な対策をおし進める必要がある。(図2)

図2 西淀川区におけるいおう酸化物濃度の推定



Ⅲ-2 対策の目標

西淀川区を被害者救済法の指定地域から解除するには、まず、いおう酸化物濃度を環境基準値以下にてい減させることが必要であり、このことを基礎に対策の目標を設定しなければならない。

(表9)

表9 対策の目標

| | | |
|----------------------------|---------------------|----------------|
| い お う 酸 化 物 | 1時間値 0.2 ppm以下の時間数 | 年間総時間数の99.0%以上 |
| | 1日平均値 0.05 ppm以下の日数 | 年間総日数の70.0%以上 |
| | 1時間値 0.1 ppm以下の時間数 | 年間総時間数の88.0%以上 |
| | 1時間値の年平均値 | 0.05 ppm以下 |

そのためには、昭和46年度末において、西淀川区に影響をおよぼすいおう酸化物排出量を、昭和42年度対比で55%以上でい減させる必要がある。

Ⅲ-3 実施計画

大阪市では先に述べたとおり西淀川区を、特別対策地区として、対策を進めてきたが、今回被害者救済法の地域指定を受けたことに対し、大いに反省をするとともに決意を新たにして、早急に地域指定を解除するため、総力をあげて努力することとし、具体的に次の発生源対策をすすめる。

1. 低いおう燃料の供給

西淀川区においては、低いおう燃料の供給が他の地域よりも、容易に確保できる体制を作り、区内の主なばい煙発生施設は、昭和46年度中に低いおう燃料(工場は5分1.7%以下、ビル暖房1.0%以下)を使用するよう強力な指導を進める。そのためにも、低いおう燃料の円滑な供給が早期におこなわれるよう、低いおう燃料確保のための諸施策を固へ要望する。

2. 発生源立入指導の強化

発生源対策として、大阪市では、いままで西淀川区の工場に対し、種々の指導を進めてきたが、現在までに、約13社は、除害設備の設置をおわり、これらの工場からは、ばい煙等有害ガスの公害はほとんど解決された。

しかしながら区内には、大気汚染として問題のある工場が約170社あり、その他、大気汚染を発生すると推定される中小工場約570社が存在している。

したがって、本市としては、ブルースカイ計画第1号、第2号、第3号に従って、指導をおこなうとともに、さらに発生源対策を強力に推進するため、昭和45年7月から、西淀川区対策専従の特別機動班(3班10名)を設ける。

なお、機動班は、主として汚染工場の実態把握と、それにもとづく改善指導にあたる。そのた

めに、西淀川区における公害防止設備資金の融資枠を大巾にひろげる。

3. 環境監視体制の強化

区内における大気汚染状況を適確に把握し、有効適切な汚染源指導をおこなうため、次のとおり環境監視体制の強化を行なう。

(1) 大気汚染常時観測網の整備充実

現在2地点で観測しているが、地域的なかたよがりがあるので、4地点(内1カ所は風向風速)増設し、計5地点でいおう酸化物濃度の常時監視をおこなう。なお、粉じん濃度の測定点を1地点増設する。

(2) アルカリろ紙法による汚染濃度の測定

区内を400mメッシュに区切り、約50地点でいおう酸化物、窒素酸化物を測定し、発生源と汚染濃度の因果関係を究明する。

(3) 尼崎市との協同観測

上記アルカリろ紙法により、尼崎市内でも測定すると同時に、いおう酸化物自動測定器を用いて、大阪市と尼崎市との相互影響を調査する。

(4) 汚染寄与率の推定に基づく具体的減目録の設定とその技術的検証

昨年度、西淀川区において、中小汚染源拡散調査を実施したが、この結果を利用して、全般的な汚染寄与率の設定と、それに基づく減計画を設定する。また、工場への立入指導の結果と汚染濃度の測定結果から、汚染寄与率を推定し、必要に応じ、減計画の修正をおこなう。

4. 工場の適正配置

(1) 工場跡地の買収

大気汚染防止対策として、公害を発生している工場の移転をはかることは、局地的な高濃度汚染を解消するために、きわめて有効であると考えられる。

現在、区内には、大気汚染関係の要移転工場が14工場(敷地面積約47,000㎡)あり、これを昭和45年度に6工場、昭和46年度に8工場を移転せしめるものとする。その他、騒音等の公害で移転を要する工場3工場(敷地面積約3,000㎡)があり、これらもあわせて移転せしめる計画でいる。

買上げ工場の移転用地については、大阪府をはじめ関係の公共団体等に協力をもとめることは勿論であるが、対象工場を短期間のうちに移転せしめるためには、市有地を利用していくことも考えなければならない。

買上げ後の跡地は、公園緑地、道路或は換地用地等の公共用地及び住宅、民生、衛生関係等各種公共施設用地として使用し、公害の除去をはかるとともに、環境の整備を促進し、土地利用の純化、市街地の再開発を行なうべくものとする。

(2) 外島地区における公害対策

外島地区は西淀川区中島町の西に隣接する埋立地で、その面積は昭和45年度を目標に約137万3千平方メートルが完成する。昭和45年4月末現在の予定企業数は29社で、その詳細については不明であるが、特に広域的な大気汚染源となる企業の進出については、立地条件からみて防止しなければならない。

このため、次のような対策を行なう。

- ア) 原則として、広域公害型企业に対し、立地を制限する。
- イ) 緩衝地帯を十分に考慮する。公園、グリーンベルトを外島地区の間に挿入する。
- ウ) 公害防止施設を完備させる。
- エ) 積極的に対策をすすめるために、必要な事前調査を行なう。

Ⅳ 環境整備対策

1. 都市公害対策としての緑化促進

都市内に大量の樹木群を供給することは、各種の都市公害の軽減又は防止に極めて効果的な手段であるので、西淀川区の都市公害対策として次のような緑化事業をおこなう。(図3)

(1) 緩衝緑地帯の造成

大野川の埋立地を利用して延長5.5km、巾員13m～40mの緑地帯を造成し、公害に強い上木常緑広葉樹を密植し、防護とあわせて都市環境を整備する。

| 路線名 | 延長 | 樹種名 | 上木 | 下木 |
|------|--------|--|---------|-----|
| 大野川筋 | 5.5 km | クス、タイホンボク、モチ、スダジイ、ゲッケイジュ、マテバシイ、クロガネモチ、ヤブツバキ等 | 7,500 本 | 0 本 |

(2) 遮断緑地の造成

工場と住居を遮断するため、都市計画中島公園(6.4ha)ほか2公園に防護林を造成する。

| 公園名 | 面積 | 上木 | 下木 |
|-----|------------------------|---------|----------|
| 中島 | 64,409 m ² | 5,000 本 | 10,000 本 |
| 大和田 | 5,262 m ² | 260 本 | 600 本 |
| 西淀 | 34,338 m ² | 1,000 本 | 2,000 本 |
| 計 | 104,009 m ² | 6,260 本 | 12,600 本 |

2. 大野川筋埋立による施設工事

大野川筋は神崎川と淀川を結ぶ河川（大野川、中島大水道、阪北水路）延長約 6.2 km からなり西淀川区の中心部を横断し、水利並びに舟運に寄与してきた。

しかしながら、産業経済の発展とともに、地盤沈下と河水の汚濁のため、河川本来の機能を失いつつある。また阪神高速道路の建設により、河水の停滞は著しさを増してきた。このためこの 3 河川を埋め立てて、道路、緑地等に転用し区内の環境整備をはかる。（図 3）

(1) 土地利用計画

ア) 全線にわたり 2～4 車線道路を築造するとともに交差点改良を行ない、都市交通対策とする。

イ) 残余の土地については最大巾 40 m の緑地を形成し、環境の整備をはかる。

ウ) 全線にわたり下水道幹線を建設し、大野下水処理場に接続し、浸水解除と水洗化をはかる。

(2) 事業年度

下水道幹線は昭和 45 年度内に完成。（昭和 41 年度より継続実施）、埋立は昭和 45 年度より着工し、2～3 年にて完了を目標とする。道路、緑地は埋立完了区間より逐次実施することとする。

3. 下水道整備

区内を流れる神崎川およびその支派川の水質汚濁は、沿川市民の生活環境に与える影響が大きく、そのため次の汚濁対策をおこなう。

(1) 下水道整備事業の促進、とくに大野処理場、十八条処理場の高級処理化をはかる。

(2) 下水道整備により、河川へ放流する工場の汚染物排出のてい減をはかる。

4. 学校等の整備

西淀川区内の児童、生徒が良好な教育環境で過ごせるよう次の事業をおこなう。

(1) 小学校、中学校、高等学校、幼稚園の全教室に空気清浄器を設置する。また保育所等にも設置する。

(2) 校庭の緑化

校庭、園庭に植樹をおこない緑化を促進する。

(3) 保健対策

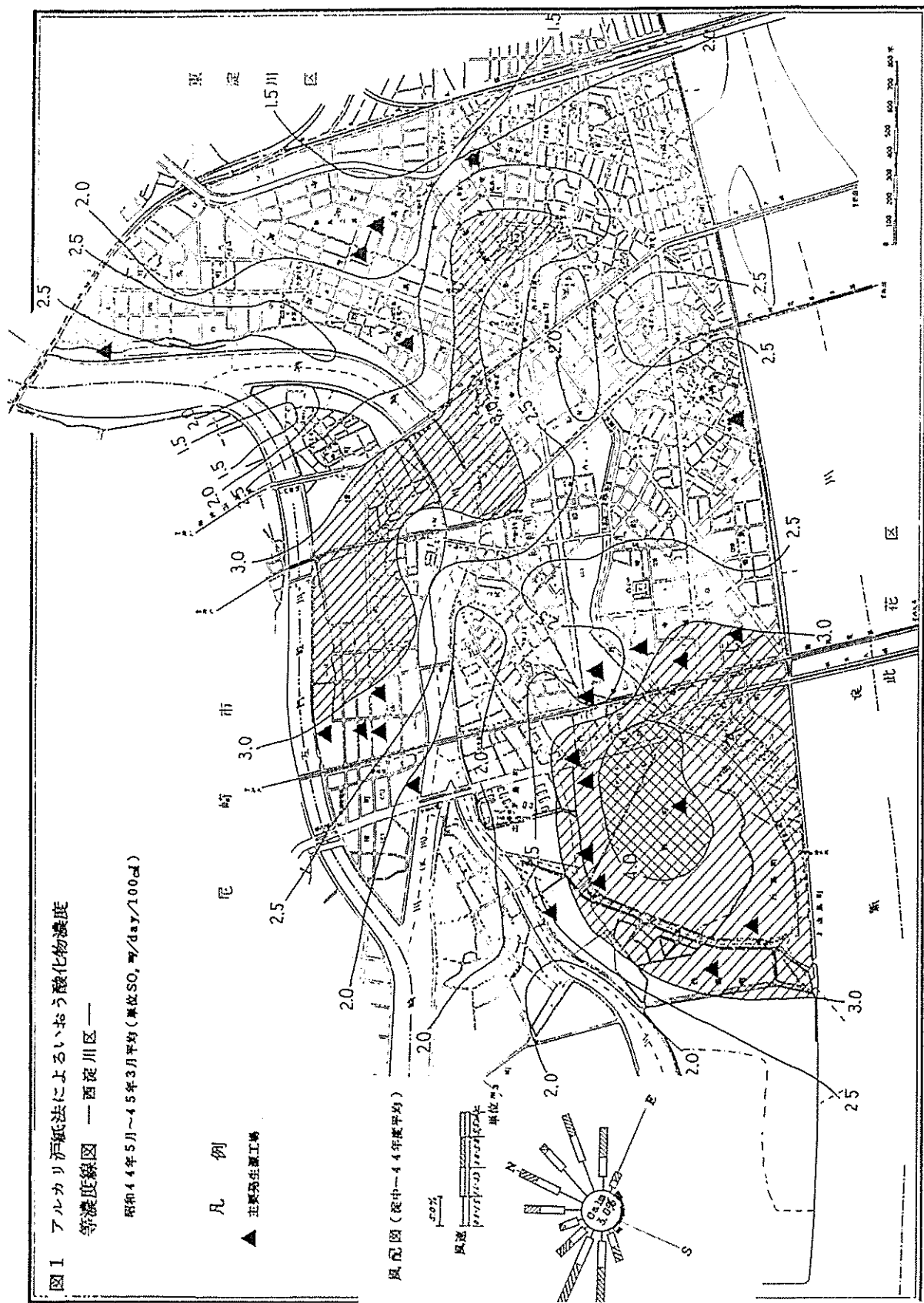
うがい溶液と容器の配布をおこない、児童生徒のうがい励行をさせるとともに、耳鼻咽喉科専門検診を実施する。

図1 アルカリリノ紙法によるいおう酸化物濃度
等濃度線図 — 西淀川区 —

昭和44年5月~45年3月平均(単位SO₂ ㎍/day/100㎡)

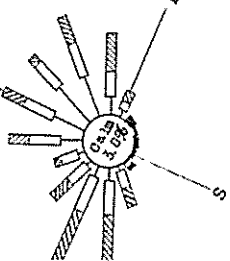
凡例

▲ 主要汚染工場



風況図(年中~44年度平均)

風速
0 5 10 15 20 25 30%
単位 ㎍/day/100㎡



V 関係機関に対する要望

1. 国に対する要望

- (1) 低いおう燃料の早期供給
- (2) 排出基準の強化
- (3) 公害防止設備に対する技術的援助ならびは融資助成
- (4) 工場移転に対する指導と財政援助
- (5) 公害担当職員の人件費補助の大巾増加と、測定車、測定機器購入費の大巾補助の実施
- (6) 環境整備のための、埋立、道路築造、下水道整備、緑化事業、学校等整備事業に対する大巾な財政援助

2. 大阪府に対する要望

- (1) 低いおう燃料の早期供給のための国への要望
- (2) 本市の行政指導に対する全面的な協力
(府における発生源対策の強化と、公害融資の50%の負担)
- (3) 工場移転について、移転先の斡旋と、本市への資金援助

3. 尼崎市に対する協力要請

- (1) 低いおう燃料の早期供給のための国への要望
- (2) 公害発生源工場に対する指導強化
- (3) 大阪尼崎協同調査の全面的な協力

VI 西淀川区大気汚染緊急対策推進会議（仮称）の設置

本対策を強力に推進するためには、数多くの問題点があり、実施の困難性が予想されるので、市長を長とする〔西淀川区大気汚染緊急対策推進会議（仮称）〕を設置する。

3 クリーンエアプラン（大気汚染防止計画基本構想）

（昭和46年8月）

ま え が き

大阪は、わが国の産業経済の中核として古くから発展を続けてきた大都市地域で、技術革新を伴う産業経済の急速な進展、無秩序な土地の利用と社会資本の整備のおくれ等により、経済活動の結果、汚染負荷量が大気の受容能力を超えており、公害は質、量ともに拡大し、複雑かつ深刻に進展している。

本市では、公害対策に戦前より努力してきており、現在特別地区対策として、西淀川区大気汚染緊急対策及び此花区特別対策などを進めてきているが、現在大気汚染の現状は、なお多くの課題を残しており、また、このたび公害関係法令の整備に伴い規制権限の委譲の実現と本市公害行政の一元化を機に、抜本的な対策を講ずべきときに至っているといえる。

そこで、いおう酸化物、浮遊粉じん及びその他の有害物質をもうらした大気汚染物質を制御して市民の生活環境を守り、本市を機能的で、かつ、うるおいのある調和のとれた都市とするため、ここに大気汚染防止計画基本構想を確立するものである。

なお、昭和46年5月大阪地域に係る公害防止計画策定の基本方針が示され、現在策定作業を進めつつあるので、本基本構想の推進にあたっては、大阪地域公害防止計画と十分調和を図るものとする。

I 汚 染 状 況

1 いおう酸化物

1) p b o_2 法

昭和43年以降は、大気汚染防止法の整備につれ、全市的に漸次減少を示しているが、昭和45年の平均の等濃度曲線汚染分布からみると、西部臨海の西淀川、此花及び木津川周辺地域並びに中部ビル密集地域においてもかなりの減少を見ているものの、なお昭和45年の平均濃度の分布から見るとそれぞれ、4地域にわたって、 $3.0 \text{ mg/day}/100 \text{ cm}^2 \sim 2.0 \text{ mg/day}/100 \text{ cm}^2$ と高い値を示している。(図1, 2)

2) 導電率法

市内11カ所のモニタリングステーションにおいて測定したデータの経年変化からみると、漸次減少の傾向を示しているが、国において定めたいおう酸化物の環境基準をいずれの測定点においても満足しておらず、今後さらに強力ないおう酸化物のてい減が必要である。(図3)

2 浮遊粒子状物質

大阪市内の浮遊粒子状物質量は、昭和42年度から比較して昭和45年度にかけて減少の傾向をたどり昭和45年度においては、昭和42年度の状態に比しほとんど半減しており、浮遊粒子状物質防止対策の効果をあげつゝあるが、昭和45年度の汚染状況を見ると、西成 $172 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、住吉 $156 \mu\text{g}/\text{m}^3$ とかなり高い値を示している。これは、木津川周辺工業地域及び大和川以南の堺臨海工業地域等の影響によるものと推定される。(表1)

3 降下ばいじん

降下ばいじんは、不溶性物質と溶解性物質よりなり、大部分は固体燃料の燃焼などによって生ずるものであるが、昭和45年の濃度分布で示すとおり地域的には大きな差異がみられる。

大正区、此花区、西淀川区など局地的に高値を示しており、また旭区、東住吉区、東淀川区(A)では低い値を示している。また経年変化をみても、昭和36年をピークに工業地区における減少傾向が多分に顕著であり、燃料転換及び除じん装置の設置が大きく寄与していることが調査の結果、明らかとなっている。(図4, 5)

4 一酸化炭素

環境基準の定められている一酸化炭素の汚染状況を、3カ所の自動車排出ガスモニタリングステーションについてみれば、いずれも環境基準を満たさない日がある。とくに、梅田新道のステーションでは、汚染は漸増の傾向にあり、環境基準を越える日数は年20日前後を数える。(図6, 7)

(参考) 大阪府下

石炭、重油の消費(販売)量の推移表

単位:石炭1,000 ton

重油1,000 Kl

大阪府下

(参考) 石炭、重油の消費(販売)量の推移表

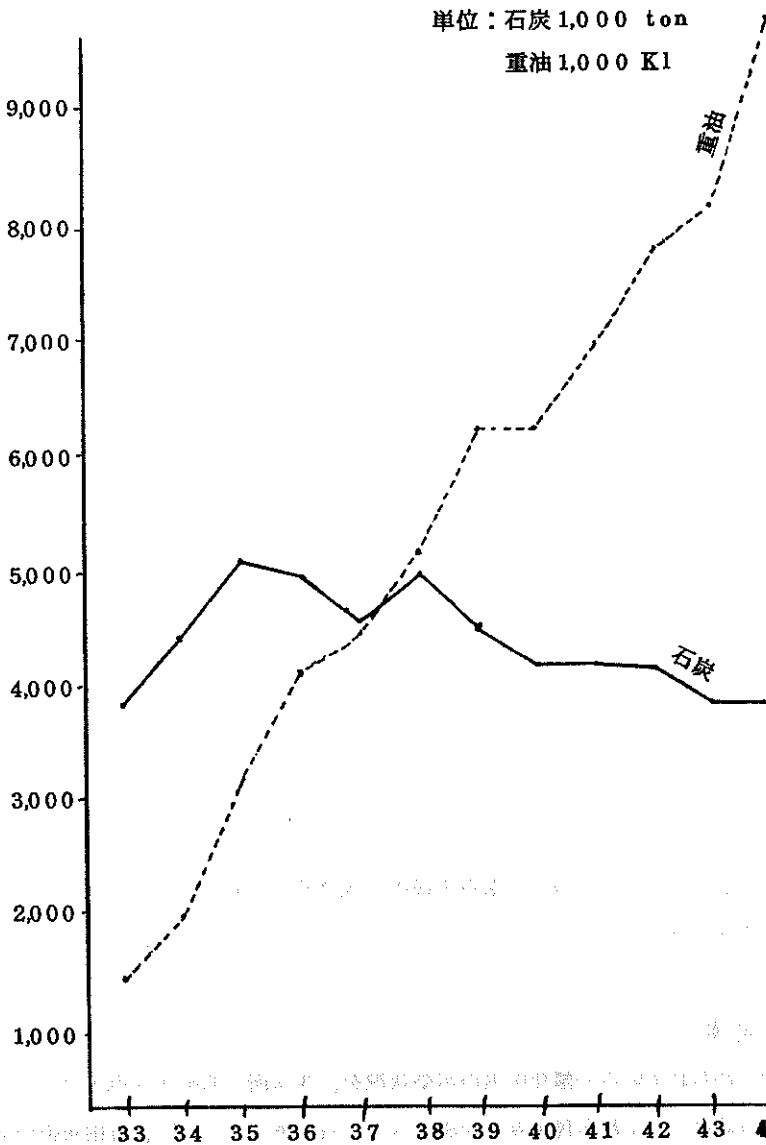
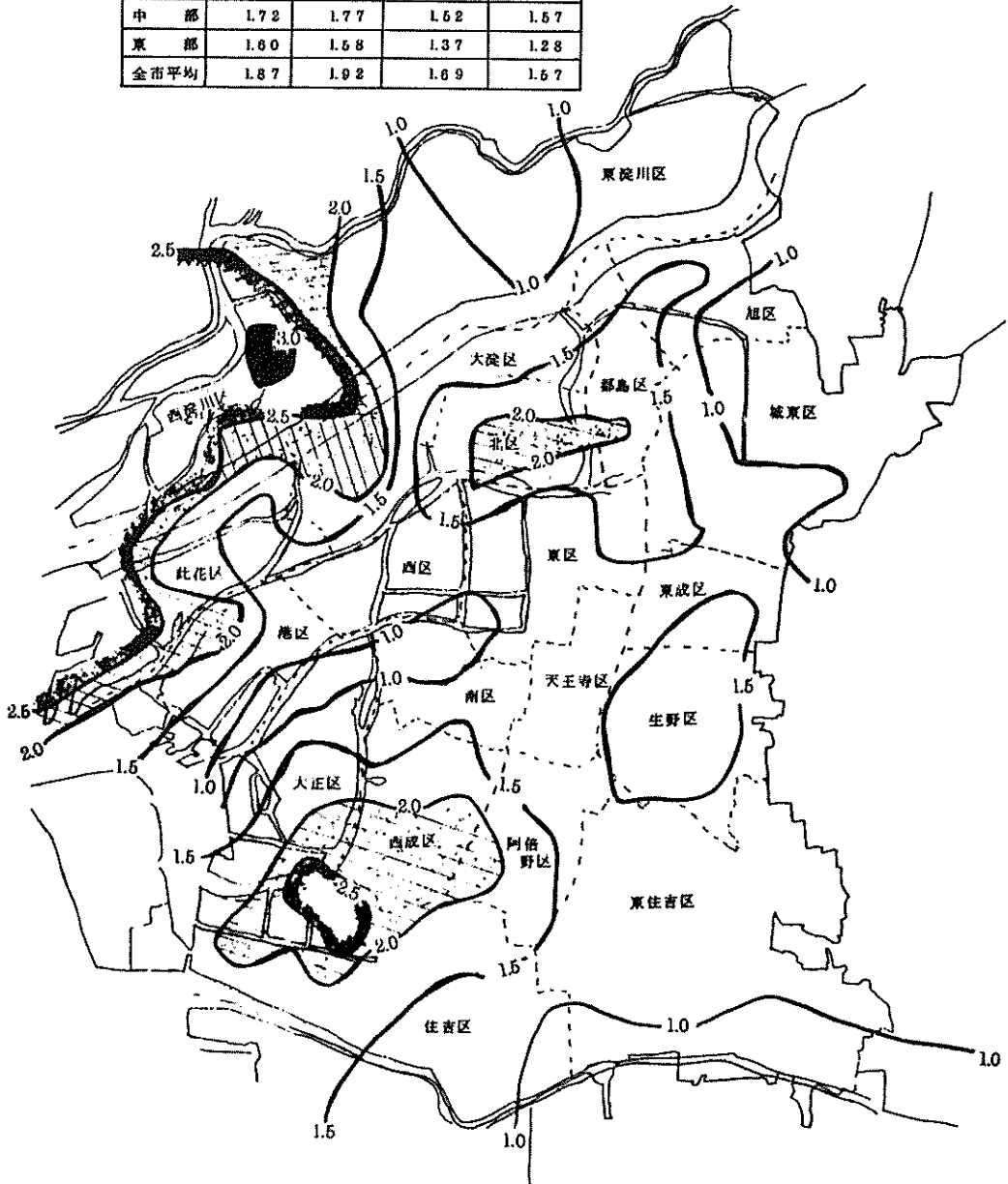


図1. 昭和45年(1月~18月)
いかり酸化物等濃度曲線図

地区別いかり酸化物濃度平均値 SO_2 mg/day/100cm² Pbz

| 地区\年 | 42 | 43 | 44 | 45 |
|------|------|------|------|------|
| 西部 | 2.37 | 2.39 | 2.20 | 1.87 |
| 中部 | 1.72 | 1.77 | 1.52 | 1.57 |
| 東部 | 1.60 | 1.58 | 1.37 | 1.28 |
| 全市平均 | 1.87 | 1.92 | 1.69 | 1.57 |



注1. 昭和43年を最高にしてその後は減少傾向に入った。
注2. 高濃度地域も昭和43年以後縮少してきた。

图2 昭和44年(1月~12月)
いぶり酸化物等濃度曲線図

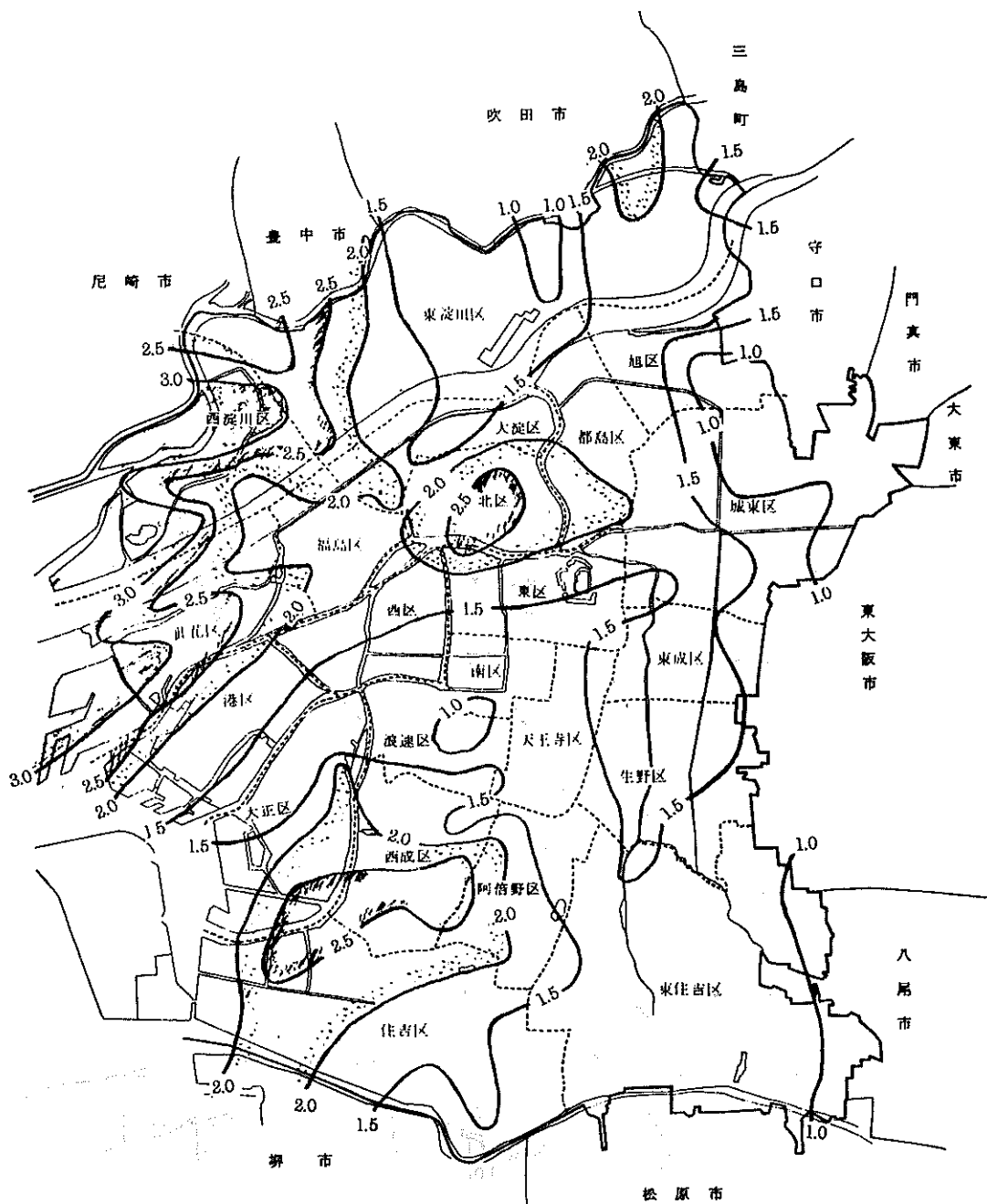
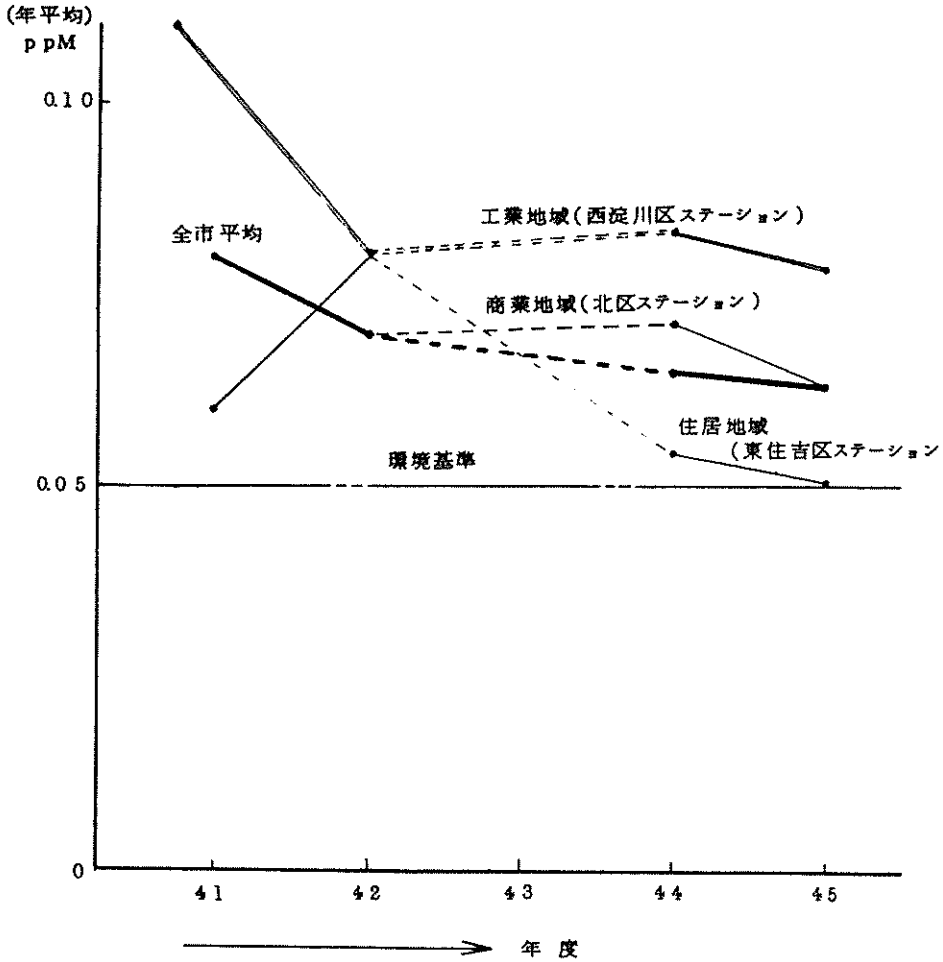


図3 大気汚染濃度（いおう酸化物）の経年変化
 および環境基準との比較
 （モニタリングステーションにおける導電率法測定値）



(注) 昭和43年度値は、テレメータ化工事のため、観測状態が不良で、観測日数も少なく、測定値に代表性がとぼしく、省略した。

表1 浮遊粒子状物質濃度経年変化表

光散乱法 単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

| 年度 ステーション | 昭和42年度 | 昭和43年度 | 昭和44年度 | 昭和45年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|
| 此花区ステーション | — | 131 | 170 | 80 |
| 大正区 // | 281 | 390 | 230 | 117 |
| 西淀川区 // | 215 | 217 | 170 | 106 |
| 生野区 // | — | — | 160 | 115 |
| 城東区 // | 200 | 264 | 160 | 109 |
| 西成区 // | — | 70 | 180 | 172 |
| 北区 // | 352 | 264 | 170 | 130 |
| 東淀川区 // | 130 | 270 | 200 | 114 |
| 旭区 // | — | — | 160 | 81 |
| 住吉区 // | — | — | 230 | 156 |
| 東住吉区 // | — | 69 | 200 | 126 |
| 全市平均 | 236 | 229 | 183 | 119 |

参 考

大阪の濃煙霧日数経年変化表

(昭和29年~45年)

—大阪管区气象台—

参 考

大阪の濃煙霧日数経年変化表

(昭和29年~45年)

—大阪管区气象台—

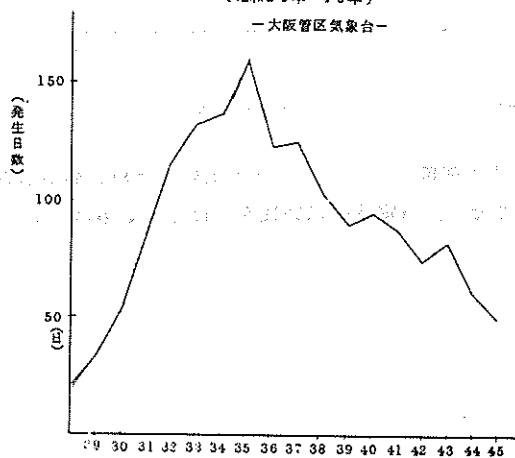
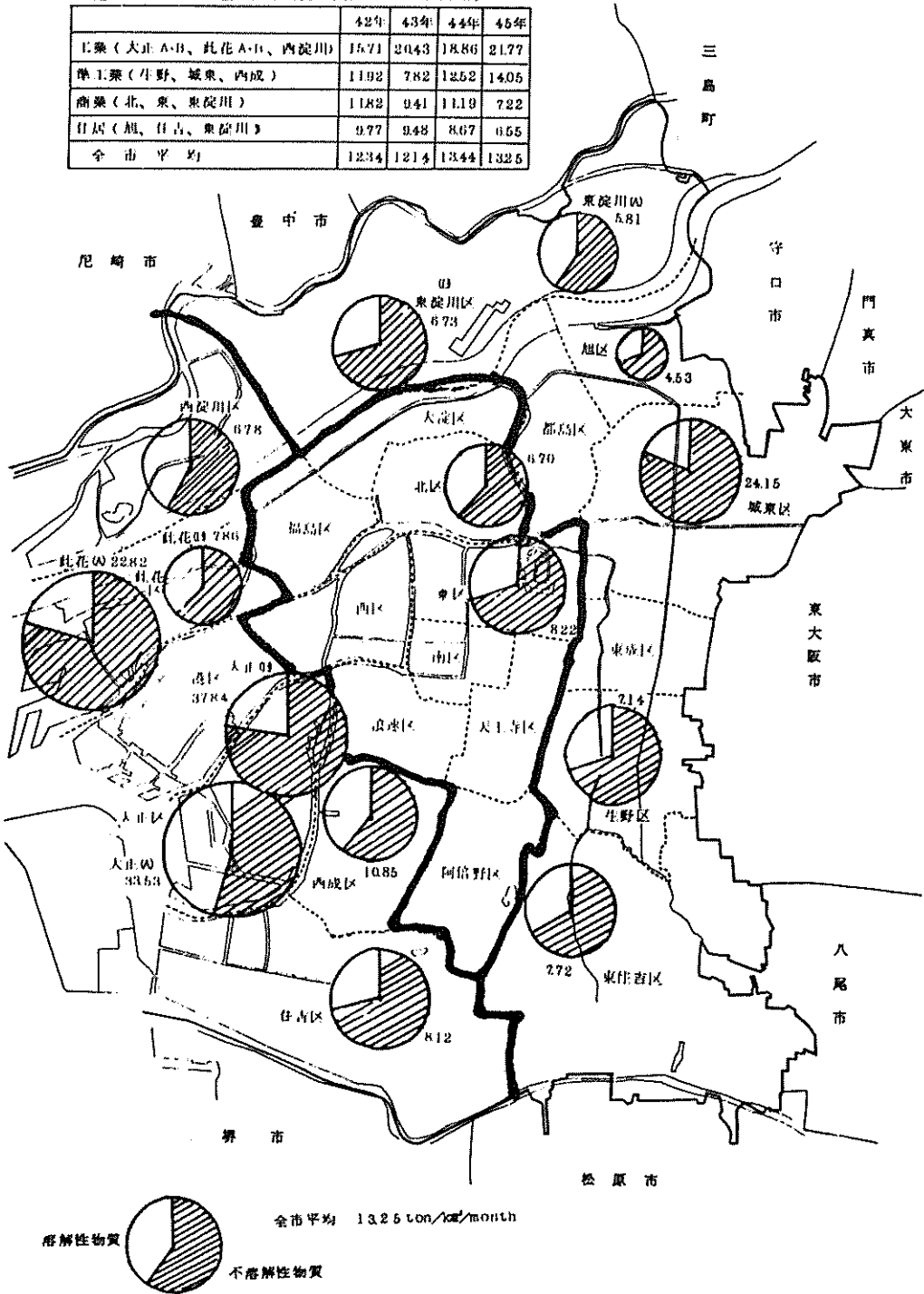


図4 45年降下ばいじん量分布図

用途別降下ばいじん量標準平均値(単位ton/ha/month)

| | 42年 | 43年 | 44年 | 45年 |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|
| 工業(大正A・B、北花A・B、西淀川) | 15.71 | 20.43 | 18.86 | 21.77 |
| 準工業(生野、城東、西成) | 11.92 | 7.82 | 12.52 | 14.05 |
| 商業(北、東、東淀川) | 11.82 | 9.41 | 11.19 | 7.22 |
| 住居(旭、住吉、東淀川) | 9.77 | 9.48 | 8.67 | 6.55 |
| 全市平均 | 12.34 | 12.14 | 13.44 | 13.25 |



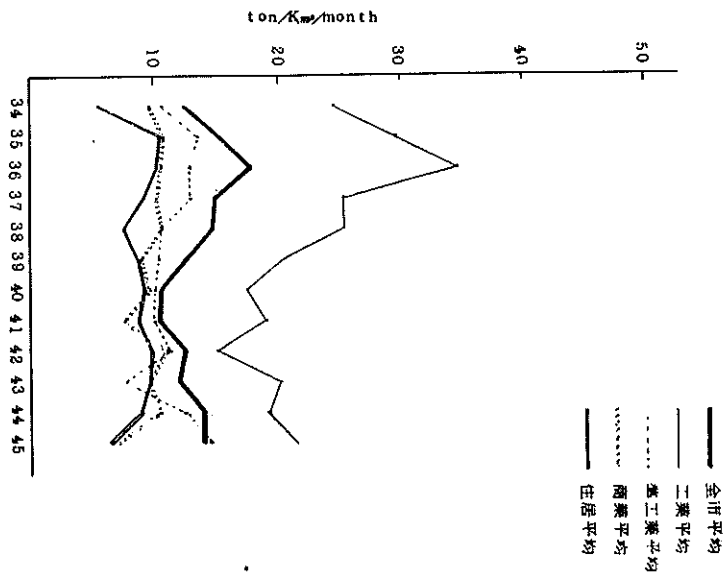
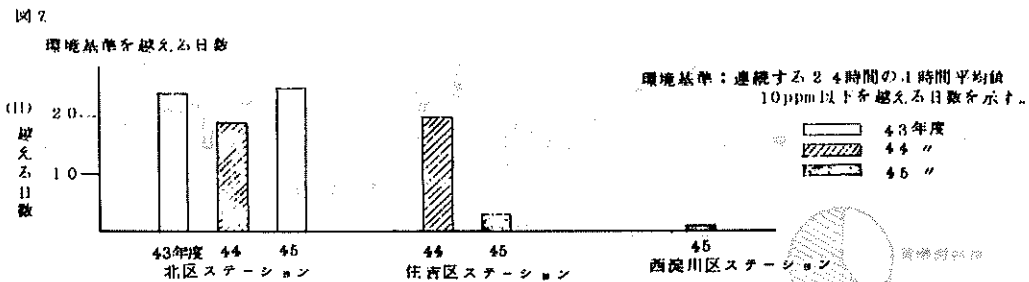
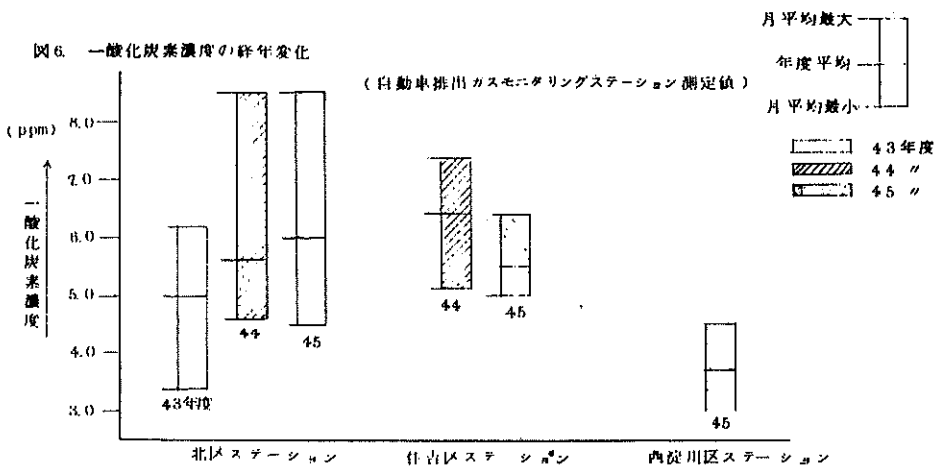


図5 大阪市内降下ばいじん総量経年変化(地域別)
(昭和34年~45年)



Ⅱ 計 画 目 標

大阪市の環境汚染の主因である大気汚染を防止するためには、いおう酸化物をはじめとする有害物質を次の基準値以下にてい減させることが必要であり、このことを基礎に対策の目標を設定しなければならぬ。

1. いおう酸化物（環境基準）

| | |
|-------------------------|----------------------|
| 1 時間値 0.2 p p m 以下の時間数 | 年間総時間数の 99% 以上 |
| 1 日平均値 0.05 p p m 以下の日数 | 年間総日数の 70% 以上 |
| 1 時間値 0.1 p p m 以下の時間数 | 年間総時間数の 88% 以上 |
| 1 時間値の平均値 | 0.05 p p m 以下 |
| 緊急時の措置を必要とする汚染日数 | 年間総日数の 3% 以下連続 3 日未満 |

2. 浮遊粒子状物質（環境基準）

| | |
|-------------------|---------------------------|
| 連続 24 時間の 1 時間平均値 | 0.10 mg/m ³ 以下 |
| ※ 1 時 間 値 | 0.20 mg/m ³ 以下 |

- (注) 1. 大気中に浮遊する粒子状物質で、粒径 10 ミクロン以下のもの。
 2. ※については、工業専用地域について適用しない。

3. 一酸化炭素（環境基準）

| | |
|-------------------|-------------|
| 連続 8 時間の 1 時間平均値 | 20 p p m 以下 |
| 連続 24 時間の 1 時間平均値 | 10 p p m 以下 |

Ⅲ 対 策

1 発生源対策

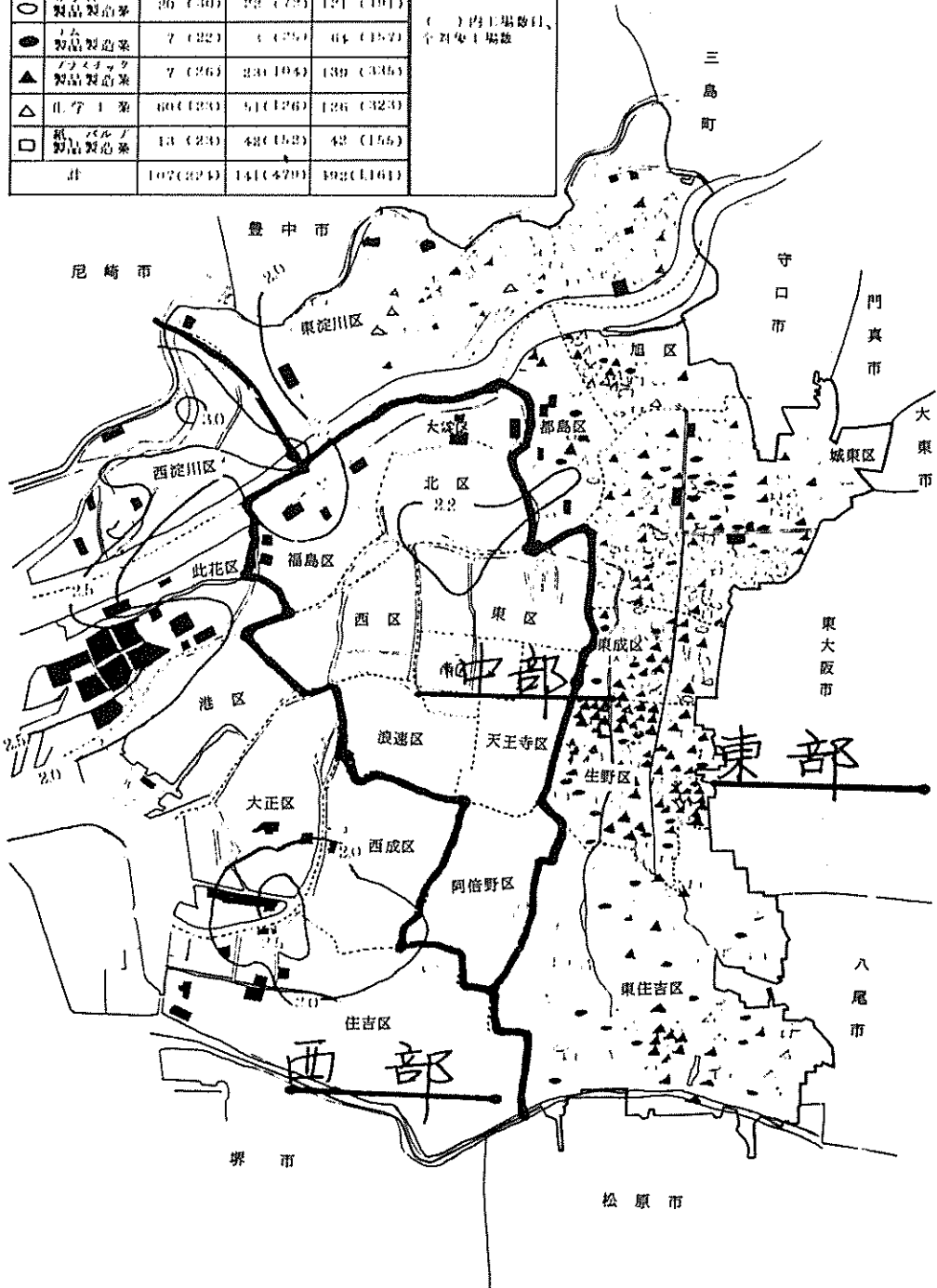
西部臨海工業地域においては、3カ所の高濃度汚染がみられ、ここに立地する重化学工場群の影響が大きい。また、中部地域においては、主としてビル暖房等による影響と考えられる汚染があらわれている。

一方、東部地区においては、ガラス製品製造業、ゴム製品製造業、プラスチック製品製造業、化学工業、紙パルプ製品製造業が非常に多く住居と工場の過密混在地域であり、また中小及び零細企業がその大半を占めているため公害防止は特に困難な地域である。

そこで今後の発生源対策の進め方としては、西部臨海工業地域、中部暖房地域、東部地域それぞれの地域特性に応じた対策を推進すべきである。

図8 発生源地域別特性図（東部のみ表示）

| 業 種 | 工場数（従業員20名以上） | | | （注） 0.1、1号 （該当工場数63） （ ）内工場数日、 全年度工場数 |
|-------------------|---------------|-----------|------------|---|
| | 西 部 | 中 部 | 東 部 | |
| ○ カフェ 製品製造業 | 20 (30) | 32 (72) | 121 (191) | |
| ● パン 製品製造業 | 7 (22) | 1 (25) | 64 (137) | |
| ▲ 肉・魚・野菜 製品製造業 | 7 (26) | 23 (194) | 139 (335) | |
| △ 化学工業 | 60 (123) | 51 (126) | 126 (323) | |
| □ 紙・パルプ 製品製造業 | 13 (23) | 42 (153) | 42 (156) | |
| 計 | 107 (224) | 141 (479) | 492 (1161) | |



1) 西部臨海工業地域対策

○重化学工業は西淀川、此花、大正等の西部臨海地帯に密集し燃料使用量は大阪市内のほぼ80%を占め、高濃度汚染の主要原因となり、これら重化学工業の発生源を厳しく規制、指導を行なうことは環境基準の達成のうえで第一義的に進めねばならない重要な施策の一つである。

本市の西部臨海地帯の公害防止の基本施策は次のとおりである。

○基本計画

① いおり酸化物(図9参照)

昭和44年12月、総合エネルギー調査会の答申によれば10年以内に環境基準を達成するためには低いおり重油の供給状況から勘案して53年度時点において燃料として平均いおり含有率0.55%のものを使わねばならないとしている。しかしながら本市では重油燃料使用量の増大、現状の汚染状況等から考慮して年間平均値0.05ppmをおおむね47年度中に達成する目標とした。

火力発電所については、いおり酸化物削減計画の達成に大きく影響するものと考えられ、従来から燃料の低硫黄化について指導してきたところであるが、他の企業と性質を異にするので火力発電所については別途本計画に沿って強力に指導する。

② ばいじん、有害物質、粉じん

ア ばいじん

大気汚染防止法にもとづく特別排出基準の遵守

(注) 大気汚染防止法施行により特別排出基準が設定され、一般排出基準が強化された。

| | 適用対象 | 規制基準 | 適用例(大規模ボイラ) | |
|--------|------|-----------------|--------------------------|---------------------------|
| 一般排出基準 | 既設施設 | 旧一般排出基準の1/10に強化 | (旧) 1.0 g/m ³ | (新) 0.1 g/m ³ |
| 特別排出基準 | 新設施設 | 旧一般排出基準の1/20に強化 | - | (新) 0.05 g/m ³ |

本計画は特別排出基準をもって既設施設の規制を行なう。

イ 有害物質

大気汚染防止法による規制基準の遵守

(注) 大気汚染防止法施行によりカドミウム、塩素、塩化水素、弗素、鉛等が有害物質として指定されそれぞれについて排出基準が設定されたので当該排出基準により規制を行なう。

ウ 粉じん

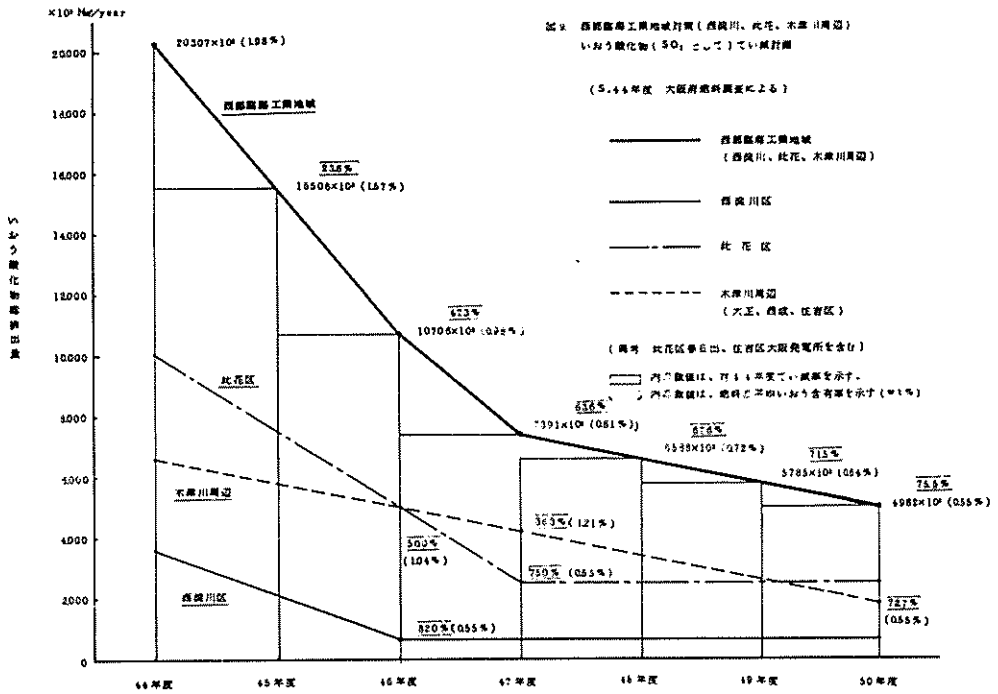
大気汚染防止法設備基準の遵守

(注) 大気汚染防止法の施行により

- (1) コークス炉 (2) 鉱物又は土石の堆積場 (3) ベルトコンベア、バケットコンベア

(4) 破碎機、摩砕機 (5) 篩

上記施設が粉じん発生施設と規定され、その規模により法の適用をうけ、粉じんの飛散防止のための設備基準が設定されたので当該設備基準に適合するよう指導の強化をはかる。



(1) 西淀川区大気汚染緊急対策

1 目的

高濃度汚染地区としての特別対策については、従来より実施してきたが、[公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法]による地域指定をうけたことを契機に、更に強力なる対策実施の一環として、西淀川公害特別機動隊を編成し、昭和47年3月を目標年次として国の定める、いおう酸化物の環境基準値の達成並びに浮遊粒子状物質濃度のてい減をはかり、良好な生活環境づくりを目的としている。

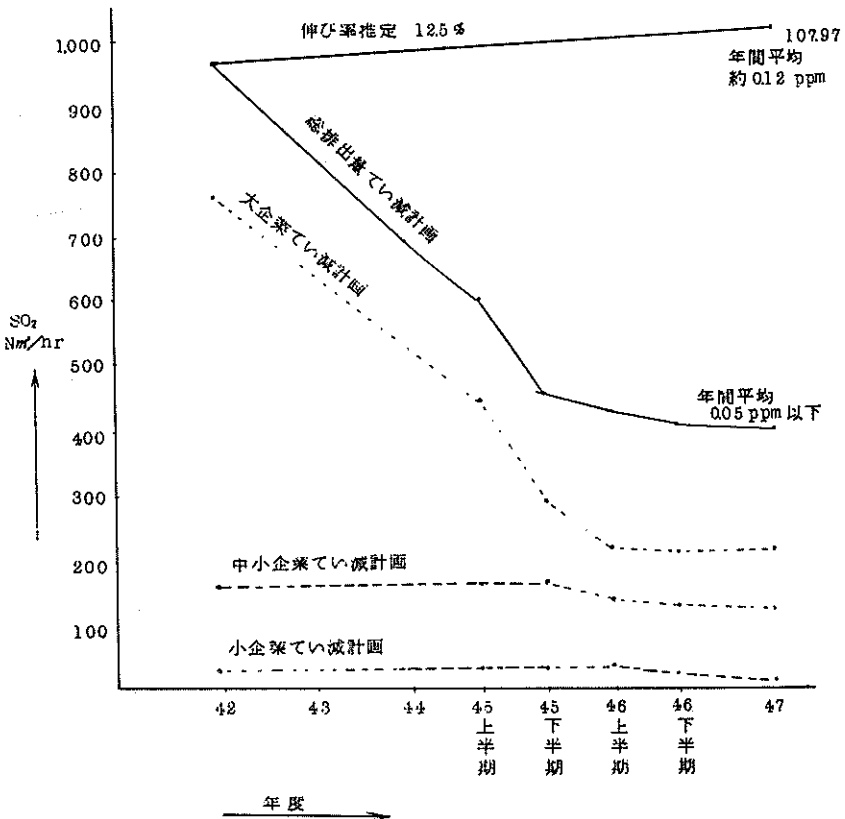
2 対象

区内全事業数 1155工場

(参考) 区内重油使用量 13.9万KL
 大阪市内使用量 183万KL

3 計画目標年次

3. 計画目標年次



4 進行状況

(昭和46年6月30日現在)

| | 立入 工場数 | 事前調査 | 実態調査 | 改善指導 | 除害設備 設置 | 効果判定 |
|--------|-----------|------|------|------|------------|------|
| ばい煙 | 173 | 173 | 82 | 80 | 12 | 10 |
| ガス・粉じん | 198 | 198 | 88 | 126 | 33 | 30 |
| 騒音・振動 | 301 | 301 | 147 | 157 | 68 | 67 |
| 汚水 | 72 | 72 | 23 | 30 | 7 | 5 |
| 悪臭 | 26 | 26 | 18 | 17 | 3 | 3 |

夜間パトロールの実施(昭和45.10~46.6)

立入調査工場延数 749工場

うち改善指導工場 ばい煙関係 4
 ガス・粉じん関係 12
 騒音・振動関係 13

昭和46年度活動予定

| | 46年 | | | 47年 | | | | | |
|--------|--|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| ばい煙 | ← 残り62社企業計画提出寄与率提示、計画実施 → × 効果判定 → | | | | | | | | |
| | ← 時間別、月別、日別、燃料原料調査 (SO ₂ 排出量変動チェック) → | | | | | | | | |
| ガス・粉じん | ← 残り32社基礎調査、低減計画提出、計画実施 → × 効果判定 → | | | | | | | | |
| 汚水 | ← メッキ、食料品製造業等発生源工場の低減計画書の提出、計画実施 → × 効果判定 → | | | | | | | | |
| 騒音・振動 | ← 残り696工場基礎調査と改善指導 → × 効果判定 → | | | | | | | | |
| 悪臭 | ← 残り12社基礎調査と改善指導 → × 効果判定 → | | | | | | | | |

(2) 此花区特別対策

1. 目的

此花区における大発生源は当区の西半分集中し、その殆んどが6社9工場で代表され、いおう酸化物、粉じん、有害物質について、47年3月を目標年次として、てい減計画をすすめ、いおう酸化物の環境基準早規達成を目的としている。

2. 対象

6社9工場

3. 計画目標年次

| | | 43年3月 | 47年3月 |
|--------|-----------|----------------------------|---------------------------|
| いおう酸化物 | 燃料改善 | 平均いおう含有率 2.49% | 平均いおう含有率 0.72% |
| | いおう酸化物排出量 | 1218.46 Nm ³ /h | 437.52 Nm ³ /h |
| | てい減率 | 0 | 64.1% |

低いおう重油の使用により、いおう酸化物の排出量を64%てい減し、高煙突化により着地濃度の減少をはかる。ガス、粉じんについては吸収塔の設置及び除塵装置の設置により95%以上の減少をはかる。なお本計画にともなう公害設備投資額は大気、水質、騒音関係を含め約62億円である。

4. 進行状況

(1) いおう酸化物排出量

43年3月 —————> 46年3月 ———— てい減率
 1218.46 Nm³/h —————> 603.55 Nm³/h ———— 50.5%

(2) はいじん、有害物質、粉じん対策

ガス吸収塔、除じん装置の設置は全体の80%が完了。

(3) その他

ア 水質関係

下水道導入、前処理施設の設置は、全体の80%が完了。

イ 騒音・振動関係

防音・防振装置などの設置は、全体の19.0%が完了。

(3) 木津川周辺対策

1. 目的

大正、西成、住吉区における木津川周辺より臨海にかけて大工場が密集し、いおう酸化物、

ばいじん等の大発生源となっている。特に、この地域には鉄鋼、化学などの重化学工業が多く、これら工場より排出されるばいじん対策はいおう酸化物の対策と併行して強力に推進し、いおう酸化物の環境基準及び浮遊粒子状物質の目標基準の早期達成を目的としている。

本対策は、大阪市における最大拠点である全西部臨海工業地域対策の総仕上げであり、これにより臨海高濃度汚染の解消が期待できるものである。

2. 対 象

大正区 約 2 0 工場、 西成区 約 1 5 工場、 住吉区 約 1 5 工場、 計約 5 0 工場

3. 計画目標年次

昭和 4 8 年 3 月

4. 計 画

西部臨海工業地域対策の基本計画に準ずるものとする。

(1) いおう酸化物

いおう酸化物総排出量を昭和 4 8 年 3 月の時点において、昭和 4 4 年度対比 4 0 % での削減を行ない、さらに昭和 5 0 年度において 7 3 % の削減を行なう。

(2) ばいじん、有害物質、粉じん

(イ) ばいじん

当地域の特性であるばいじん対策を強力に推進するため、大気汚染防止法にもとづく特別排出基準（旧排出基準の 1/20 に強化）をもって規制する。

(ロ) 有害物質

大気汚染防止法の規制基準にもとづくカドミウム、塩素、塩化水素、弗素、鉛等の排出基準により規制する。

(ハ) 粉 じ ん

大気汚染防止法の設備基準にもとづき、鉱物、土石の堆積場、ベルトコンベア等の粉じん発生施設から発生する粉じんが飛散するのを強力に防止する。

(3) 公害特別機動班の新設

本計画は、西部臨海工業地域対策の総仕上げであり、そのうえ、大正、西成、住吉の 3 区にわたる特別対策であるので、その実効をあげるため、ここに公害特別機動班を新設し、強力に推進するものとする。

2) 中部暖房地域対策

1. 目 的

都心部における冬期のいおう酸化物は他の地域に比較して高いことから、ビル暖房等による影響と考えられ、昭和 4 4 年 1 0 月 2 4 日大阪市公害対策審議会の答申にもとづき、大気汚染

環境基準達成計画の一つとして、いおう酸化物の削減計画を実施しているものである。

2. 対 象

大気汚染防止法対象施設のうち非生産の680事業場に対し、次の要領により実施しているものである。

- (1) 昭和45年度以降において使用する燃料中のいおう分は1.0%以下であること。
- (2) 昭和47年度以降において総燃料使用が多い事業場については、さらに低いいおう分の燃料への転換をすること。
- (3) 今後新設されるビル暖房施設は、電気・ガスによる冷暖房施設にすること。

3. 計画目標年次（図10参照）

(1) 第1次計画実施（昭和44年度冬期）

官公庁及び総燃料使用量が多い事業場について、使用燃料中のいおう分を1.0%以下とすること。

(2) 第2次計画実施（昭和45年度以降）

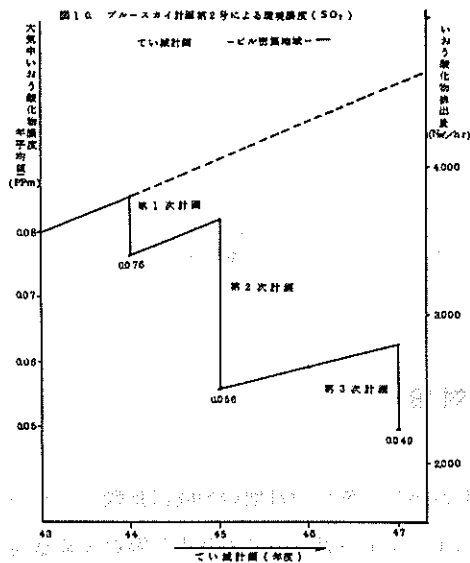
大気汚染防止法対象施設の非生産事業場について、使用燃料中のいおう分を1.0%以下とすること。

また、今後新設のビル冷暖房施設は、電気・ガスまたは、これに代る燃料を使用すること。

(3) 第3次計画

燃料使用量が多い31事業場について、昭和47年度から使用する燃料中のいおう分は0.2%以下とすること。

以上の削減量は目標年次において、昭和43年度のSO₂総排出量1,417.5 Nm³/hrに対し、45.8%の減となり、その地域汚染度は濃度比から換算して環境基準以下に到達すると推定される。



4. 進行状況

昭和44年度のビル暖房等のSO₂排出量は2,076.8 Nm³/hr あったが、昭和46年5月現在で883.2 Nm³/hr に減少せしめ、さらに昭和47年度から総燃料使用量の多い31事業場に対し、使用燃料中のいおう分を0.2%にせしめるので、さらにいおう酸化物排出量はてい減される予定である。

いおう酸化物のてい減率は、当初計画昭和43年度のSO₂総排出量1,417.5 Nm³/hr に対し、40%のてい減率をあげた。

表は、燃料使用量及びSO₂排出量を示したものである。

ビル暖房等の燃料使用量及びSO₂排出量表

| | 昭和43年度 燃料使用量 | 昭和44年度 燃料使用量 | 昭和43年度 SO ₂ 排出量 | 昭和44年度 SO ₂ 排出量 | 昭和43年度か ら見たカット率 |
|-----|-----------------|-----------------|-------------------------------|-------------------------------|--------------------|
| 全 市 | 89,321.9 Kg/hr | 139,593.5 Kg/hr | 1,417.5 Nm ³ /hr | 2,076.5 Nm ³ /hr | 40% |

低いおう分燃料転換状況表

| | 法対象事業場数 (非生産施設) | 昭和45年度 燃料転換終了 | 昭和46年度中 に燃料転換予定 | 燃料転換計画 未 定 | 燃料転換率 |
|-----|--------------------|------------------|--------------------|---------------|-------|
| 全 市 | 680事業場 | 665事業場 | 22事業場 | 3事業場 | 96% |

3) 東部地域特別対策

1. 目 的

大阪東部周辺7区は、中小企業が多く、ばい煙、粉じん、悪臭等の発生工場が密集しているとともに、住工の混在地域であるため、苦情等が非常に多く、公害防止に最も困難をきたす地域である。これらの地域の抜本的対策としては、大巾な環境整備をはかり工場の団地化により住工分離を必要とするが、まず業種別に有害物質、粉じん、悪臭を重点項目とした公害規制を早急に実施することを目的とする。

2. 対 象

東部(東淀川区、旭区、都島区、城東区、東成区、生野区、東住吉区)においては、公害問題の多くを占める業種として、ガラス製品製造業、ゴム製品製造業、プラスチック製品製造業、化学工業、紙、パルプ製品製造業があげられる。

これらの企業から発生する主な公害は次のとおりである。

| 産業分類 | 公害種別 |
|-------------|-------------|
| ガラス製品製造業 | ばい煙 |
| ゴム製品製造業 | 粉じん、悪臭 |
| プラスチック製品製造業 | 有害ガス、粉じん、悪臭 |
| 化学工場 | 有害ガス、粉じん、悪臭 |
| 紙パルプ製品製造業 | ばい煙、悪臭 |

地区別にみると、ガラス製品製造業は城東区、生野区に、ゴム製品製造業、プラスチック製品製造業は生野区に、化学工業は東淀川区、城東区に、紙パルプ製品製造業は城東区に多く、地区によりかなり特徴づけられる。

表2 東部地区業種別工場数一覧表

| | ガラス製品製造業 | ゴム製品製造業 | プラスチック製品製造業 | 化学工業 | 紙・パルプ製品製造業 | 計 |
|-----|----------|---------|-------------|------|------------|------|
| 東淀川 | 13 | 3 | 56 | 109 | 19 | 200 |
| 旭 | 15 | 2 | 14 | 21 | 8 | 60 |
| 都島 | 11 | 6 | 17 | 20 | 9 | 63 |
| 城東 | 52 | 15 | 46 | 82 | 35 | 230 |
| 東成 | 6 | 29 | 60 | 38 | 41 | 174 |
| 生野 | 52 | 90 | 102 | 28 | 27 | 299 |
| 東住吉 | 42 | 12 | 40 | 25 | 16 | 135 |
| 計 | 191 | 157 | 335 | 323 | 155 | 1161 |

3. 基本計画

保健所活動を中核として業種別に測定を伴う詳細な実態調査を行ない、それに基づいて強力な規制を実施する。

ア) いおう酸化物・・・燃料規制による減少

イ) ばいじん・・・大気汚染防止法に基づく特別排出基準の遵守

(注) 大気汚染防止法施行により特別排出基準が設定され、一般排出基準が強化された。

| | 適用対象 | 規制基準 | 適用例(大規模ボイラ) | |
|--------|------|-----------------|--------------------------|----------------------------|
| 一般排出基準 | 既設施設 | 旧一般排出基準の1/10に強化 | (旧) 1.0 g/m ³ | (新) 0.1 g/m ³ |
| 特別排出基準 | 新設施設 | 旧一般排出基準の1/20に強化 | | (新設) 0.05 g/m ³ |

本計画は特別排出基準をもって既設施設の規制を行なう。

ウ) 有害物質・・・大気汚染防止法による規制基準の遵守

(注) 大気汚染防止法施行により、カドミウム、塩素、塩化水素、弗素、鉛等が有害物質として指定され、それぞれについて排出基準が設定されたので、当該排出基準により規制を行なり。

エ) 粉じん… … … 大気汚染防止法設備基準の遵守

(注) 大気汚染防止法の施行により

- (1) コークス炉
- (2) 鉱物又は土石の堆積場
- (3) ベルトコンベア、バケットコンベア
- (4) 破砕機、摩砕機
- (5) 篩ふるい

上記施設が粉じん発生施設と規定されその規模により法の適用をうけ、粉じんの飛散防止のための設備基準が設定されたので、当該設備基準に適合するよう指導の強化をはかる。

オ) 悪臭… … … 悪臭防止法による規制基準の遵守

(注) この法律は、昭和46年6月1日に公布され、その日から1年以内に施行されるので、その基準を遵守するよう規制を行なり。

4) 自動車排出ガス対策

大気汚染防止法第21条にもとづく要請のために、高濃度汚染地域の実態把握を、常時監視補完調査として行なうとともに昭和50年における排出ガス総量を38年以前にまで引き下げる国の規制長期計画に対して、本市として地域特性から検討を加えるため、街頭検査の強化を行なり。

この実施にあたっては、〔大阪自動車排出ガス対策推進会議〕を通じて、大阪府、大阪府警、大阪陸運局、大阪府陸運事務所と協力し、この推進にあたる。

また、炭化水素、窒素酸化物については、排出防止の技術開発がおくれているので、排出濃度の実態把握が先決であり、一酸化炭素については、除去装置が開発されつつあるので、これらの効果を判定し、普及をはかるよう検討する。

抜本対策としては、無公害車の開発が必要であるので、電気バスの開発、小型電気自動車の普及促進に着手する。

高濃度汚染地域実態把握

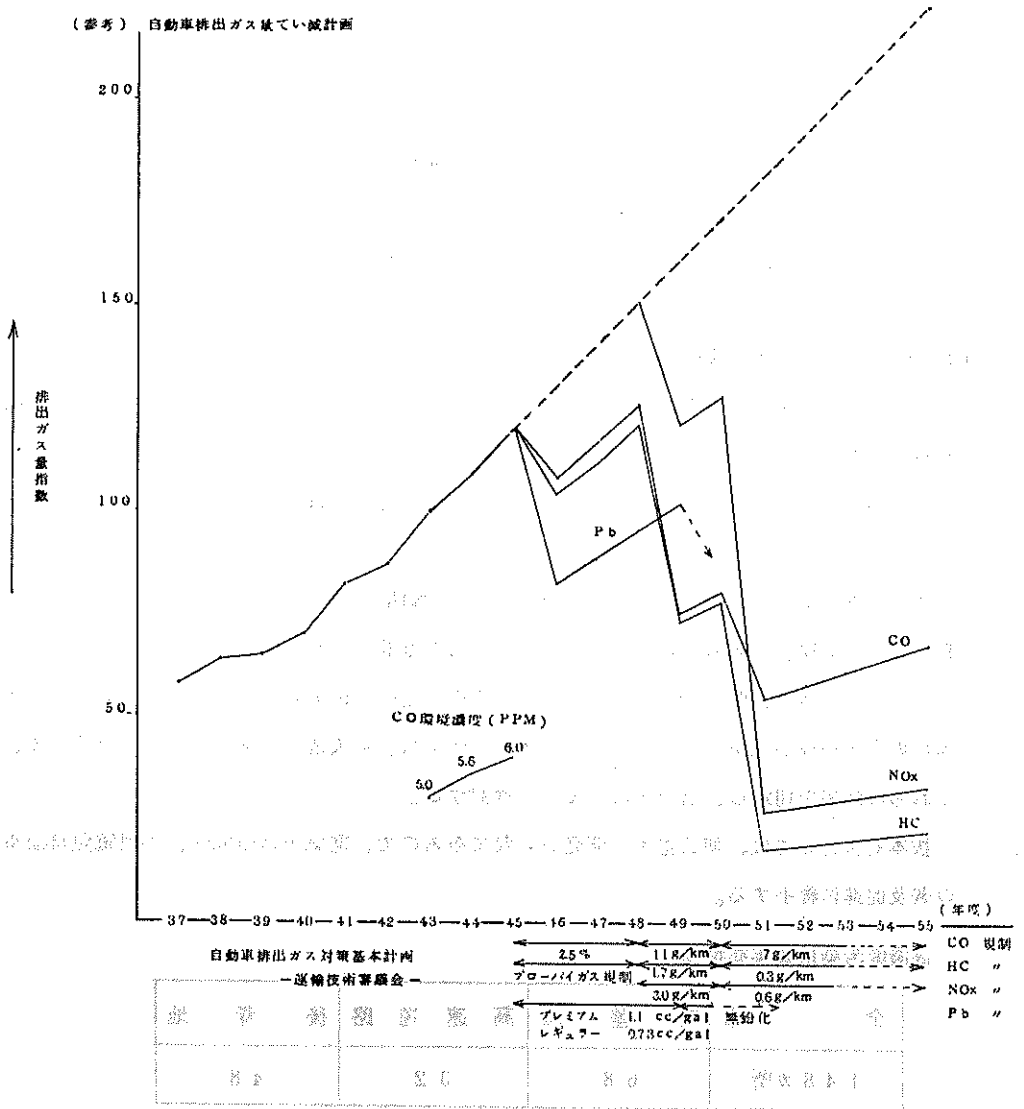
| 全 体 | 交 差 点 | 高 速 道 路 | 後 背 地 |
|-------|-------|---------|-------|
| 148カ所 | 68 | 32 | 48 |

街頭検査の強化（一酸化炭素）

| | | | |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 年 度 | 4 5 年 度 | 4 6 年 度 | 4 7 年 度 |
| 検 査 対 象 | 2 5 0 0 台 | 5 0 0 0 | 2 0 0 0 0 |

排出濃度実態把握（炭化水素、窒素酸化物）

| | | | |
|---------|---------|---------|-----------|
| 年 度 | 4 5 年 度 | 4 6 年 度 | 4 7 年 度 |
| 検 査 対 象 | — | 5 0 0 台 | 1 0 0 0 0 |



2 発生源ならびに環境の常時監視機構の補強整備

(1) テレメータを活用した発生源常時監視機構の新設

発生源からの大気汚染物質の排出状態を常時監視するため、煙道における、いおう酸化物濃度、流速、燃料消費量（火力発電所については発電量を加える）を有線アナログテレメータを用いて環境汚染監視センターに常時伝送する機構を新設する。

第1次対象

燃料使用量1日10Kl以上の63工場

第2次対象

大気汚染防止法による緊急時協力工場（SO₂排出量10Nm³/時以上）41工場

(2) 各発生源の汚染寄与率の拡散計算による推定

対策を適確に進めるため、発生源のデータと気象条件を拡散式に入れ、電子計算機を用いて、各発生源の汚染寄与率を算定する。

(3) 大気汚染モニタリングステーションの補強

東区、港区、西成区南部、東淀川区北部にモニタリングステーションを増設し常時監視機構を補強する。

(4) 自動車排出ガス常時監視機構の整備

主要道路における自動車排出ガス濃度を適確に把握するため一酸化炭素連続測定装置を大幅に増設し、環境汚染監視センターで常時監視する。

3 立地規制を含む環境整備対策

現存する大気汚染の固定発生源に対する法・条例等にもとづく規制に加え、土地利用の再編成・純化と環境整備によって大気汚染の減少に資するため、西部・中部・東部の各地域特性に応じて、次の施策を講ずる。

(1) いおう酸化物排出総量規制にもとづく立地規制

いおう酸化物に係る環境基準年間平均濃度0.05ppmをおよむね47年度中に達成することを目標に、いおう酸化物排出総量を規制することとし、施設の新増設については厳重に規制する。

(2) 公害防止協定の締結

西部臨海地域に現存する大規模発生源及び工場等制限法の除外区域において新増設されるばい煙発生施設等を有する企業に対しては、いおう酸化物排出量の規制、ばいじん及び粉じんに関する特別排出基準の適用等を内容とする公害防止協定を締結し、汚染物質総量の減少をはかる。

(3) 緩衝緑地の建設

工業地域と住居地域を明確に分離し、公共空地の確保による環境整備に資するため、西部臨海地域において大規模な遮断緑地の建設を検討する。

(4) 地域冷暖房施設の導入

ビル暖房による大気汚染を防止し、熱管理の合理化を図るため、東区弁天町、阿倍野地区等高層建築物が集中して新設される地区においては地域冷暖房施設の導入をはかるとともに、現在の都心地区についても地域冷暖房施設への転換の手法を検討する。

なお個別に新設される高層建築物についても、熱源としてガス又は電気等の使用を強力に促進する。

(5) 住工分離の推進

特に東部地域における住工混在を解消し、住居地域における市街地整備を進めるため、業種別指導を中心に小規模企業の集団化・工場アパート化により、住居が域内に立地する工場の移転を推進する。

4 関係機関への働きかけ

本計画をより効果的に推進するために、低いおう燃料の早期供給、工場移転に対する法的措置、財政援助、自動車排出ガス規制及び無公害車の開発等につき、国へ強力に要請する。

また、隣接する府県市に対しては、発生源指導の強化等、広域大気汚染対策をより強力に推進できるように、協力を要請する。

4 クリーンウォータープラン（水質汚濁防止対策）

…………… 抜 粹

（昭和48年7月）

はじめに

大阪は古来「水の都」と親しまれ、一方「商都大阪」として繁栄してきたが、これは大阪が大河川の河口部デルタ地帯にあり流速もゆるやかで舟を大量運搬手段としてその運行に利用してきたからである。しかしながら、戦後の経済の急速な成長による汚濁流入量の激増は、このような緩やかな流れと、河口部の海水の逆流による河川水の停滞とあいまって水質汚濁問題の緊急な解決を必要とするに至った。また、地理的にみて大阪市は各河川の最下流部に位置するため、大阪市域内の汚濁負荷を上まわる上流部汚濁負荷流入の影響を受けることとなり、大阪市単独の対策のみでは水質の環境基準達成が困難であり、上流における抜本的水質対策を得てはじめて目標に到達するという問題を含んでいる。

本対策目標は、第1には下水道整備及び工場整備及び工場排水規制を根幹とする水質の改善と、第2には浮遊じん芥・油等の除去、河川周辺の景観整備を主とした河川の環境改善をはかりとうとするものである。

すでに大阪市が昭和15年から下水道を建設し、その結果現在、市内から発生する汚濁負荷量の50%近くを削減済みであり、さらに本計画によってその削減率90%以上を目標とする。さらに、上流地域においても本計画に合せて流域下水道等の整備を促進し、汚濁負荷量の90%以上を早期に削減するよう対策を要請しようとするものである。また、市内の河川は、その大部分が府知事管理である点を考慮し、特に大阪府に対し協調を求めつつ本計画の目標達成を期することとする。

なお、昭和46年5月「大阪地域に係る公害防止計画策定の基本方針」が示され、昭和47年12月19日その計画書が国によって承認されたが、本対策の推進にあたっては、その「大阪地域公害防止計画」と十分調和を図るものとする。

河川別汚濁状況と削減計画

河川流域毎に人口・工場数・事業場数・出荷額等の原単位から算出した汚濁状況の推移とその削減計画は次のとおりである。

| 河川名 | 昭和45年度 | 昭和51年度 | | 対策 | 備考 |
|-------------------|-------------|-------------|-----------|--|---|
| | 汚濁状況 | 汚濁推定値 | 削減計画 | | |
| | BOD値 | BOD値 | BOD値(期待値) | | |
| 寝屋川 (京橋) | ppm 62.6 | ppm 65.5 | ppm 32 | (1) 寝屋川水域(市内)の、全排水下水道流入 (2) 今福・放出両処理場の高級処理化 | 上流分負荷の90%削減により環境基準(10ppm)を達成 |
| 平野川 (城見橋) | 60.4 | 73 | 40 (注) | (1) 下水道平野処理分区の整備 (2) 第二寝屋川の水質改善 | (注) 第二寝屋川からの逆流水の推定値全量下水流入とすれば平野川の固有水量はなくなり、第二寝屋川の逆流水のみとなる |
| 第二寝屋川 (嶋野橋) | 67.3 | 76 | 39 | (1) 下水道平野処理分区の整備 (2) 放出処理場の高級化 | |
| 平野川分水路 (天王田大橋) | 115 | 161 | 45.4 | (1) 下水道平野処理分区の整備 (2) 放出処理場の高級化 | |
| 土佐堀川 (天神橋左岸) | 33.0 | 34.3 | 19.1 | (1) 寝屋川水域(市内)の下水道網整備 (2) 今福・放出両処理場の高級処理化 | 寝屋川の影響が大きく、寝屋川の対策に依存する。 |

(注) 51年度汚濁推定値は、45年度以降に対策が進まなかった場合の推定値を示す。

| 河川名 | 昭和45年度 | 昭和51年度 | | 対策 | 備考 |
|-----------------------|-------------|-------------|-------------|---|--|
| | 汚濁状況 | 汚濁 推定値 | 削減計画 | | |
| | BOD値 | BOD値 | BOD値 | | |
| 道頓堀川 東横堀川 (大黒橋) | ppm 35.8 | ppm 37.1 | ppm 20.7 | (1) 寝屋川水域(市内)の下水道網整備 (2) 今福・放出両処理場の高級処理化 (3) 下水道溢流水対策 | 寝屋川の影響が大きく、寝屋川の対策に依存する |
| 安治川 尻無川 木津川 | 23.2 | 24.5 | 11.4 | (1) 全排水の下水道流入 (2) 市岡・千島・津守各処理場の高級化 (3) 寝屋川(市内分)の汚濁軽減 | 上流からの流入比が不明確なため三川を一つの河川として算定した |
| 神崎川 (辰巳橋～ 千鳥大橋) | 28.1 | 21.9 | 15.4 | (1) 全排水の下水道流入 (2) 大野・十八条両処理場の高級処理化 | 大阪市の対策では環境基準(10ppm)適合し得ない。 5.4ppmについては上流部で削減する必要がある |
| 淀川(下流Ⅰ) (鳥飼大橋) | 3.6 | 3.6 | 3.6 | 大阪市内からの汚濁負荷はなし 上流府県市および国へ上流の改善を要請 | |
| 淀川(下流Ⅱ) (伝法大橋) | 3.6 | 3.6 | 3.6 | すでに環境基準に適合しているのだからこれ以上汚濁が進行せぬよう上流府県市へ要請 | |

| 河川名 | 昭和45年度 | 昭和51年度 | | 対策 | 備考 |
|-----------------------|------------|------------|------------|--|--|
| | 汚濁状況 | 汚濁推定値 | 削減計画 | | |
| | BOD値 | BOD値 | BOD値 | | |
| 大川 (毛馬橋) | ppm 4.1 | ppm 4.1 | ppm 4.1 | すでに環境基準に適合しているが、これを維持するためには、毛馬洗堰における、淀川からの維持用水70m ³ /日の確保が必要 | |
| 堂島川 (天神橋右岸) | 5.0 | 5.2 | 5.2 | すでに環境基準適合 | 大川の影響が大部分であるが一部寝屋川の影響もあり、寝屋川の環境基準達成時には、類型(C)に変更を検討 |
| 正蓮寺川 (北港大橋) | 13.7 | 20.8 | 5.5 | (1) 河川放流工場排水の下水道流入 (2) 海老江の一部および此花処理場の高級処理化 (3) 淀川下流からの維持用水22m ³ /秒の確保 | |
| 住吉川 (住之江大橋) | 32.3 | 37.0 | 21.8 | (1) 全排水の下水道流入 (2) 環境基準(10ppm)に適合するには住吉処理場の三次処理および大和川からの維持用水の導入等の対策が必要 | |
| 大和川 (堺市水道 旧取水点) | 25.2 | 21.1 | 21.1 | (1) 大阪市内の汚濁負荷は0.1t/日で主として畜舎排水であり、その対策(集団化・流域下水道流入等)が必要。 (2) 上流分負荷の削減(78%)により環境基準(5ppm)に適合 | |

本事業の総括

| 必要な対策 | 効果(目的) | 大阪市実施対策 | | 要望事項 | | 検討事項 |
|---------------------------------------|---|---------|----------------------|------|-------------------------|---|
| | | 可否 | 実施機関 | 要望先 | 内容 | |
| 下水道整備 下水道管渠整備 処理の高級化 | BOD等水質改善 例 寝屋川(京橋 でBOD 62→32ppm) | 可 | 下水道局 | | | 下水三次処理計画 雨水対策 |
| 工場事業場等 排水規制強化 | 全規制項目の排出 量で削減 排水量の削減 | 可 | 下水道局 環境保健局 | | | 未規制項目対策 総量規制 |
| 水面清掃 塵芥フェンス設 置 清掃船配備 塵芥処分 | 水面の美観保持 河川・港湾環境保 全 | 一部可 | 土木局 環境事業局 港湾局 | 大阪府 | 上流での塵芥除 去 管理河川の措置 | 高能率フェンス開 発計画 府知事管理河川に ついては協議が必要 その処分と運搬 |
| 浚 渫 | 流水状況改善 底質による水質悪 化防止 | 一部可 | 港湾局 土木局 | 大阪府 | 府知事管理河川 についてを要請 | |
| 維持用水対策 | 流水確保・溶存酸 素供給 | 否 | | 国 | 最低現状水量 できれば増量 | 寝屋川 13m ³ /秒→20m ³ /秒 大川 70" → 70" 神崎川 10" → 20" 正蓮寺川 22" → 22" 住吉川 05" → 05~10" |
| 河川改修 河岸整備(遊歩道 整備) | 美観保持・洪水対 策 美観保持・その他 環境改善 | 一部可 | 土木局 | 大阪府 | | 景観道路、緑陰歩 道整備 |
| 周辺用水路対策 | 美観保持・下水道 整備促進 | 可 | 土木局・下 水道局・経 済局 | | | 地区農家と協議し て実施 |

| 必要な対策 | 効果(目的) | 大阪市実施対策 | | 要望事項 | | 検討事項 |
|--|--|---------|-------------------------------------|----------|-------------------------------|--|
| | | 可否 | 実施機関 | 要望先 | 内容 | |
| 監視体制確立 河川監視定点 拡大 モニタリングステーション拡充 | 工場排水規制 河川水質常時監視 | 可 | 環境保健局 | | | 分析体制の強化 |
| 河川・港湾浄化運動の推進 | 塵芥等不法投棄防止、監視 河川愛護精神高揚 情報網整備 | 可 | 総務局 環境事業局 土木局 港湾局 環境保健局 | | | 関係行政機関 民間団体 |
| 技術開発 | 各種対策を容易にする 排水処理の簡略化 | 一部可 | 各局部 | 国 | 防止技術考案等 | 塵芥フェンスの開発 オゾン法によるエアレーション浄化研究 汚水バイパスの研究 |
| 産業廃棄物処理体制確立 | 不法投棄防止 排水処理設備設置促進 | 一部可 | 環境保健局 | 国 大阪府 | 体制の早期完備 | 公的処理施設 用地確保 |
| 零細工場集団化(処理の共同化) | 排水処理の完全化 (特に有害物質の排出防止) | 一部可 | 総合計画局 経済局 | 国 大阪府 | 用地確保 造成 | 適当な用地確保 選定 |
| 流域下水道整備 | BOD等上流水質改善 例 寝屋川(京橋で32→10ppm) 51年度 | 否 | | 大阪府 | 流域下水道整備 促進 (できれば51年度完成) | |

5 大阪市公害対策審議会に対する 諮問及び同審議会の答申と意見

(諮問)

昭和40年2月22日大気汚染の環境基準について、審議会に諮問した。

(答申)

昭和40年12月8日審議会から市長あて次の内容の答申があった。

大気汚染の環境基準に関する答申(抄)

我々は、従来行なわれてきた大阪市における大気汚染ならびにその影響に関する調査研究と内外の知見にもとづいて次の各汚染物質に関する環境管理基準を提案する。

環境管理基準

a 亜硫酸ガス(無水硫酸を含む)

1日平均値 0.1 ppm

ただし汚染の最高濃度を限定するため短時間最高濃度を次のように定める。

1日1回1時間値 0.2 ppm

b 浮遊ばいじん

1日平均値 0.5 mg/m³

c 降下ばいじん

月平均値 1.0 ton/Km²

(諮問)

大総合 第600号

昭和44年7月24日

大阪市公害対策審議会

会長 梶原三郎 殿

大阪市長 中馬 馨

大気汚染にかかる当面の施策について(諮問)

現在国会において、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が審議中であり、また、大阪府においては、大気汚染防止法にもとづき、工場からの排出ガスの規制について計画(ブルースカイ計画)が発表され、大気汚染防止対策も具体的実施段階に入っております。

つきましては、当面必要と思われまます次の問題について、審議会の意見を求めます。

記

1. 公害に係る健康被害の救済に関する大阪市の方向づけについて
2. ビル暖房の規制について
3. 大阪市環境管理基準の改定について
4. 西部臨海特別地区対策について

（答申）その1

昭和44年10月24日

大阪市長

中馬 馨 殿

大阪市公害対策審議会

会長 梶原三郎

昭和44年7月24日付、大総合第600号にて諮問のありました「ビル暖房規制」について、次の通り答申します。

ビル暖房等の規制について

大阪市における大気汚染は、工場、事業場から排出されるばい煙その他有害ガスや、自動車の急激な普及にともなう排出ガス等の増加により大きな社会問題となっている。

とくにいおう酸化物については、石炭から重油への燃料転換にともない増加の傾向にあり、人体への影響等から最も重要視されている。

国においても、昭和43年6月に、従来の「ばい煙の排出の規制等に関する法律」を「大気汚染防止法」に改正し、法対象のばい煙発生施設ならびに排出基準の大巾な改善をおこなった。また昭和44年2月にいおう酸化物について環境基準の閣議決定をみるにいたった。

しかし、市域内にあっては、大気汚染防止法の排出基準が完全に履行されたとしても、現状における汚染状況からみて環境基準を達成することはほとんど不可能と推測される。

そのため、本年7月大阪府においては、大気汚染環境基準達成計画（ブルースカイ計画）の一つとして、いおう酸化物を多量に排出している工場に対し、改善指導計画をうら出し、亜硫酸ガス排出量の低減に努めている。

一方、大都市における大気汚染の形態は、複雑であり、大発生源のみの亜硫酸ガス排出量をおさえたとしても、都心部における汚染濃度を環境基準にまで低減することは期待できないので具体的にその目標を達成するためには非生産施設（ビル暖房等）に対してもブルースカイ計画第2号として次のように行政指導をおこなうことが必要である。

具体的規制方針

1. 昭和45年度以降において非生産の法対象施設で使用する燃料は、いおう分が1.0%以下である

こと。

2. 昭和47年度以降において総燃料使用量が多い事業場についてはさらに、いおう分の少ない燃料への転換を検討すること。
 3. 今後、新設されるビル暖房等の施設は、経済的ならびに技術的要素を勘案し、いおう酸化物を排出しない施設（たとえば、電気またはガスによる冷暖房施設）を設置せしめること。
- なお上記の規制方針を推進するために、次のことに留意すべきである。

1. 設備改善費の融資助成をはかること。
2. 指導の強化をはかること
3. 国への要望
 - (ア) 低いおう燃料の円滑な供給をはかること。
 - (イ) 大気汚染防止法におけるビル暖房等の規制強化をはかること。

~~~~~

(答申)その2

昭和44年12月18日

大阪市長

中 馬 肇 殿

大阪市公害対策審議会

会長 梶原三郎

昭和44年7月24日付 大総合第600号にて諮問のありました「公害に係る健康被害の救済に関する大阪市の方向づけ」について、次の通り答申します。

公害に係る健康被害の救済に関する大阪市の方向づけについて

大阪市における大気汚染は、産業の急速な発展にともない、工場、事業所から排出されるばい煙その他の有害ガス等により大いなる社会問題となっている。

そのため、大阪市内においては、大気汚染防止法に基づく排出基準を遵守させるとともに、国の定める環境基準を早期に達成するため、臨海部の大工場群に対しては、大阪府のブルースカイ計画第1号、ビル暖房等による冬期の市内中心部の局地汚染に対しては大阪市のブルースカイ計画第2号により、いおう酸化物排出量の低減に努めている。

また、高濃度汚染地区と見做される西淀川区については、昭和42年度より、大阪市は大気汚染の特別対策地区として、綿密な汚染状況の調査と230工場に及ぶ発生源調査を進めつつ、主要工場に対し排出量抑制の行政指導を進めてきた。

しかしながら、最近における医学的、疫学的諸調査結果によれば、極めて限られた局地高濃度汚染地域における一部住民に健康上の影響が現われつつあることが明らかにされてきた。

このような状況下において、国においては事業活動その他、人の活動にともなって相当範囲にわた

る著しい大気の汚染または水質の汚濁が生じたため、その影響による疾病が多発した場合、その疾病にかかった者に対し医療費、医療手当等の支給措置を講ずることにより、その者の救済を図ることを検討して来たが、この度の第62回国会において、この法律が可決されるに至った。

そこで現在までの汚染状況の推移、被害状況発生源に対する指導状況を検討した結果、次の結論を得た。

1. 本来、公害対策はこのような救済措置の発動が主題ではなく、発生源における排出規制と排出抑制が、この行政の基本であることをここに改めて認識すべきである。
2. 大気汚染による被害について、その区域を画することは、きわめて困難であるが、大阪市における現在までの環境汚染状況や慢性気管支炎の有症者率からみて、法による救済の対象地域としては、西淀川区全域をその対象地域とすることが適当であると考えらる。

（意見聴取）

大気汚染防止計画基本構想（クリーンエアプラン）の実施に関する意見

大気汚染防止計画基本構想（案）について、昭和46年8月14日、大阪市公害対策審議会において審議されたが、その後大気汚染専門部会で検討された後、昭和46年12月17日次のとおりの意見の提出があった。

（意見）

昭和46年12月17日

大阪市長職務代理者

大阪市助役 福山 真三郎 殿

大阪市公害対策審議会

会長 梶原 三郎

大気汚染防止計画基本構想（クリーンエアプラン）の実施に関し、次の事項について適切な措置を講じられるよう意見を申しのべます。

記

大気汚染防止計画基本構想（クリーンエアプラン）の実施に関する意見

1. 低いふう燃料の確保に努力すること。  
低いふう燃料の確保については、大阪地域における確実な需給計画をすみやかに樹立し、その確保のための関係機関への働きかけをさらに強められたい。
2. 自動車排出ガス対策を確保すること。  
自動車排出ガス対策は、騒音・振動対策、交通規制対策を含め、都市計画の立場から交通問題を

総合的に考慮して、環境への影響がないよう積極的に推進されたい。

3. 環境基準を設定すること。

環境基準の定められていない大気汚染物質について、市独自の基準を設定し、行政目標とすることが望ましい。

4. いわゆる光化学スモッグの原因究明と対策を推進すること。

大阪においても、いわゆる光化学スモッグと考えられる現象が発生したが、これに対する社会的関心が高まっている現在、できるかぎり早急にその原因究明にあたり、効果ある対策をとられたい。

5. 人体影響調査を拡充し、被害者の救済に万全を期すこと。

大気汚染状況のは握とともに、人体に対する影響調査をさらに充実させ、被害者対策には制度の研究も含め、万全を期されたい。

6. 低利の融資助成措置を拡充すること。

中小企業対策として、金融面の優遇措置が不可欠であるので、さらに低利の融資助成をはかるとともに、貸付額の枠の拡大をはかられたい。

7. 環境保全に係わる学校教育を充実すること。

大気汚染に限らず、すべての公害防止ならびに自然保護のために教育の果たす役割は大きく、そのため公害防止の重要性を教育の場において徹底できる措置を講ぜられたい。

8. 予算・人員の確保に努めること。

環境汚染監視センターの拡充、公害インスペクター制度の強化等、公害対策を進めるための必須人員、および器材の整備について、十分な予算措置をとられたい。

~~~~~

(諮問)

大 環 第 8 1 3 号

昭和 4 7 年 8 月 1 8 日

大阪市公害対策審議会

会長 梶 原 三 郎 殿

大阪市長 大 島 靖

悪臭防止法の施行に伴う規制地域及び規制基準について(諮問)

悪臭防止法(昭和46年法律第91号)が本年5月31日施行され、悪臭防止対策も具体的実施段階に入っております。

つきましては、法施行に伴う次の問題について、審議会に諮問します。

ハ記

1. 規制地域の指定について

2. 規制基準の設定について

(答申)

昭和 4 8 年 7 月 2 3 日

大 阪 市 長

大 島 靖 殿

大阪市公害対策審議会

会 長 梶 原 三 郎

昭和 4 7 年 8 月 1 8 日付、大環第 8 1 3 号にて、大阪市長から諮問のありました「悪臭防止法の施行に伴う規制地域及び基準」について、次のとおり答申します。

悪臭防止法に伴う規制地域及び規制基準について

最近における大阪市の悪臭問題は、産業の発展・市街地の周辺拡大等により増加の傾向をたどっている。

このような状況は大阪市のみならず政府もこれを全国共通の問題として、悪臭問題の早急な改善とその防止対策の徹底を期することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした悪臭防止法が昭和 4 6 年制定され、それに基づき、悪臭物質の指定、規制基準の範囲等が定められた。

この法律にもとづく、本市の悪臭防止対策も、種々の検討がなされ、完全に実施されるものでなければならぬ。

しかしながら、都市の悪臭防止は人体に対する影響、市民の生活環境、経済に与える影響等いろいろな観点から必要とされるものであり、そのための対策は現状の実態は握と合理的、科学的根拠に立って進められるべきものと考えられる。これらのことにより、当審議会は大気専門部会に悪臭小委員会を設け、鋭意審議を行なったところである。

今般、当審議会において、同専門部会の報告に基づき検討を行なった結果、指定すべき地域と、設定すべき基準については、次のとおりとするのが適当であるとの結論に達した。

大阪市域においては、この答申に沿ってすみやかに、悪臭防止の措置を講ずることが必要と考える。

〔 1 〕 悪臭の規制地域の指定

悪臭公害は年々増加の傾向にあり、昭和 4 6 年度の処理件数は騒音に次いで多く、被害人口は、他の公害をしのぎ多くなっている。

これは悪臭が人の感覚器官に直接感知する公害であることに起因しているものと考えられ被害地域も全市域にわたっている。特に新用途地域（原案）による工業専用地域にも苦情が発生していることは、市域の過密化に反映して市営住宅、中小企業労働者住宅等の住居環境のこの地域への進出が原因となっている。

このような悪臭公害の潜在性は大阪市域全部にわたっていることから悪臭規制地域としては、全市域を指定することが適当である。

なお、従来、悪臭物質等に関する規制は大阪府公害防止条例の有害物質として、アンモニア、硫化水素、メルカプタンが市内全域を対象として行なわれている。

〔2〕 規制基準の設定

大阪市内における悪臭防止対策としては、種々の除害設備を設置することにより、かなりの成果を上げてきたところであるが、発生施設としては、特に中小企業に多いため、工場全体から漏えいする悪臭等については、技術的及び経済的な面において、まだまだ多くの問題を残している。悪臭は人間の感覚器に作用するものであり、相当低濃度においても、生活環境上問題がある。悪臭規制を実施するにあたっては、これらのことを考慮する必要がある。

そこで、法施行規則第1条により、定められた範囲の下限の値、即ち6段階臭気強度表示法の臭気強度2.5に対応する濃度を全市一律の規制基準として定めるのが適当と考えられるが、当面防止技術の開発、企業の経済性及び、特性を考慮して、暫定期間を設け地域別に臭気強度3及び3.5の2種に分けて、つぎのとおり実施するのが適当と考えられる。

悪臭防止法にもとづく規制基準

〔規制基準〕

悪臭防止法第4条第1号にもとづく規制基準

単位：ppm

| 物質名 | 規制基準 |
|-----------|-------|
| アンモニア | 1.0 |
| メチルメルカプタン | 0.002 |
| 硫化水素 | 0.02 |
| 硫化メチル | 0.01 |
| トリメチルアミン | 0.005 |
| 6段階臭気強度 | 2.5 |

この表は昭和51年4月1日から施行する。それまでの期間は次表を適用する。

単位：ppm

| 物質名 | 第1種区域 | 第2種区域 |
|-----------|-------|-------|
| アンモニア | 1.0 * | 1.0 * |
| メチルメルカプタン | 0.004 | 0.01 |
| 硫化水素 | 0.06 | 0.1 * |
| 硫化メチル | 0.05 | 0.2 |
| トリメチルアミン | 0.02 | 0.07 |
| 6段階臭気強度 | 3.0 | 3.5 |

この表において〔第1種区域〕〔第2種区域〕とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

(1) 第1種区域

第1種住居専用地域、第2種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域

(2) 第2種区域

工業専用地域

* 既に大阪府公害防止条例の規制を行なっているため、この臭気強度とは異なる。

(3) 実施の時期

段階的規制の実施の時期については大阪地域公害防止計画の達成目標にかんがみ、暫定期間は3ケ年とするのが適当である。

なお、本答申は悪臭防止法の施行に伴ない、大阪市長から諮問のあった事項について検討した結果をまとめたものであるが、悪臭問題というものは今回指定のあった悪臭5物質及びその規制の方法のみだけでは解決できないと考えられるので、答申に示した悪臭物質規制基準及び方法は今後、全般にわたる悪臭に関する調査、研究を進め、実状にそくした方法を検討し対処すべきものとする。

~~~~~  
( 諮 問 )

大 環 第 8 1 4 号

昭和 4 7 年 8 月 1 8 日

大阪市公害対策審議会

会長 梶 原 三 郎 殿

大阪市長 大 島 靖

窒素酸化物対策について(諮問)

中央公害対策審議会大気部会「窒素酸化物等に係る環境基準」についての専門委員会は、本年6月20日中央公害対策審議会大気部会に対し、地域環境大気中の二酸化窒素及び光化学オキシダントの年間を通じて常に維持されるべき濃度条件について提案しましたが、中央公害対策審議会では、今秋にも答申の運びであると承っております。

つきましては、本市としても窒素酸化物対策に積極的に取組むにあたり、次のことについて、審議会の意見を求めます。

記

1. 窒素酸化物汚染に関する大阪市の防止対策の方向づけについて

(答 申)

昭和48年7月23日

大 阪 市 長

大 島 靖 殿

大阪市公害対策審議会

会 長 梶 原 三 郎

昭和47年8月18日付、大環第814号にて、大阪市長から諮問のありました「窒素酸化物汚染に関する大阪市の防止対策の方向づけ」について、次のとおり答申します。

#### 窒素酸化物汚染に関する大阪市の防止対策の方向づけについて

窒素酸化物汚染の現状とその影響ならびにその防止対策について検討した結果、大阪市内における窒素酸化物による大気汚染対策の当面の方向づけについて、つぎのように報告する。

#### 1. 窒素酸化物による大気汚染

窒素酸化物のうち大気汚染物質として問題とされているのは、酸化窒素と二酸化窒素である。しかし現在、その人の健康への影響について注目されているのは二酸化窒素であり、酸化窒素については、未だ明らかではなく、今後、その影響について調査研究しなければならない。

二酸化窒素汚染の現状は、市内の連続測定結果によると、昭和46年度の年間平均値で、0.042 ppmないし0.077 ppmに達しており、一般に自動車通行量の多い沿道地域で高い傾向が認められるが、その汚染は市内全域にわたっている。

窒素酸化物は、それ自体としての影響とともに、暖候期においては光化学大気汚染の原因物質として注目されている。

#### 2. 窒素酸化物の影響と環境基準

窒素酸化物のうち、二酸化窒素がとくに注目されるのは、二酸化いおうより肺の深部まで容易に侵入し、呼吸機能への影響、呼吸器感染症に対する抵抗力の低下をもたらすからである。

さらに、二酸化窒素を原因物質として発生する光化学オキシダントの影響が問題となる。

中央公害対策審議会は、内外の研究成果を検討した結果、昭和47年6月に窒素酸化物ならびに光化学オキシダントの年間を通じて維持されるべき濃度条件として、つぎのように報告している。

- (1) 二酸化窒素については、その影響とくに慢性影響が憂慮されること。  
\* さらに二酸化いおうとの相加作用があることに注目して、1時間値の24時間平均値0.02 ppm以下であること。
- (2) 光化学オキシダントについては、短時間暴露の影響の防止ということに注目して、1時間値0.06 ppm以下であること。

これらの基準は、科学的な検討の結果提出されたものであり、現在、これを対策の最終目標として設定するのは妥当なことである。

### 3. 窒素酸化物対策の現状

わが国の大都市における窒素酸化物等の大気中濃度は、中央公害対策審議会が提出した、地域環境大気中の二酸化窒素ならびに光化学オキシダントの年間を通じて維持されるべき濃度条件に比較して高い水準にあり、大阪市についても例外ではない。

窒素酸化物は主として、石炭・石油等の化石燃料の燃焼により発生し、現在の主要な発生源は、自動車・ボイラー・熔鉱炉・焼却炉ならびに、ある種の化学工業である。

しかし窒素酸化物の排出防止技術は、現在、開発途上にあり、直ちに実効のある対策を講ずることとはきわめて困難と考えられる。

自動車排出ガスについては、アメリカ合衆国の1970年大気汚染防止法（マスキー法）による厳しい排出規制に準じた規制が、わが国でも実施される見込みである。

一方、固定発生源については、燃料の天然ガスへの転換がもっとも有効であるが、現在わが国では天然ガスの確保は困難であり、これに多くを期待することはできない。従って、バーナー構造・燃焼方法の改善ならびに脱硝装置の開発をはかることが緊急の課題である。

バーナー構造や、燃焼方法の改善は、一応技術的には実用化の段階に入りつつあるが、大規模の改造を必要とするものであり、また脱硝装置についてはまだ開発途上にあって、いずれにしても、早急に窒素酸化物の排出量を大中に減少することは、現在、容易ではないと考えられる。

### 4. 窒素酸化物対策の方向づけ

窒素酸化物の環境濃度・影響、ならびに防止技術の現状よりみて、その対策は基本的につきの点を配慮して、積極的に推進されなければならない。

- (1) 対策の目標として、人の健康に影響を与えない濃度条件の設定が必要であり、現在においては、中央公害対策審議会が報告した濃度条件を採用することが妥当である。
- (2) 当面、具体的に対策が進むまでの期間においては、少なくとも既にかなり悪化している現状の汚染状態を、これ以上悪化させないために、発生源の新・増設を制限する措置が講じられなければならない。
- (3) 窒素酸化物の排出については、現在、野放しの状態にあるが、早急にその妥当な排出基準が設定されるべきである。
- (4) 固定発生源における窒素酸化物排出量をてい減するために、もっとも有効である天然ガスの確保、ならびに燃焼方法の改善、脱硝装置の開発等を各方面の協力のもとに強力に推進すべきである。
- (5) 大阪市における窒素酸化物汚染の原因としての自動車排出ガスの寄与率は府下で最高である。早急にその排出規制を行なうとともに、必要に応じて交通規制等についても関係機関に要請し、

実効をはかるべきである。

- (6) 今後、道路行政を進めるに当たっては、自動車排出ガス汚染対策の観点から、既存の道路計画についても再検討を加えるべきである。
- (7) 窒素酸化物の環境大気中濃度ならびに発生源からの排出状況の実態を的確には握することは、対策の基礎である。現在、窒素酸化物については、いおう酸化物にくらべ、これらの実態は握がはかばかしており、早急に整備充実されなければならない。

さらに、光化学大気汚染の関係から炭化水素についても、その実態は握を進めるべきである。

- (8) 窒素酸化物濃度を、早急に最終目標値までい減することは、種々の条件からきわめて困難である。

従って、クリーンエア・プランにおいて、いおう酸化物について設けたように中間目標値を設定するなど、具体的ない減計画を策定し、着実にい減するよう努力することが必要である。

この場合、適切な排出量の総量規制が基本的条件であるが、その技術的基礎は未だ確立されていないだけに、早急に大阪の実状に即して調査研究が進められなければならない。

- (9) 窒素酸化物の人の健康への影響については、その疫学的調査・研究が、まだあまり進んでいない。そのための調査研究を積極的に進め、常に適切な対策がとられるよう努力されなければならない。



(意見聴取)

#### 水質汚濁防止対策(クリーンウォータープラン)の実施に関する意見

水質汚濁防止対策(クリーンウォータープラン)について、昭和48年3月2日、大阪市公害対策審議会において審議されたが、その後水質汚濁専門部会で検討された後、昭和48年7月23日次のとおり意見の提出があった。

(意見)

昭和48年7月23日

大阪市長

大島 靖 殿

水質汚濁防止対策(クリーンウォータープラン)について、昭和48年3月2日、大阪市公害対策審議会において審議されたが、その後水質汚濁専門部会で検討された後、昭和48年7月23日次のとおり意見の提出があった。

水質汚濁防止対策(クリーンウォータープラン)について、次のとおり意見を申しのべます。

水質汚濁防止対策（クリーンウォータープラン）の実施に関する意見について

大阪市が今回水質汚濁防止のための具体的対策の計画である「クリーンウォータープラン」を作成されましたが、この趣旨は市民の健康を守り環境を保全するため、有害物質を除去し、汚濁負荷総量を削減するとともに、浮遊じん芥油等の流下を防止し、大阪湾および近海の汚濁をも軽減することを理想とするものである。

このような趣旨からして、本計画の実施にあたっては、次の点に十分な配慮を願いたい。

#### 1. 淀川の浄化対策

淀川は、大阪市民の上水道および工業用水道源であるのみならず市内河川の状態を維持するためにも、適めて大きな影響力を持っているが、本川の水質を保全するためには、流入する上流諸河川における対策がもっとも必要である。

そのため本計画との斉合性をもつように、上流地域における流域下水道、公共上水道の整備と工場排水規制の強化をはかり、汚濁負荷削減に努めるよう国および上流府県市に強く要請すべきである。

#### 2. 維持用水の確保

市内河川の自浄作用促進と流水確保のため、現在淀川等から導入されている維持用水量は今後とも削減しないよう要請すべきである。

#### 3. 工場排水対策

「水質汚濁防止法」、「下水道法」および「大阪府公害防止条例」に基づく除害施設および排水処理施設の完全実施をはかり、併せて工場排水の汚濁負荷量削減のための工程変更をも実施させること。

なお、総量規制、未規制有害物質項目の追加および処理不可能物質の使用の禁止等について、関係法条例を整備するよう要望するとともに規制の効果をあげるよう監視・指導体制の強化をはかられたい。

又、零細業者に対しては、集団化・共同処理化等について十分な配慮をすること。

一方、スラッジ等の公害防止施設からの廃棄物対策に万全の措置を講じること。

#### 4. 下水道について

本計画を達成するためには、下水道整備が最も重要な課題であるので、大阪市は、現行下水道整備5か年計画を完全実施させるとともに、下水道処理場の適切な管理運営をはかること。

なお、下水汚泥の二次公害防止に必要な処理施設等の開発及び投棄場所の確保に努めること。

現在の高級処理で除去し得ない物質（例えば総窒素、総磷等）をも除去し得る高次処理の技術を早急に確立し、その実用化をはかること。

#### 5. 浮遊じん芥対策

河川、港湾等には浮遊じん芥、油類が多く、これらは沿岸各所における不法投棄によるものであ

り、これに対する適切な防止対策を実施するとともに監視体制の強化、市民意識の向上、あわせて高能率のじん芥フエンス、収集機器等を開発し、じん芥の効果的な収集および処分対策を確立すること。

なお、市内河川は上流地域の影響が大きいので、浮遊じん芥等を流下せしめないよう上流地域に対して要請すること。

## 6. 財政的措置

本計画の実施に関し、特に下水道整備事業、河川、港湾の浚渫およびスラッジの処分等は莫大な経費を必要とするので、国および府に対しても補助率の引き上げ等の財政援助を要請するなど万全な財政措置を講じること。



6. 昭和48年度 大阪市公害関係予算総括表

(単位 千円)

| 局別<br>項目   | 環境保健局     |           |           | 経済局    |        |          | 環境事業局  |       |        | 土水局     |         |           | 下水道局       |            |           |
|------------|-----------|-----------|-----------|--------|--------|----------|--------|-------|--------|---------|---------|-----------|------------|------------|-----------|
|            | 48年度      | 47年度      | 増△減       | 48年度   | 47年度   | 増△減      | 48年度   | 47年度  | 増△減    | 48年度    | 47年度    | 増△減       | 48年度       | 47年度       | 増△減       |
| 工場逸正放射事業費  | 2,595,055 | 1,803,833 | 701,162   |        |        |          |        |       |        |         |         |           |            |            |           |
| 大気汚染対策費    | 231,017   | 272,257   | 8,760     | 0      | 13,530 | △ 13,530 |        |       |        |         |         |           |            |            |           |
| 騒音・振動防止対策費 | 12,751    | 8,737     | 4,014     | 0      | 11,250 | △ 11,250 |        |       |        |         |         |           |            |            |           |
| 水質汚濁対策費    | 52,123    | 42,067    | 10,056    | 35,071 | 21,520 | 13,551   | 17,720 | 2,440 | 15,280 | 160,300 | 89,300  | 71,000    | 25,120,000 | 24,000,000 | 1,120,000 |
| 地盤沈下対策費    | 11,147    | 10,651    | 486       |        |        |          |        |       |        |         |         |           |            |            |           |
| 悪臭防止対策費    | 5,433     | 1,013     | 4,420     |        |        |          |        |       |        |         |         |           |            |            |           |
| 産業廃棄物処理対策費 | 20,819    | 18,768    | 2,051     |        |        |          |        |       |        |         |         |           |            |            |           |
| 健康対策費      | 711,703   | 201,274   | 510,429   |        |        |          |        |       |        |         |         |           |            |            |           |
| 助成事業費      | 121,638   | 92,625    | 29,013    |        |        |          |        |       |        |         |         |           |            |            |           |
| 融資基金費      | 800,000   | 670,000   | 130,000   |        |        |          |        |       |        |         |         |           |            |            |           |
| その他        | 1,215,358 | 417,658   | 797,665   | 46,300 | 11,820 | 34,480   | 17,720 | 2,440 | 15,280 | 321,000 | 600,000 | △ 279,000 | 25,120,000 | 24,000,000 | 1,120,000 |
| 計          | 5,787,083 | 3,539,188 | 2,197,901 | 81,371 | 58,110 | 23,261   | 17,720 | 2,440 | 15,280 | 481,300 | 689,300 | △ 208,000 | 25,120,000 | 24,000,000 | 1,120,000 |

| 項目         | 公團     |        | 局        |        | 港      |        | 灣      |        | 局   |       | 教育委員会   |         |            | 合          |            |            | 計         |
|------------|--------|--------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|-------|---------|---------|------------|------------|------------|------------|-----------|
|            | 48年度   | 47年度   | 増△減      | 48年度   | 47年度   | 増△減    | 48年度   | 47年度   | 増△減 | 48年度  | 47年度    | 増△減     | 48年度       | 47年度       | 増△減        |            |           |
| 工場適正分散事業費  |        |        |          |        |        |        |        |        |     |       |         |         | 2,505,056  | 1,803,898  | 701,162    |            |           |
| 大気汚染対策費    |        |        |          |        |        |        |        |        |     |       |         | 412,650 | 246,642    | 166,008    | 632,667    | 532,419    | 161,248   |
| 騒音・振動防止対策費 |        |        |          |        |        |        |        |        |     |       |         | 848,096 | 594,900    | 263,196    | 880,847    | 604,687    | 276,160   |
| 水質汚濁対策費    |        |        |          | 22,000 | 10,000 | 12,000 |        |        |     |       |         |         | 25,407,214 | 24,165,827 | 1,241,387  |            |           |
| 地盤沈下対策費    |        |        |          |        |        |        |        |        |     |       |         |         | 11,147     | 10,661     | 486        |            |           |
| 悪臭防止対策費    |        |        |          |        |        |        |        |        |     |       |         |         | 5,483      | 1,013      | 4,470      |            |           |
| 産業廃棄物処理対策費 |        |        |          |        |        |        |        |        |     |       |         |         | 20,819     | 18,768     | 2,051      |            |           |
| 健康対策費      |        |        |          |        |        |        |        |        | 0   | 2,290 | △ 2,290 |         | 711,708    | 208,564    | 503,144    |            |           |
| 助成事業費      |        |        |          |        |        |        |        |        |     |       |         |         | 121,633    | 92,825     | 28,808     |            |           |
| 融資基金費      |        |        |          |        |        |        |        |        |     |       |         |         | 800,000    | 670,000    | 130,000    |            |           |
| その他        | 15,500 | 38,850 | △ 23,350 |        |        |        |        |        |     |       |         | 4,650   | 10,800     | △ 6,150    | 1,602,808  | 1,079,168  | 523,640   |
| 計          | 15,500 | 88,850 | △ 23,350 | 22,000 | 10,000 | 12,000 | 22,000 | 10,000 |     |       |         | 844,632 | 1,265,896  | 421,264    | 32,740,376 | 29,182,690 | 3,557,686 |

7 昭和48年度環境保全関係予算各省市別一覽

(単位：百万円)

| 区 | 分               | 昭和47年度<br>予 算 額 | 昭和48年度<br>予 算 額 | 対前年度<br>比較増△減 | 備 考                                                                                                                          |
|---|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総 | 府               | (-) 30,983      | (-) 42,652      | 11,669 (-)    |                                                                                                                              |
| 公 | 理 府 等 調 整 委 員 会 | 166             | 189             | 23            | 公害等調整委員会に必要な経費                                                                                                               |
| 警 | 察 庁             | 65              | 69              | 4             | 公害関係交通規制取締りに必要な経費                                                                                                            |
| 首 | 都 圏 整 備 委 員 会   | 8               | 9               | 1             | 都市用水の環流機構と広域的な排水計画に関する基礎調査8(8)<br>首都圏整備計画策定調査のうら、近郊整備地帯の整備計画策定調査<br>6(5)                                                     |
| 北 | 海 道 開 発 庁       | 5,025           | 7,949           | 2,924         | 下水道事業費6,841(4,478)、公園事業費1,060(520)、<br>緑地保全事業費3(0)等                                                                          |
| 防 | 衛 施 設 庁         | (-) 16,001      | (-) 20,540      | 4,539 (-)     | 防衛施設周辺騒音等防止対策                                                                                                                |
| 経 | 済 企 画 庁         | 116             | 245             | 129           | 下水道事業費22(18)、廃棄物処理施設整備166(76)、公園事業費57(22)                                                                                    |
| 科 | 学 技 術 庁         | 63              | 57              | △ 6           | 産業廃棄物の相互利用による資源化に関する調査4(0)<br>公害を起こさない新農薬の創製開発49(45)等                                                                        |
| 環 | 境 庁             | 8,016           | 11,049          | 3,033         | 公害監視測定機器の整備等の推進1,410(858)、広域水質汚濁防止対策<br>108(76)、光化学スモッグ対策182(102)、国立機関公害防止等試験研究<br>費2,210(1,340)、公害防止等調査研究費659(426)、健康被害者救済対 |

| 区      | 分           | 昭和47年度<br>予算額 | 昭和48年度<br>予算額 | 対前年度<br>比較増△減 | 備                                                                                                                                                                            | 考 |
|--------|-------------|---------------|---------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 冲<br>縄 | 開<br>発<br>庁 | 1,523         | 2,545         | 1,022         | 策199(140)、環境保全総合調査研究促進調整費380(350)、特定民有地買上補助事業388(139)、自然公園等施設整備費2,089(1,466)、等                                                                                               |   |
| 文      | 部           | 4,505         | 7,257         | 2,752         | 廃棄物処理施設整備264(169)、下水道事業費1,544(1,086)、公園事業費785(314)等                                                                                                                          |   |
| 厚      | 生           | 8,872         | 16,481        | 8,059         | 公立学校の公害防止工事等1,729(724)、少年自然の家1,000(680)、公立小、中学校児童生徒健康増進特別事業388(132)、史跡等の買上げ3,000(2,000)等                                                                                     |   |
| 農      | 林           | 5,229         | 8,058         | 2,824         | 廃棄物処理施設整備15,814(8,180)、浄水場排水処理施設整備459(141)、PCB汚染対策費20(0)等                                                                                                                    |   |
| 通      | 商<br>産<br>業 | 4,264         | 8,186         | 3,922         | 水質障害対策事業費900(471)、公害防除特別土地改良事業費203(159)、畜産団地造成事業費1,878(1,878)、畜産経営環境整備事業費661(0)、新島地域等特殊排水事業費1,860(1,655)、水産関係環境保全対策447(222)、農林漁業における環境保全の技術に関する総合研究費290(0)、等                 |   |
|        |             |               |               |               | 重要技術研究開発助成費1,560(670)、大型工業技術研究開発費1,786(1,285)、産業公害防止対策調査216(207)、内陸工業開発総合事前調査費30(0)、特定化学品等安全確保対策144(0)、金属等鉱山鉱害対策に必要な経費290(0)、休廃止鉱山鉱害対策745(285)、地盤沈下防止対策工業用水道事業費補助1,973(797)等 |   |

| 区 | 分               | 昭和47年度<br>予 算 額    | 昭和48年度<br>予 算 額 | 対前年度<br>比較増△減 | 備 考                                                                           |
|---|-----------------|--------------------|-----------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 運 | 輸 省             | (3,519)<br>7,149   | (-) 17,327      | (-) 10,178    | 海上公害監視取締体制の整備114(91)、港湾しゆんせつ事業847(632)、航空機騒音防止対策11,040(5,815)等                |
| 労 | 働 省             | 32                 | 42              | 10            | 有害環境改善推進費                                                                     |
| 建 | 設 省             | (2,605)<br>108,770 | (-) 173,752     | (-) 64,982    | 下水道事業費146,655(92,802)、下水道事業センター助成費280(150)                                    |
|   | 計               | (6,124)<br>169,304 | (-) 273,700     | (-) 104,396   | 緩衝緑地事業2,200(800)、高潮対策事業費3,060(2,950)、公園事業費17,283(10,320)、古都及び緑地保全事業費647(500)等 |
| 公 | 害 对 策 分         | (6,112)<br>152,294 | (-) 244,351     | (-) 92,057    |                                                                               |
| 自 | 然 環 境 保 全 对 策 分 | (12)<br>17,010     | (-) 29,349      | (-) 12,339    |                                                                               |

(註) 1. ( )は実施計画段階で定まるものであり外数である。なお(-)は、実施段階で定まるものであり、現在未定である。

2. 備考中の( )は、前年度予算額である。

# 昭和48年度公害対策関係財政投融资

(環境庁企画調整局)

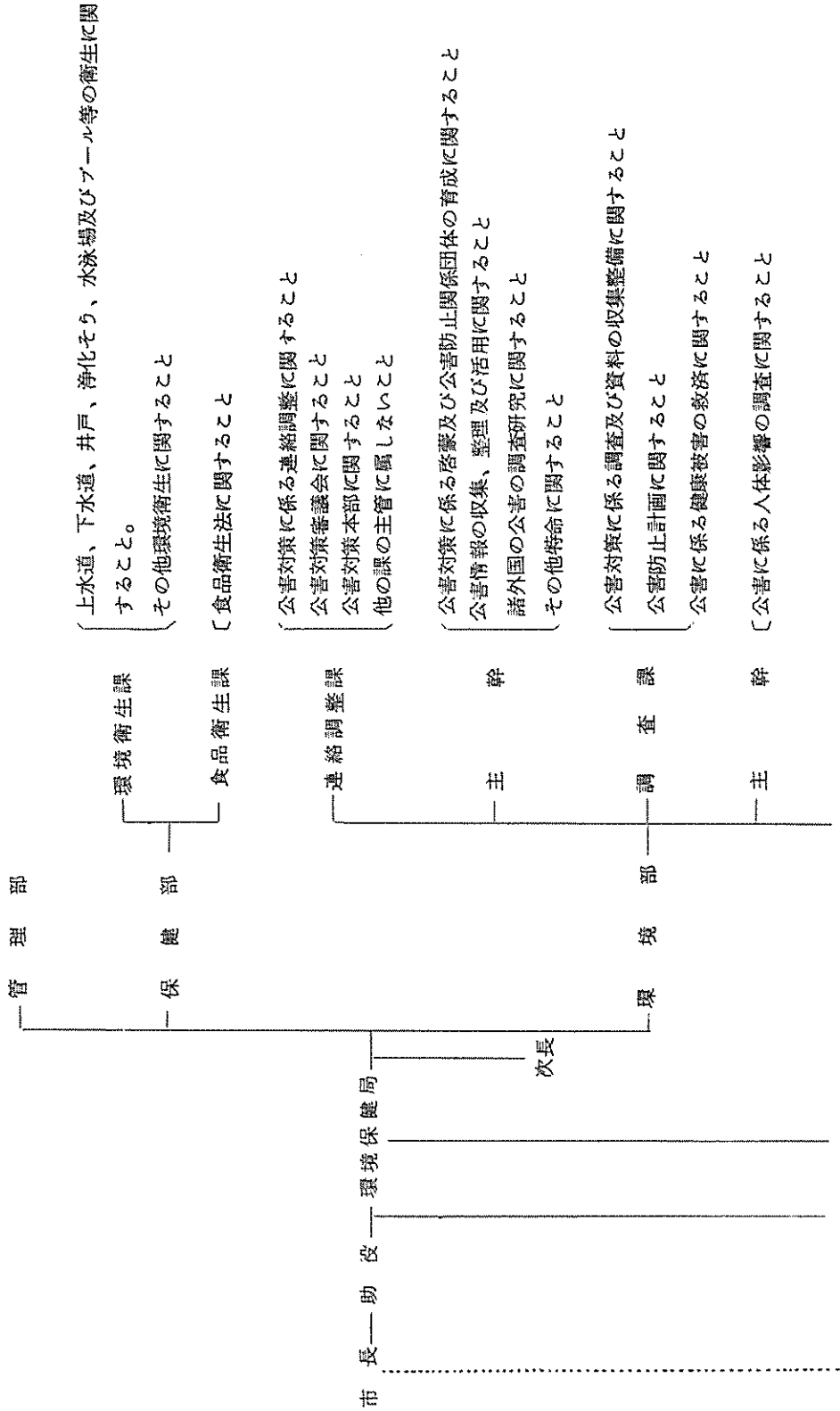
(単位：億円)

| 区 分                 | 昭和47年度<br>当初計画 | 昭和48年度<br>計画   | 対前年度<br>比較増△減  | 備 考                                                               |
|---------------------|----------------|----------------|----------------|-------------------------------------------------------------------|
| 公害防止事業団             | 590            | 730            | 140            | 産業廃棄物処理施設を設置する地方公共団体が設立した公社等および産業廃棄物処理業者を業務対象として追加。金利の引下げ。        |
| 日本開発銀行              | 350            | 650            | 300            | 工場立地法(仮称)の制定をまっけて、工場周辺地域の環境整備(グリーンベルトの造成)を行なう事業を融資対象として追加。金利の引下げ。 |
| 中小企業金融公庫            | 80             | (40)<br>100    | (40)<br>20     | 産業公害防止貸付                                                          |
| 国民金融公庫              | 20             | (15)<br>30     | (15)<br>10     | 産業公害防止貸付                                                          |
| 農林漁業金融公庫            | 29             | 29             | 0              | 畜産経営環境保全貸付(畜産経営移転及び家畜排泄物処理施設等の推進のための貸付)。金利の引下げ。                   |
| 金 属 物 資 探 査 振 興 財 団 | —              | 11             | 11             | 金属等鉱山鉱害防止対策                                                       |
| 日本私学振興財団            | 4              | 4              | 0              | 騒音、大気汚染対策及び地盤沈下対策(防止施設整備、校舎の移転改築)                                 |
| 小 計                 | 1,073          | (55)<br>1,554  | (55)<br>481    |                                                                   |
| 地 方 公 共 団 体         | (25)<br>1,559  | (74)<br>2,745  | (49)<br>1,186  | 下水道、一般廃棄物処理(粗大ごみ)、産業廃棄物等                                          |
| うち下水道               | 1,469          | 2,614          | 1,145          |                                                                   |
| 合 計                 | (25)<br>2,632  | (129)<br>4,299 | (104)<br>1,667 |                                                                   |

- 注) 1. いずれも事業規模又は貸付規模(地方公共団体にあっては地方債計画額)である。  
 2. 中小企業金融公庫及び国民金融公庫の48年度の( )は過管・公害移転貸付分(新規)で外書である。  
 3. 中小企業金融公庫及び国民金融公庫の47年度には、公害移転貸付分が含まれている。  
 4. 地方公共団体の( )は都市下水路分を外書である。

# 8 公害対策関係組織機構図

昭和48年7月現在



公害対策審議会  
(37. 3. 31 設置)

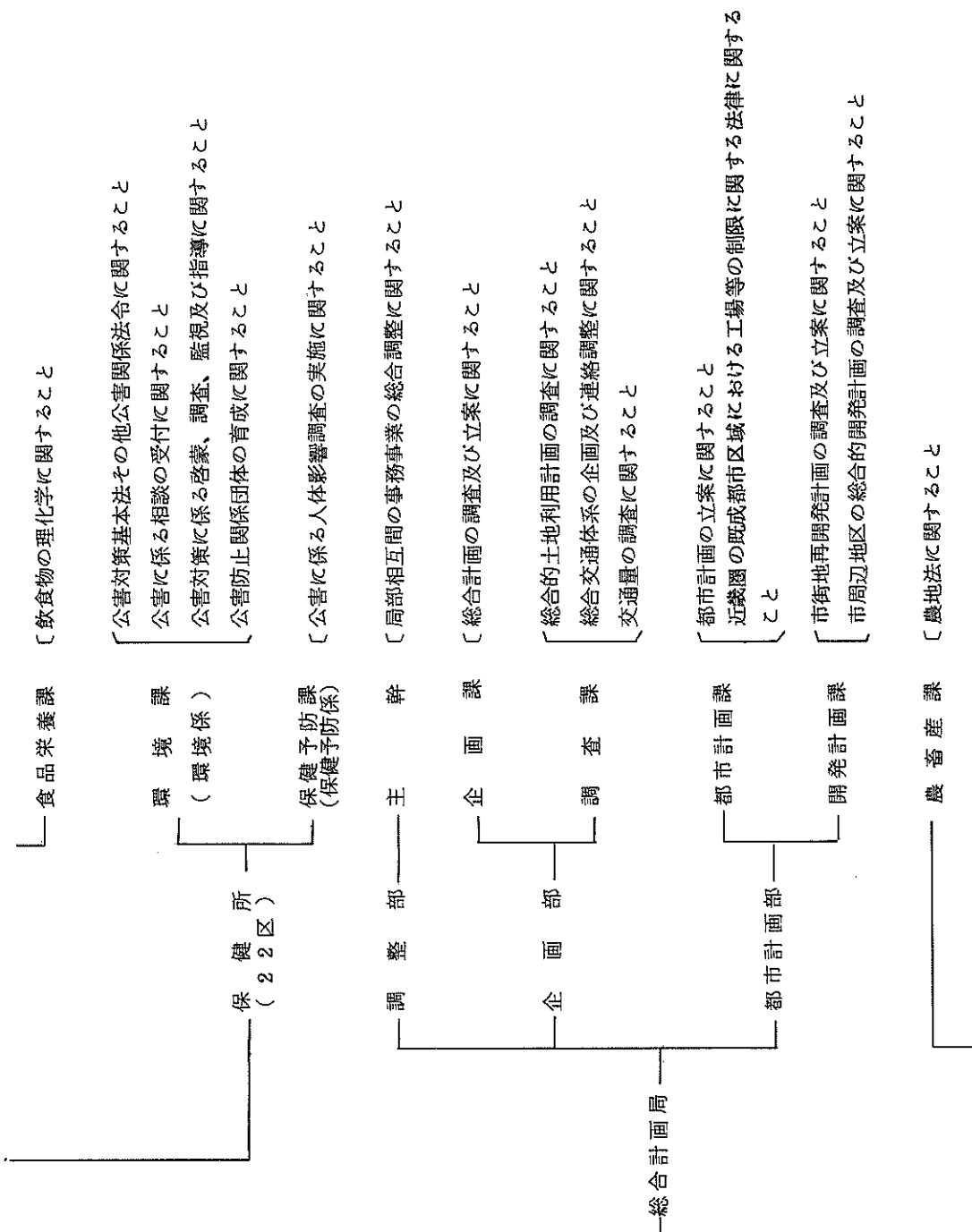
公害対策本部  
(45. 8. 7 設置)

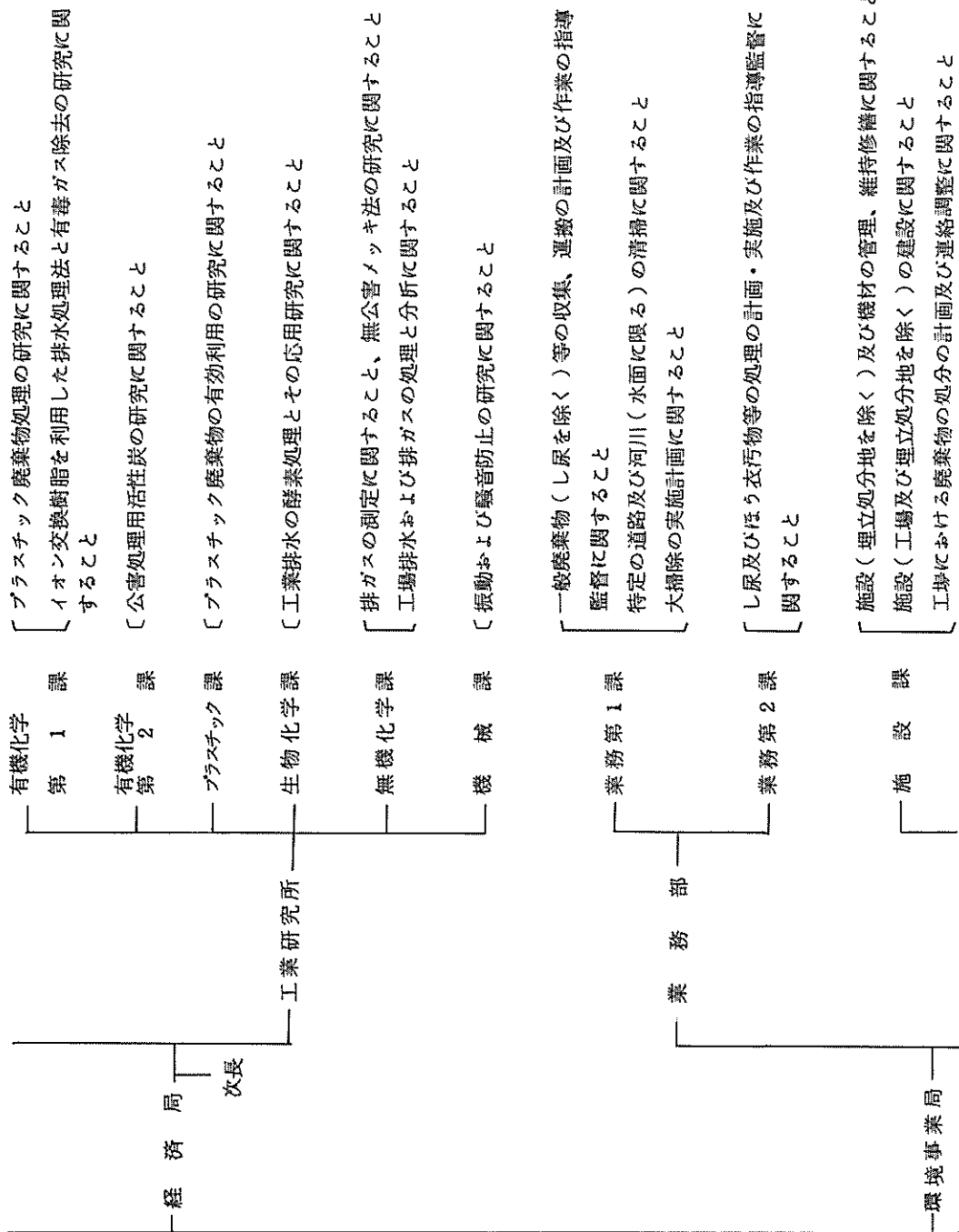
西淀川区大気汚染緊急対策推進会議  
(45. 6. 27 設置)

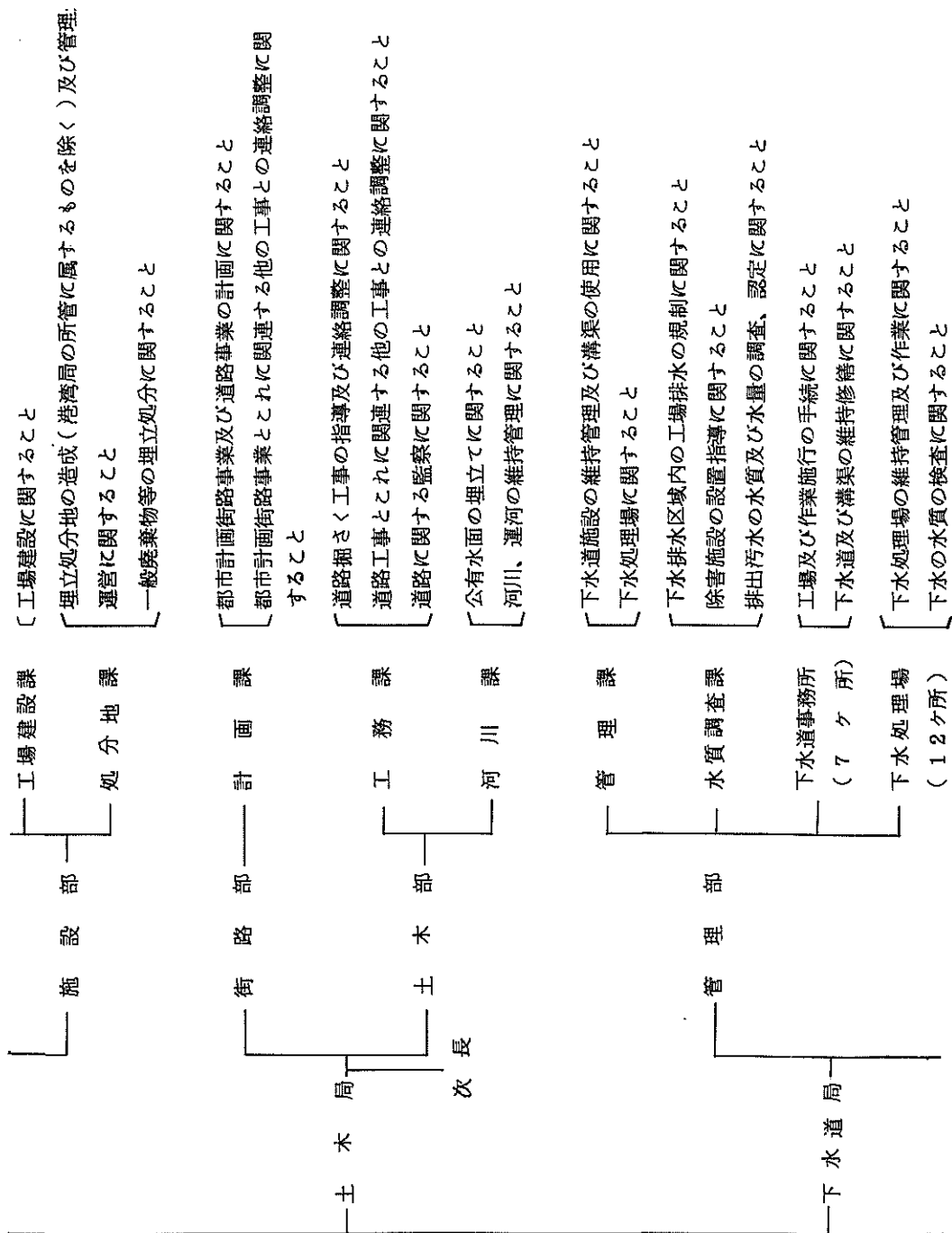
|           |                                                                                             |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指導助成課     | 〔 公害防止に関する融資助成に関すること<br>公害に関する苦情、陳情及び紛争の処理に関すること<br>公害発生源工場の集団化及び踐地の買収に関すること 〕              |
| 主 幹       | 〔 産業廃棄物に関すること<br>大阪産業廃棄物処理公社及び関係機関との連絡調整に関すること 〕                                            |
| 大 気 課     | 〔 大気汚染の防止に関すること<br>悪臭の防止に関すること 〕                                                            |
| 水 質 騒 音 課 | 〔 水質汚濁の防止に関すること<br>地盤沈下の防止に関すること<br>土壌汚染の技術的調査に関すること 〕                                      |
| 主 幹       | 〔 騒音、振動の防止に関すること<br>交通騒音及び航空機騒音の防止に関すること<br>その他特命に関すること 〕                                   |
| 主 幹(兼)    | 〔 地盤沈下の防止に関すること 〕                                                                           |
| 主 幹       | 〔 大気課、水質騒音課、環境汚染監視センター及び方面規制隊<br>相互間の総合調整・連絡に関すること<br>公害関係法令にもとづく届出に関すること<br>その他・特命に関すること 〕 |

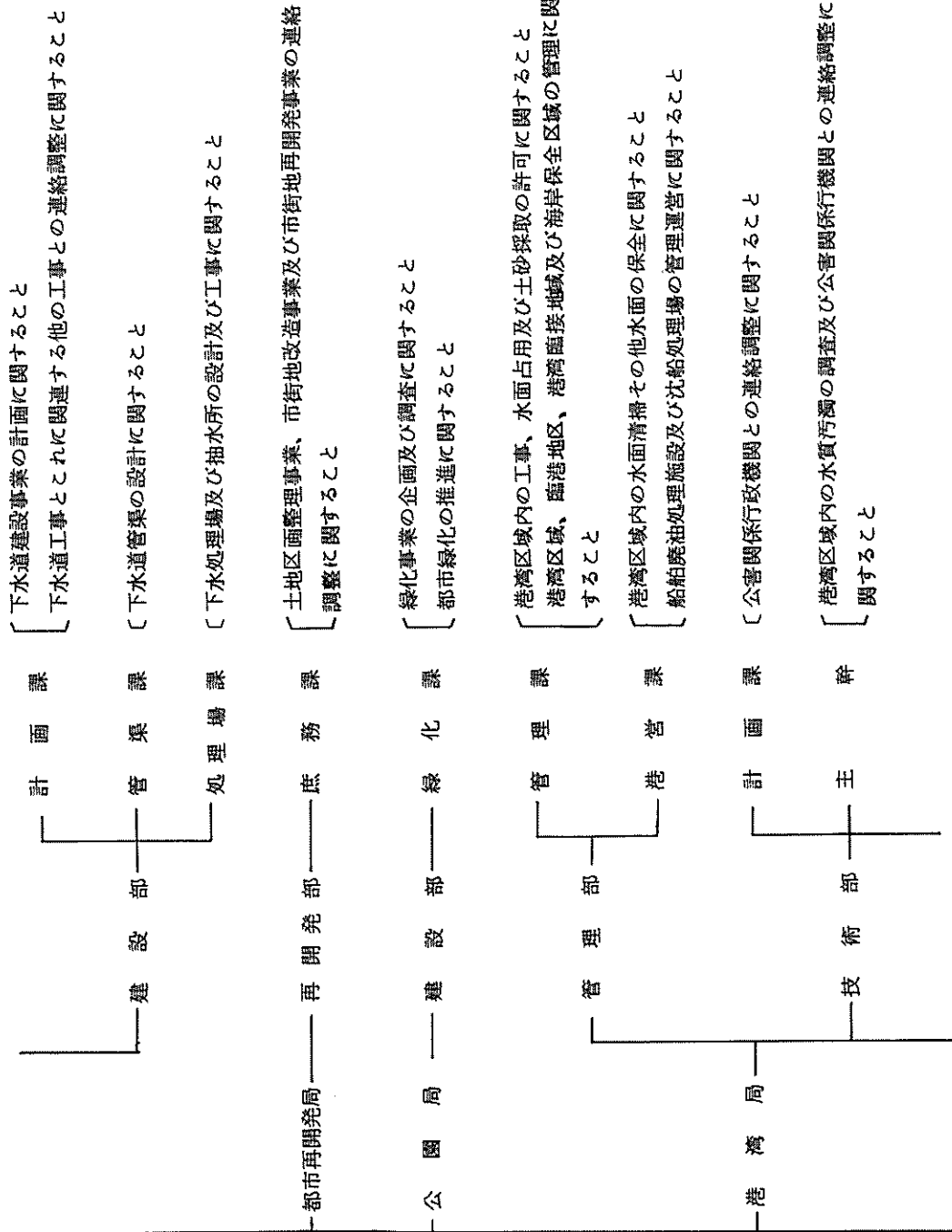


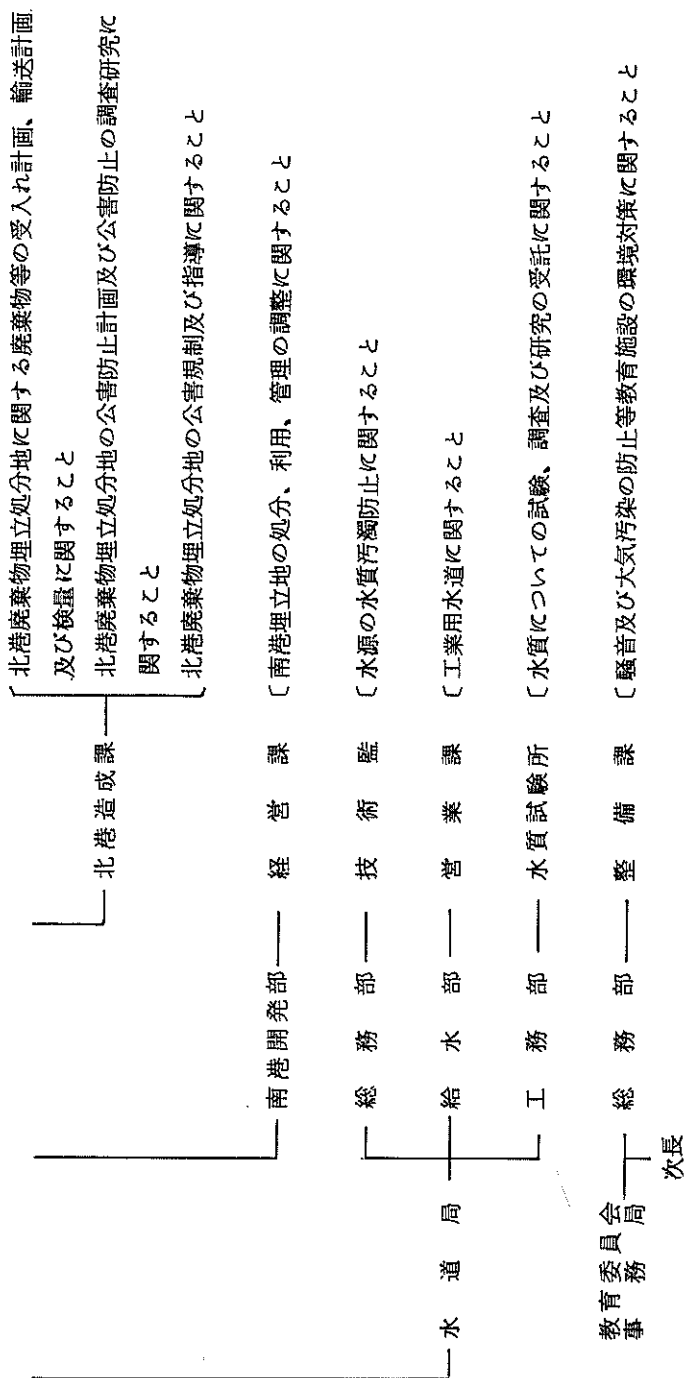
|                |                                                                 |
|----------------|-----------------------------------------------------------------|
| 東部方面<br>公害規制隊  | 東淀川区、東成区、生野区、旭区、城東区、東住吉区における<br>公害の防止のための規制及び指導に関すること           |
| 中部方面<br>公害規制隊  | 北区、都島区、東区、西区、天王寺区、南区、浪速区、大淀区、<br>阿倍野区における公害の防止のための規制及び指導に関すること  |
| 西部方面<br>公害規制隊  | 福島区、此花区、港区、大正区、西淀川区、住吉区、西成区に<br>おける公害の防止のための規制及び指導に関すること        |
| 環境汚染<br>監視センター | 環境汚染の監視測定及び調査に関すること<br>公害に係る検査及び分析に関すること<br>環境汚染資料の収集及び解析に関すること |
| 環境医学課          | 都市環境及び生活環境に関すること<br>紛しん、ガス、騒音等による公害に関すること<br>労働衛生に関すること         |
| 衛生工学課          | 公害の防除技術に関すること<br>ごみ、し尿等の処理技術に関すること<br>産業廃棄物の処理技術に関すること          |
| 水質課            | 井水、上水、下水、河海水、工場排水、鉱泉水の水質に関すること<br>土壌汚染に関すること<br>河川、港湾の底質に関すること  |











# 大阪産業廃棄物処理公社

46.2.19 設立

- 寄付行為及びその他諸規程に関すること
  - 理事会及び役員に関すること
  - 経理及び人事に関すること
  - 資産の管理に関すること
  - 庶務に関すること
  - 評議員会の運営に関すること
  - その他他課の所管に属しないこと
- 
- 事業の企画及び実施に関すること
  - 事業に係る手数料の策定及び徴収に関すること
  - 排出者等との契約調整に関すること
  - 契約排出者の指導、監督に関すること
  - 廃棄物の処理、処分技術の開発に関すること
  - 専門委員会の運営に関すること

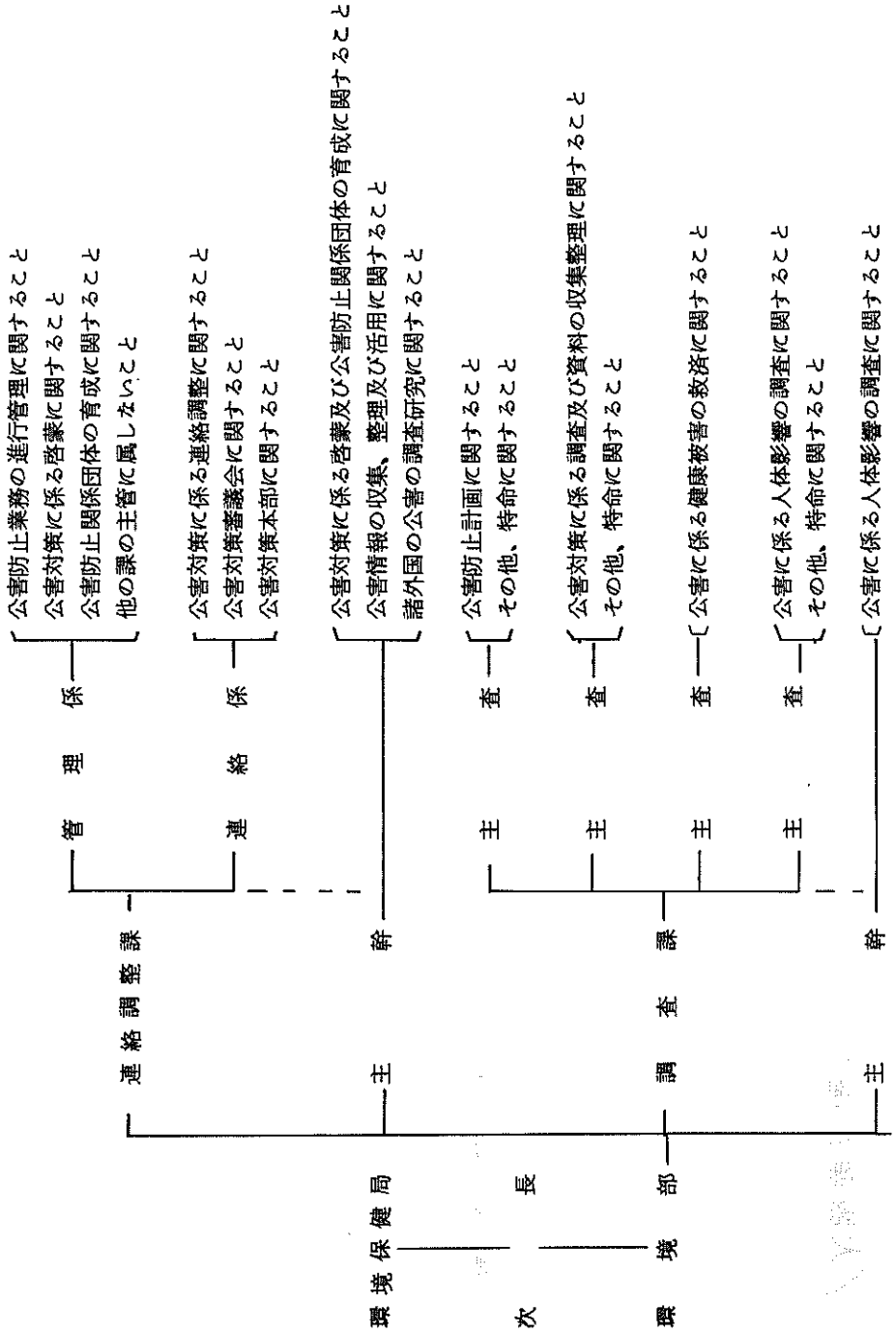
企 画 課

業 務 課

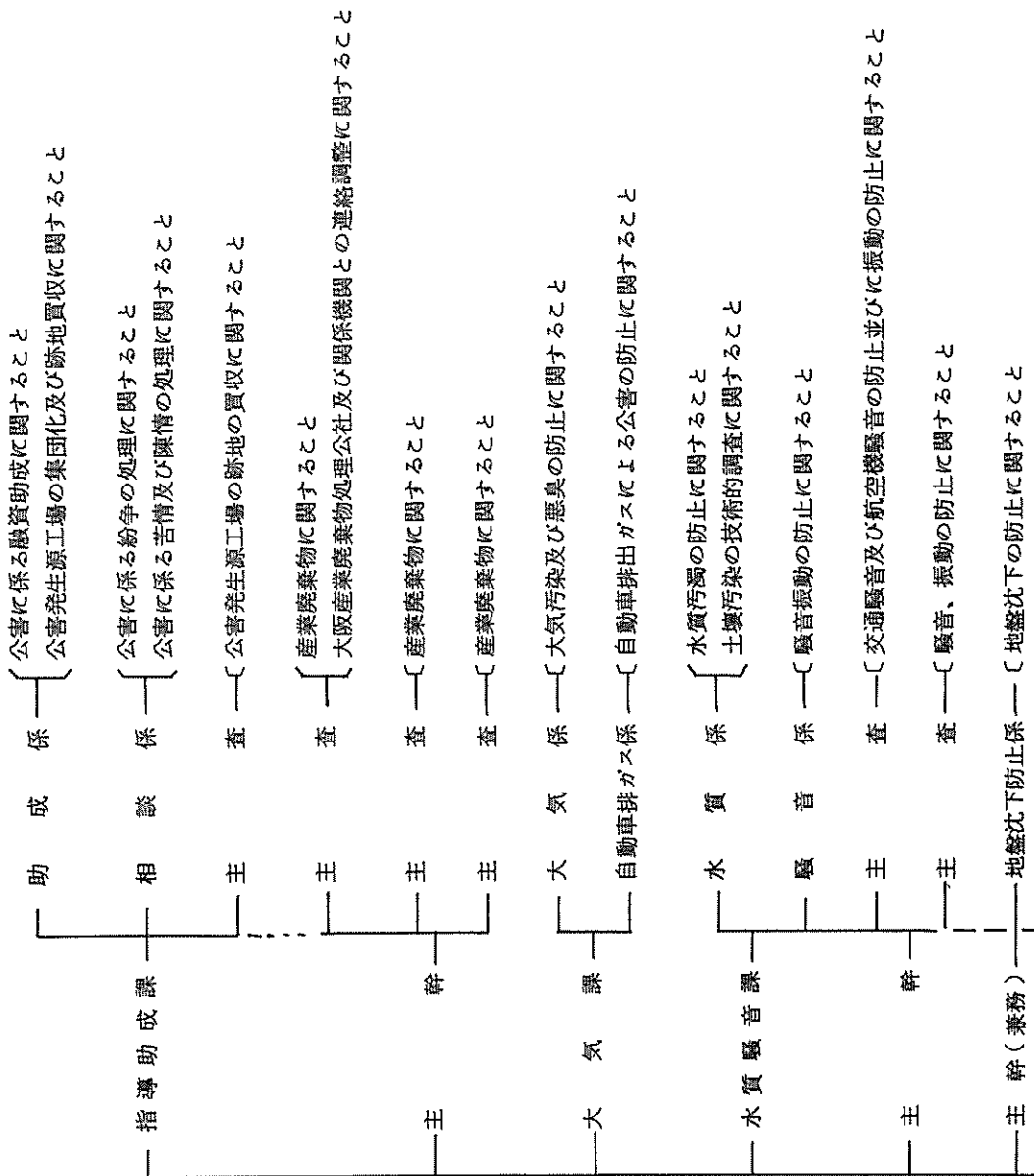
理 事 長 — 専 務 理 事 — 専 務 理 事 兼 専 務 局 長

# 環境保健局環境部組織機構

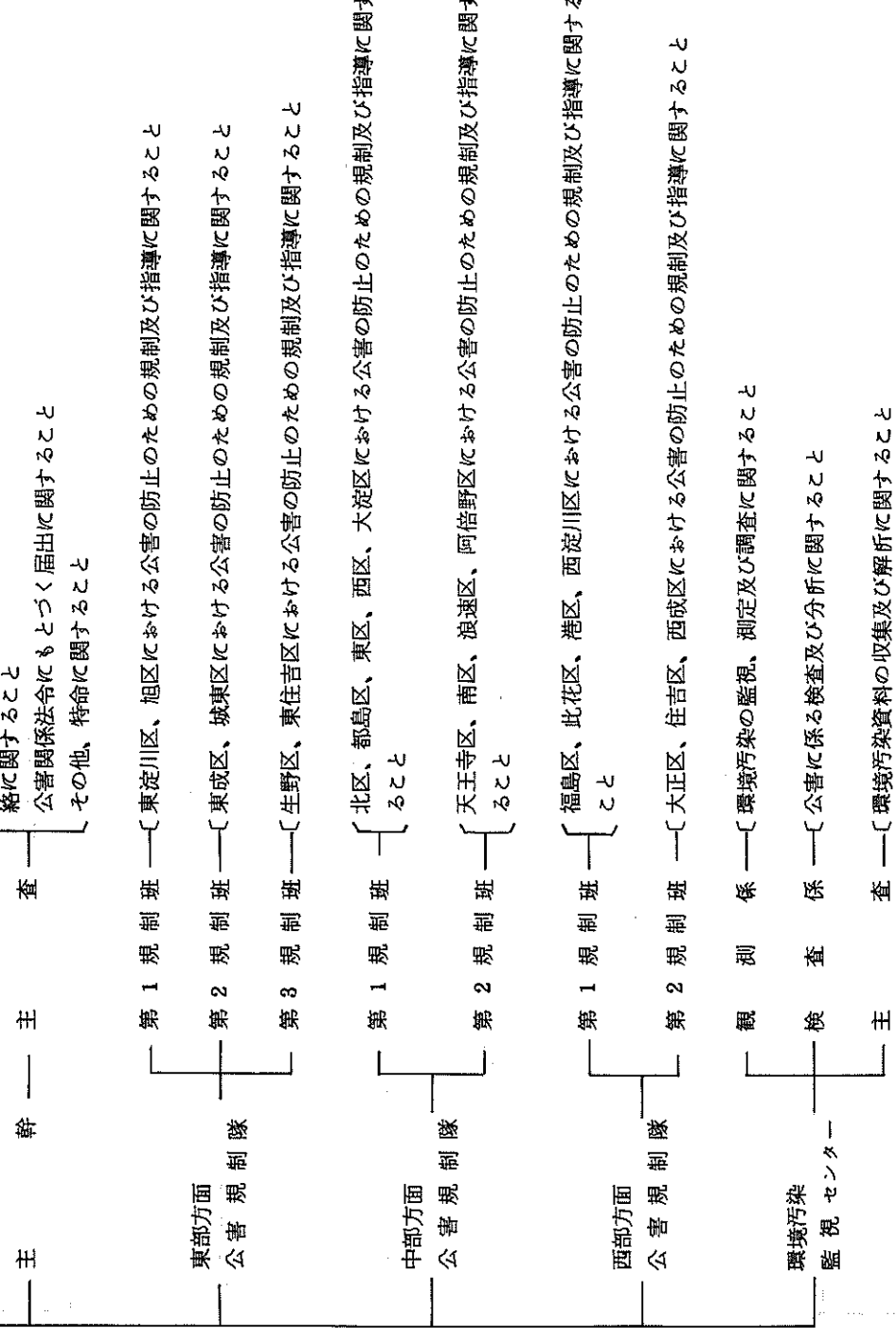
昭和48年6月現在





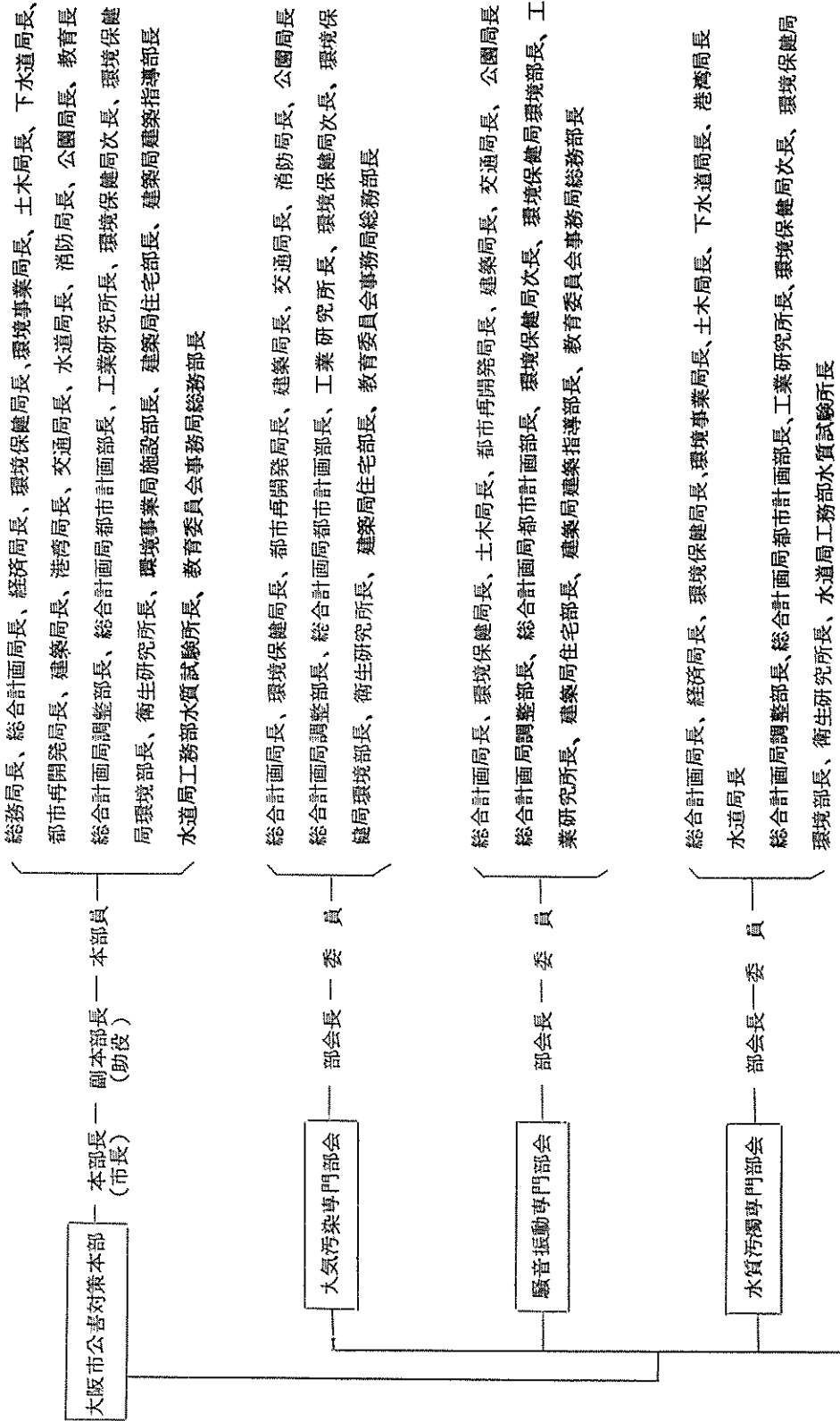


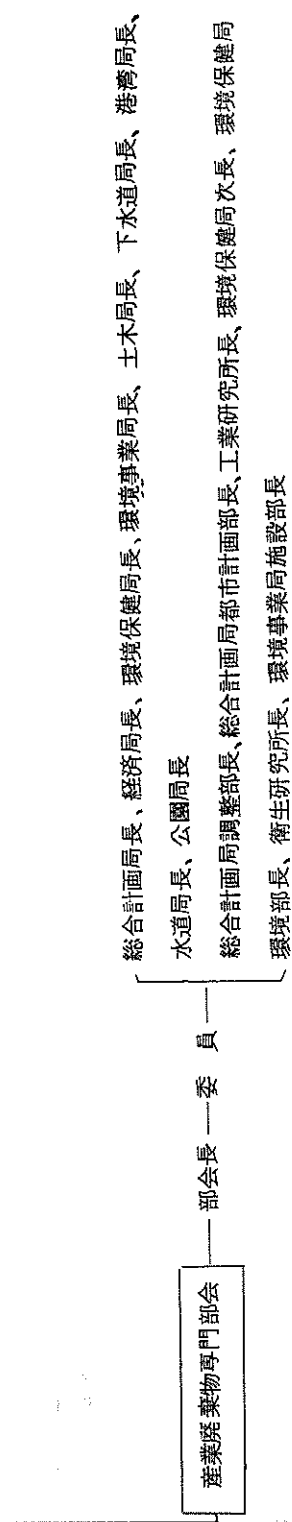
大気課、水質騒音課、環境汚染監視センター及び方面規制隊相互間の総合調整、連絡に関すること



# 大阪市公害対策本部組織

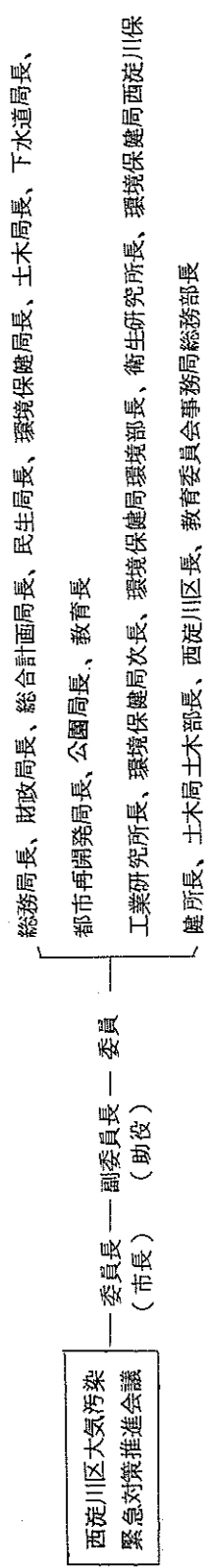
## 45.8.7 設置





## 西淀川区大気汚染緊急対策推進会議

4.5.6, 27 設置



## 9 公害対策関係職員数

### A 公害関係職員数一覧

昭和48.6.1現在

|                            | 環 境 部                                  | 保 健 所                                 | 計   |
|----------------------------|----------------------------------------|---------------------------------------|-----|
| 部 長                        | 1                                      |                                       | 1   |
| 課 長<br>主 幹                 | 16<br>(課長5 所長1 隊長3)<br>(主幹7 (内兼1 出向1)) | 16<br>(環境課長)                          | 32  |
| 係 長<br>主 査                 | 31<br>(係長11 班長7)<br>(主査13 (内出向1))      | 32<br>(係長22(相談コーナー7))<br>(主査10( " 8)) | 63  |
| 係 員                        | 75<br>(事務17 技術58)                      | 44<br>(環境衛生監視員)                       | 119 |
| 作 業 員<br>(公害監視)<br>(技術補助員) | 5                                      | 5                                     | 10  |
| 自動車運転手                     | 10                                     |                                       | 10  |
| 計                          | 138                                    | 97                                    | 235 |

B 環境部職種別職員数

昭和4 8.6.1 現在

| 職 種<br>課・係(主査)         | 事<br>務 | 技 術    |             |             |        |        |        |                       |        |                  |                  |        | 自運<br>動転<br>車手 | 公技<br>術<br>補<br>助<br>員 | 計  | 備 考 |         |                        |
|------------------------|--------|--------|-------------|-------------|--------|--------|--------|-----------------------|--------|------------------|------------------|--------|----------------|------------------------|----|-----|---------|------------------------|
|                        |        | 医<br>師 | 薬<br>劑<br>師 | 獣<br>医<br>師 | 機<br>械 | 電<br>気 | 土<br>木 | 衛<br>生<br>工<br>環<br>学 | 化<br>学 | 応<br>用<br>工<br>学 | 農<br>業<br>化<br>学 | 燃<br>焼 |                |                        |    |     | 建<br>築  | 気<br>象                 |
| 連絡調整課 管理係              | 7      |        |             |             |        |        |        |                       |        |                  |                  |        |                |                        | 10 | 5   | 22      | 部長1 課長1                |
| " 連絡係                  | 3      |        |             |             |        |        |        |                       |        |                  |                  |        |                |                        |    |     | 8       | 主幹1                    |
| 調 査 課<br>(公害防止計画)      | 2      |        |             |             |        |        | 1      |                       |        |                  |                  |        |                |                        |    |     | 3       | 課長1 主査1                |
| (公害対策の調査)              | 3      |        |             |             |        |        |        |                       |        |                  |                  |        |                |                        |    |     | 3       | 主査1                    |
| (健康被害救済)               | 3      |        |             |             |        |        |        |                       |        |                  |                  |        |                |                        |    |     | 3       | 主査1                    |
| (人体影響調査)               |        | 1      | 2           | 1           |        |        |        |                       |        |                  |                  |        |                |                        |    |     | 4       | 主幹1 主査1                |
| 指 導 助 成 課<br>指 助 成 係   | 4      |        |             |             |        |        |        |                       |        |                  |                  |        |                |                        |    |     | 4       | 課長1                    |
| 相 談 係                  | 2      |        |             |             |        |        |        |                       |        |                  |                  |        |                |                        |    |     | 2       |                        |
| (工場跡地買収)               | 2      |        |             |             |        |        |        |                       |        |                  |                  |        |                |                        |    |     | 2       | 主査1                    |
| (産業廃棄物)                | 4      |        | 6           | 1           |        |        | 1      | 1                     | 1      |                  |                  |        |                |                        |    |     | 14      | 主幹2(内出向1)<br>主査4(内出向1) |
| 大 気 課<br>大 気 係         |        |        | 3           |             |        |        |        | 1                     |        |                  | 1                |        |                |                        |    |     | 5       | 課長1                    |
| 自動車排ガス係                |        |        | 1           |             | 2      |        |        |                       |        |                  | 1                |        |                |                        |    |     | 4       |                        |
| 水 質 騒 音 課<br>水 質 騒 音 係 |        |        | 1           | 1           | 1      |        | 1      | 1                     | 1      |                  |                  |        |                |                        |    |     | 6       | 課長1                    |
| 騒 音 係                  |        |        |             |             | 3      |        | 1      |                       |        |                  |                  |        |                |                        |    |     | 4       | 主幹1・主査1                |
| 地盤沈下防止係                |        |        |             |             |        |        | 3      |                       |        |                  |                  |        |                |                        |    |     | 3       | 主幹1(兼務)                |
| (交通・航空機騒音)             |        |        | 1           |             | 3      |        | 1      |                       |        |                  |                  |        |                |                        |    |     | 5       | 主査1                    |
| (規制部門総合調整)             | 3      |        | 2           | 1           |        | 1      |        |                       |        |                  | 1                | 1      |                |                        |    |     | 9       | 主幹1・主査1                |
| 東部方面公害規制隊<br>第1規制班     |        |        | 3           |             |        |        |        |                       |        | 1                |                  |        |                |                        |    |     | 4       | 隊長1                    |
| 第2規制班                  |        |        | 2           |             |        |        |        |                       |        |                  |                  |        |                |                        |    |     | 2       |                        |
| 第3規制班                  |        |        | 2           |             | 1      |        |        |                       |        |                  |                  |        |                |                        |    |     | 3       |                        |
| 中部方面公害規制隊<br>第1規制班     |        |        | 2           |             | 1      |        |        |                       |        |                  | 1                |        |                |                        |    |     | 4       | 隊長1                    |
| 第2規制班                  |        |        | 2           |             |        |        |        |                       |        |                  |                  |        |                |                        |    |     | 2       |                        |
| 西部方面公害規制隊<br>第1規制班     |        |        | 3           |             | 1      |        |        |                       |        |                  |                  |        | 1              |                        |    |     | 5       | 隊長1                    |
| 第2規制班                  |        |        | 2           |             |        |        |        | 1                     | 1      |                  |                  |        |                |                        |    |     | 4       |                        |
| 公害監視センター<br>観 測 係      |        |        | 1           |             | 3      | 2      | 2      | 2                     | 1      |                  |                  |        |                | 2                      |    | 13  | 所長1・主査1 |                        |
| 検 査 係                  |        |        | 4           |             |        |        |        |                       |        |                  | 1                |        |                |                        |    |     | 5       |                        |
| 計                      | 33     | 1      | 37          | 4           | 15     | 3      | 9      | 7                     | 5      | 1                | 3                | 2      | 1              | 2                      | 10 | 5   | 138     |                        |

## 10 公害関係協議会等一覧表

(単位：千円)

| 番号 | 名称            | 事務局団体及び会長等名                                     | 加盟都市及び団体名                                                            | 設立年月日    | 分担金 | 事業概要                                                       |
|----|---------------|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|----------|-----|------------------------------------------------------------|
| 1  | 公害対策審議会       | (事務局)<br>大阪市環境保健局環境部<br>(会長)<br>阪大名誉教授<br>梶原 三郎 | 委員<br>30名以内<br>(現在27名)                                               | 37.3.31  | -   | ばい煙、騒音等公害関係諸問題についての重要事項の調査及びその対策の審議に関する事務                  |
| 2  | 十大都市公害主管部課長会議 | 加盟都市持回り                                         | 札幌市<br>東京都<br>横浜市<br>川崎市<br>名古屋市<br>京都市<br>大阪市<br>神戸市<br>北九州市<br>福岡市 | 44.11.14 | -   | 公害行政の諸問題について意見の交換と相互の連絡を行ない、公害行政の効果的推進に資することを目的とする。        |
| 3  | 大阪府市公害行政連絡協議会 | 大阪府<br>大阪市<br>交互で分担                             | 大阪府<br>大阪市                                                           | 42.1.10  | -   | 府、市相互の緊密な連絡協議を図り、統一的効果的な推進を期するため                           |
| 4  | 大阪府都市公害問題協議会  | 大阪府<br>市長会                                      | 府下31市                                                                | 45.4.1   | -   | 大阪府内各市の公害行政に関する連絡を密にし、その円滑な運営をはかり、公害行政全般の改善推進に資することを目的とする。 |
| 5  | 大阪・尼崎市公害行政連絡会 | 大阪市環境保健局環境部及び尼崎市生活環境局持回り                        | 大阪市<br>尼崎市                                                           | 43.8.7   | -   | 両市の公害関係情報の交換及び大気汚染等の協同調査                                   |
| 6  | 大阪・堺市公害行政連絡会  | 大阪市環境保健局環境部及び堺市公害対策部持回り                         | 大阪市<br>堺市                                                            | 46.10.23 | -   | 両市の公害関係情報の交換                                               |

| 番号 | 名称                | 事務局団体及び会長等名                                                   | 加盟都市及び団体等                                                                                | 設立年月日                       | 分担金          | 事業概要                                                                                |
|----|-------------------|---------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 7  | 大阪・東大阪・八尾市公害行政連絡会 | 大阪市環境保健局環境部、東大阪市都市公害部及び八尾市市民経済部持回り                            | 大阪市<br>東大阪市<br>八尾市                                                                       | 46.6.22                     |              | 三市の共通する公害問題                                                                         |
| 8  | 大阪市公害防止会連合会       | (事務局) 環境保健局環境部連絡調整課<br>(会長) 江崎グリコ(株) 社長<br>西淀川区公害防止研究会会長 江崎利一 | 北区公害防止研究会ほか22<br>公害防止研究会<br>(東淀川区は2防止会)                                                  | 35.10.1<br>(大阪市禁煙防止会連合会として) | 補助金<br>1,500 | 公害発生関係事業主により公害関係諸調査研究、啓蒙等の自主実践活動を行なう他、自治体の公害行政に協力し、対策の実を挙げる。                        |
| 9  | 全国大気汚染防止連絡協議会     | 東京都及び大阪府(常任幹事県)                                               | 大気汚染関係府県市及び国の関係省庁                                                                        | 38.10.1                     | -            | 大気汚染防止法に基づき諸対策に関する各自治体の情報交換及び技術上の問題の検討国への要望                                         |
| 10 | 阪神広域スモッグ対策連絡協議会   | 大阪府<br>兵庫県                                                    | (大阪府)<br>大阪市<br>堺市<br>(兵庫県)<br>神戸市<br>尼崎市<br>西宮市<br>芦屋市<br>大阪管区气象台<br>大阪市衛生研究所等測定機関及び通産局 | 40.11.1                     | -            | 大気汚染の広域性に対処して、広域的なスモッグ対策を推進する下部組織として大阪府・大阪市及び尼崎市から構成する。<br>大阪府スモッグ対策連絡協議会を開催実施している。 |
|    | 社団法人<br>大気汚染研     | 事務局<br>東京都港区芝                                                 | 北海道をはじめ32の都府                                                                             |                             |              | 大気汚染に関する学術的な調査研究及び知識の普及を                                                            |



| 番号 | 名称              | 事務局団体及び会長等名                                                                       | 加盟都市及び団体等                                                                                                 | 設立年月日    | 分担金                       | 事業概要                                                                                                                                                           |
|----|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11 | 究全国協議会          | 白金台町1丁目39<br>国立公衆衛生院内<br>会長代理兼理事長<br>鈴木武夫                                         | 堺市町と34の会社・団体並びに約1,200人の個人会員からなっている。                                                                       | 34.12.29 | 400                       | 図り、公共の福祉と産業の発展に貢献することを目的に次の事業をおこなう。<br>1. 大気汚染に関する調査研究<br>2. 大気汚染に関する調査の連絡及び情報交換<br>3. 大気汚染に関する講演会 研究発表会、学会等の開催<br>4. 大気汚染に関する刊行物の発行<br>5. その他、この法人の目的達成に必要な事業 |
| 12 | 近畿地方大気汚染調査連絡会   | (事務局)<br>大阪管区気象台<br>(会長)<br>大阪大学名誉教授<br>梶原 三郎                                     | ・近畿地方の大阪府市等関係府県市行政機関<br>教授<br>・大学研究機関<br>・大気汚染関係メーカー等                                                     | 31.7.20  | 100                       | 4分科会に分け、近畿地方の大気汚染実態は握と影響調査及び大気汚染防止方法の研究の実施                                                                                                                     |
| 13 | 大阪自動車排出ガス対策推進会議 | (庶務)<br>大阪市環境保健局環境部大気課<br>大阪府生活環境部公書室大気課<br>(議長)<br>大阪市長<br>大島 靖<br>大阪府知事<br>黒田了一 | 大阪市・大阪府<br>大阪陸運局<br>大阪府警察本部<br>大阪府陸運事務所<br>近畿地方建設局<br>大阪商工会議所<br>大阪青年会議所<br>大阪府自動用自動車連合会協会<br>日本自動車連盟関西本部 | 43.4.27  | なし<br>(ただし府市折半による経費を支出する) | 自動車排出ガス防止に関する対策を積極的に推進するため、次のことをおこなう<br>1. 推進すべき自動車排出ガス対策とその推進方法<br>2. 自動車排出ガス対策に関する情報の交換<br>3. その他自動車排出ガス防止対策について特に必要と認める事項                                   |

| 番号 | 名称              | 事務局団体及び会長等名                      | 加盟都市及び団体等                                                                                                                                                    | 設立年月日      | 分担金 | 事業概要                                                                                                                                                                     |
|----|-----------------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |                 |                                  | 大阪自動車販売店連盟<br>大阪旅客自動車協会<br>大阪府石油協同組合<br>大阪府トラック協会<br>大阪バス協会<br>大阪タクシー協会<br>大阪軽自動車協会<br>日本自動車工業会<br>大阪府ばい煙防止研究会<br>大阪市公害防止会連合会<br>大阪府自動車整備振興会<br>大阪小型自動車整備振興会 |            |     |                                                                                                                                                                          |
| 14 | 瀬戸内海環境保全知事・市長会議 | 兵庫県生活部（議長）<br>兵庫県知事<br>坂井 時忠     | 大阪府<br>兵庫県<br>和歌山県<br>岡山県<br>広島県<br>山口県<br>徳島県<br>香川県<br>愛媛県<br>福岡県<br>大分県<br>大阪市<br>神戸市<br>北九州市                                                             | 46. 7. 14  | 500 | （目的）<br>瀬戸内海環境保全憲章の趣旨に則り、広域的な相互協力によって、瀬戸内海の環境の保全を図り、もって人間性豊かな生活ゾーンを実現すること<br>（事業）<br>(1) 瀬戸内海環境保全憲章の趣旨の徹底<br>(2) 瀬戸内海の環境保全のための基本施策の推進<br>(3) 国に対する建議及び要望<br>(4) その他必要な事業 |
| 15 | 大阪湾海水汚濁対策協議会    | 大阪府生活環境部（代表理事）<br>大阪府知事<br>黒田 了一 | 大阪府<br>兵庫県<br>和歌山県<br>大阪市<br>堺市<br>岸和田市<br>泉大津市                                                                                                              | 47. 11. 21 | 100 | （目的）<br>広域的視野にたち、相互協力を密にし、大阪湾海水汚濁対策の推進を図り、もって大阪湾の浄化を実現すること                                                                                                               |

| 番号 | 名称            | 事務局団体<br>及び会長等<br>名                 | 加盟都市<br>及び団体等                                                                                                                      | 設立年月日   | 分担金 | 事業概要                                                                                                                                                                                                                |
|----|---------------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |               |                                     | 貝塚市<br>泉佐野市<br>高石市<br>泉南町<br>忠南町<br>田尻町<br>岬南町<br>阪神市<br>尼崎市<br>明石市<br>西宮市<br>洲本市<br>芦屋市<br>津名町<br>淡路町<br>東浦町<br>和歌山市              |         |     | (事業)<br>(1) 大阪湾海水汚濁対策の推進<br>(2) 大阪湾の水質監視及び水質測定相互協力と情報交換<br>(3) その他必要な事業                                                                                                                                             |
| 16 | 淀川水質汚濁防止連絡協議会 | 近畿地方建設局<br>(会長)<br>近畿地方建設局長<br>長尾 満 | 近畿地方建設局<br>大阪通商産業局<br>近畿圏整備本部<br>水資源開発公団<br>大阪府<br>京都府<br>滋賀県<br>兵庫県<br>大阪市<br>大京都市<br>高槻市<br>枚方市<br>守口市<br>尼崎市<br>寝屋川市<br>阪神水道企業団 | 33.7.14 | 160 | 淀川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握すると共に、その汚濁の機構を明らかにし、河川管理に必要な水質管理の方法並びに汚濁防止対策について検討し、淀川水質改善の実効をあげるため、つぎの事業を行なう。<br>1. 淀川の水質保全に関して必要な広報、その他の運動<br>2. 寝屋川浄化対策事業に対する協力<br>3. 各河川における水質改善のための調査<br>4. その他、本会の目的達成のために必要な事業。 |

| 番号 | 名称             | 事務局団体及び会長等名                         | 加盟都市及び団体等                                                                                                                                                                                              | 設立年月日    | 分担金 | 事業概要                                                                                                                                                                                                                   |
|----|----------------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 17 | 大和川水質汚濁防止連絡協議会 | 近畿地方建設局<br>(会長)<br>近畿地方建設局長<br>長尾 満 | 近畿地方建設局<br>大阪通産局<br>近畿圏整備本部<br>大阪府<br>大阪市<br>堺市<br>富田林市<br>河内長野市<br>松原市<br>柏原市<br>羽曳野市<br>藤井寺市<br>河南町<br>太子町<br>狭山町<br>美原町<br>千早赤坂村<br>奈良県<br>奈良市<br>大和高田市<br>大和郡山市<br>天理市<br>橿原市<br>桜井市<br>御所町<br>王寺町 | 42. 5.12 | 40  | 大和川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握するとともに、その汚濁の機構を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法、並びに汚濁防止対策について検討し、大和川水質改善の実効をあげることを目的とし、次の事業を行なう。<br>1. 大和川の水質保全に関する広報その他の運動<br>2. 大和川水域の水質調査に対する協力<br>3. 大和川水域における水質調査の調整<br>4. 大和川水域における下水道整備計画の促進 |
| 18 | 神崎川水質汚濁対策連絡協議会 | 近畿地方建設局<br>(会長)<br>近畿地方建設局長<br>長尾 満 | 近畿地方建設局<br>大阪通商産業局<br>近畿圏整備本部<br>大阪府<br>兵庫県<br>大阪市<br>豊中市<br>吹田市                                                                                                                                       | 44. 4.18 | 120 | (目的)<br>神崎川の実態把握、水質管理を流域関係市町村並びに関係機関が一体となって施策を実施してその実効をあげる。<br>(事業)<br>(1) 水質保全に関する広報及びその他の運動<br>(2) 水質改善のための調査<br>(3) 下水道整備事業に対す                                                                                      |

| 番号 | 名称             | 事務局団体<br>及び会長等<br>名              | 加盟都市<br>及び団体名                                                                                 | 設立年月日    | 分担金 | 事業概要                                                                                                                                            |
|----|----------------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |                |                                  | 摂津市<br>茨木市<br>高槻市<br>池田市<br>箕面市<br>能勢町<br>東能勢村<br>尼崎市<br>伊丹市<br>川西町<br>猪名川町<br>宝塚市<br>神安土地改良区 |          |     | る協力<br>(4) 不法投棄の取締り、工場の立入検査<br>(5) その他必要な事業                                                                                                     |
| 19 | 大阪港海水汚濁防止対策協議会 | 大阪海上保安監部<br>(会長)<br>大阪港長<br>一村静男 | 大阪海上保安監部近畿海運局<br>大阪通産局<br>神戸植物防疫所<br>大阪検疫所<br>大阪府<br>大阪市<br>堺市<br>高石市<br>泉大津市<br>民間29団体       | 42.4.20  | 100 | 大阪港およびその境界付近におけるごみ、流木、廃船、油、汚水などによる海水の汚濁防止に関する事項を協議し、もって船舶の交通安全確保および公害の防止を図るため、次の事項を調査、研究、協議し、所点の対策を推進する。<br>1. 汚濁の実態<br>2. 汚濁の発生原因<br>3. 汚濁防止対策 |
| 20 | 大阪地盤沈下総合対策協議会  | 大阪市環境保健局<br>(会長)<br>大阪市長<br>大島靖  | 大阪府<br>大阪市<br>大阪商工会議所                                                                         | 36.11.27 | 500 | 大阪における高潮防禦及び地盤沈下防止に関する総合対策の樹立並びにその実施の促進に必要な事業を行なう                                                                                               |

| 番号 | 名称               | 事務局団体及び会長等名                 | 加盟都市及び団体等                                                                 | 設立年月日    | 分担金   | 事業概要                                                                                                                                                                                                                           |
|----|------------------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------|----------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 21 | 地盤沈下対策都市協議会      | 全国市長会<br>(会長)<br>新潟市長       | 東京都<br>川崎市<br>川口市<br>新潟市<br>名古屋市<br>大阪市<br>西宮市<br>尼崎市                     | 35.7.28  | 400   | <ol style="list-style-type: none"> <li>協議会、懇談会等の開催<br/>国会、中央関係各省に対し地盤沈下関係予算の増額、国庫の高率補助の要望陳情を行なう。</li> <li>研究会の開催<br/>関係各省庁の担当官あるいは学識経験者を講師として地盤沈下に関する諸問題についての研究</li> <li>広報活動<br/>広報パンフレット等を刊行し地盤沈下対策の促進を関係方面に要望する。</li> </ol> |
| 22 | 大阪府市産業廃棄物処理対策協議会 | 大阪府<br>大阪市<br>交互で分担         | 大阪府<br>大阪市                                                                | 45.7.23  | —     | 府、市相互の連絡を密にし、産業廃棄物処理対策の円滑な運営をはかることを目的とする。                                                                                                                                                                                      |
| 23 | 大阪国際空港騒音対策協議会    | 伊丹市<br>(会長)<br>伊丹市長<br>伏見正麿 | 豊中市<br>伊丹市<br>川西市<br>池田市<br>宝塚市<br>尼崎市<br>西宮市<br>箕面市<br>大阪市<br>吹田市<br>芦屋市 | 39.10.16 | 246.9 | <p>(目的)<br/>大阪国際空港における航空機騒音防止対策をはかること</p> <p>(事業)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>騒音の調査及び資料の収集</li> <li>騒音防止対策の立案とその促進</li> <li>騒音防止及びその対策に関する法制化の促進</li> <li>その他必要な事業</li> </ol>                                   |

| 番<br>号 | 名 称                    | 事務局団体<br>及び会長等<br>名           | 加盟都市<br>及び団体等                    | 設立年月日                   | 分担金                                                  | 事 業 概 要                                                                    |
|--------|------------------------|-------------------------------|----------------------------------|-------------------------|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 24     | 全国民間空<br>港関係市町<br>村協議会 | 伊 丹 市<br>(会長)<br>伊丹市長<br>伏見正慶 | 全国の民間空<br>港に関係する<br>61市町村が<br>加盟 | 42.2.23                 | 30+<br>航空機<br>燃料費<br>与税額<br>$\times \frac{16}{1000}$ | (目的)<br>加盟市町村が有する民間空<br>港関連の各種の問題を総合<br>的に調査研究し、これを解<br>決するための方策を推進す<br>る。 |
| 25     | 公害関係<br>都市協議会          | 全国市長会                         | 大 阪 市<br>ほか67市                   | 39.12.9<br>46.9.6<br>改正 | 30                                                   | (1) 大気汚染、水質汚濁、<br>その他公害に関する調査<br>研究<br>(2) 公害防止策の推進強化                      |